

教育部省檢定濟

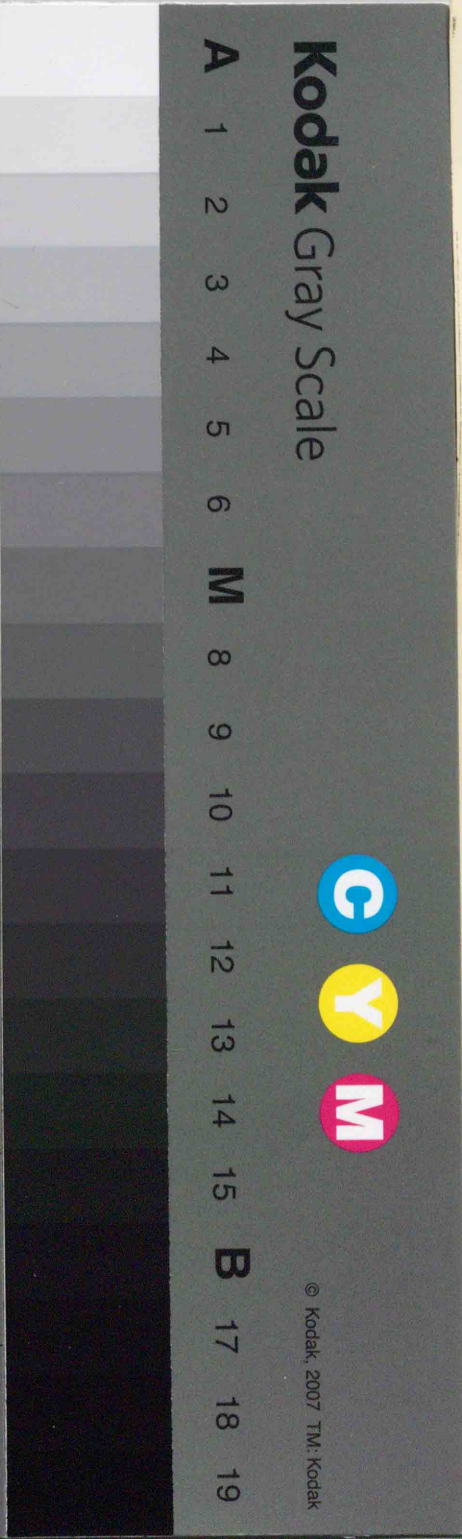
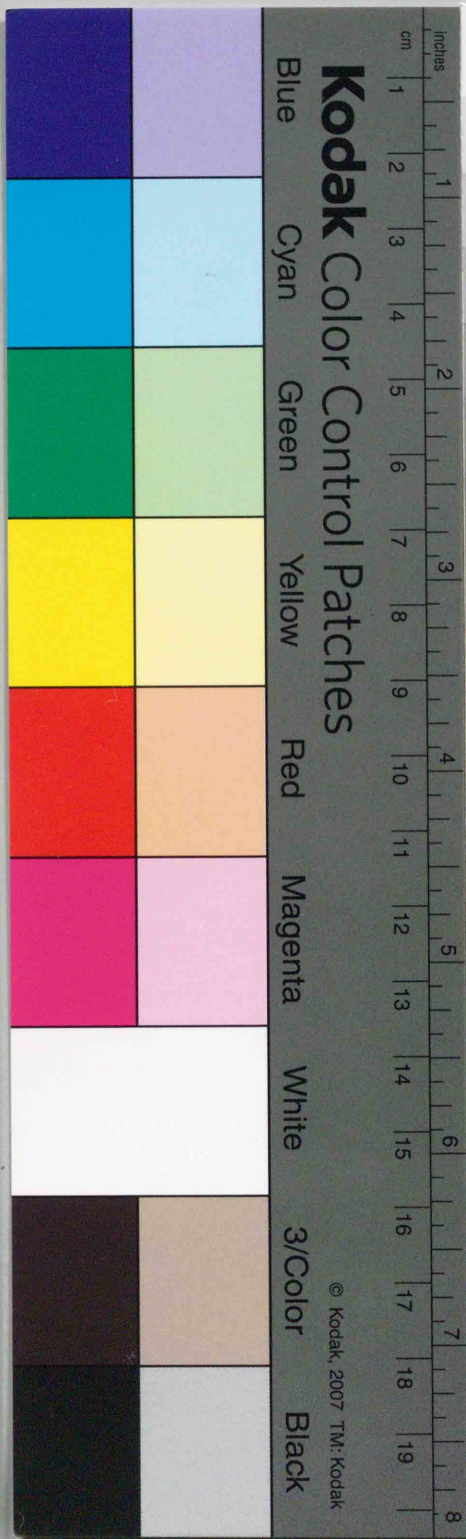
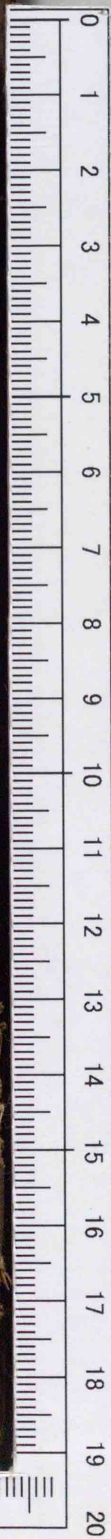
教科書文庫
4
210
51-1919
2000034755

新撰 近世教育史

小佐藤 川藤 正治 熊治 原助 市郎 行 共著



東京寶文館藏版



42949

教科書文庫

4
210
51-1919
2000034755



日七十二月一年八正大
濟定檢省部文

教科書文庫
4
210
51-1919
2000034755

資料室

375.9
021

書科教科育教的統系

新撰
近世教育史

小川正行
佐藤熊治
篠原助市
共著

修訂版

東京寶文館藏版

広島大学図書
2000034755



二部

藤原逸雄

任字



修訂版緒言

一、本書は、師範學校に於ける教育科の系統的教科書として編纂したるものにして、明治四十三年初版發行以來、幸に全國各府縣に於て、師範學校用又は教員檢定試験用として採用せられ、既に數版を重ねたり。其の閒、學說の進歩に伴ひ、各一部の訂正を行ひ來りたりと雖も、尙十分ならざるを以て、今回特に全部に互る修訂を施し、最近の研究と思潮とは、悉く之を漏らさざらんことを努めたり。

一、本書の編纂に當り、著者は他の教育分科の各教科書相互の連絡に注意し、相補益して生徒の理會を容易ならしめ、又なるべく材料を精選して、重要なものは稍、之を詳述して、他は之を略敘し、或は其の名目のみを掲げ、或は已むを得ず、全く之を省略する等實際教授上の便宜を考慮したり。故に實際の教授に當りては、適當に之を活

用せられんことを望む。

- 一、本書は近世教育の發達變遷を敘述するを以て、其の主なる目的となせるを以て、古代の教育に關するものは、之を簡約にし、其の特に近世の教育に對して大なる影響を及ぼせるものみに止めたり。
- 一、歐米の教育にありては、特に教育思想の發達に注意し、之を中心として敘述を進め、教育制度に至りては比較的之を簡敘せり。蓋し歐米の教育にして、我が國の教育と密接の關係を有するものは、主として其の學說の方面に存すればなり。
- 一、全篇を通じ、なるべく各時代の趨勢を概説したる後、分解的敘述に入り、又は分解的に敘述したる後、之を約説し、各時代の特色を明らかにせしむるに於て、多少の工夫を加へたり。
- 一、敘述の順序方法に至りては、概ね舊著改訂版近世教育史に等しけれども、之を舊著に比すれば、一層教育思想の系統的發達を重視せ

るが爲に、幾多の章節を附加し、且出所の確實なる幾多の挿畫を加へ、生徒の興味を喚起するに力めたり。

一、本書載する所の外國の地名及び人名の稱へ方及び書き方は一に文部省外國地名及び人名の稱へ方及び書き方取調委員の復命書に準據せり。

一、本書載する所の紀元年代につきては、本邦及び支那にありては皇紀を用ひ、歐米にありては西紀に據ることゝなせり。

大正七年九月

著者識

新撰近世教育史目次

縮論

第一章 教育史の任務……………一

第二章 近世教育史の組織……………四

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育……………七

第一節 古代の教育と其の根本精神……………七

第二節 儒教の傳來……………一一

第三節 佛教の傳來……………一七

第四節 儒佛兩教の影響と教育……………一九

第二章 奈良朝・平安朝時代の教育……………三二

第一節	大寶令の學制と私學	二二
第二節	奈良朝平安朝時代教育の概況	二四
第三章 鎌倉室町時代の教育		
第一節	武士道の興起	二七
第二節	寺院の教育と當時の學校	三〇
第四章 徳川時代の教育		
第一節	徳川時代教育の概説	三三
第二節	支那宋明思想の影響	三七
第三節	徳川時代の教育家	四三
一	貝原益軒	四三
二	武士道の教育家	五〇
三	教育家としての儒者	五五
第四節	武士道の發達	五九
第五節	神道の振興	六〇

第六節	洋學の發達	六四
第七節	幕府の學校	六六
一	昌平黌	六六
二	和學講談所	六九
三	開成所	七〇
第八節	藩學・郷學及び漢學塾	七一
第九節	寺子屋の發達	七三
第十節	心學と社會教育	七八
第十一節	女子の教育	八一
第十二節	徳川時代に於ける教育法約説	八二
第二篇 歐米の教育		
第一章 希臘の教育		
第一節	希臘教育の特質	八七
一	スバルタ	八八

二	アテネ	九〇
第二節	希臘の教育家	九二
一	ソクラテス	九二
二	プラトロン	九四
三	アリストテレイロス	九七
第二章	羅馬の教育	九九
第三章	基督教と教育	一〇三
第四章	中世の教育	一〇五
第一節	中世教育の特質	一〇五
第二節	第一期の教育	一〇七
第三節	第二期の教育	一一〇
第五章	第十五・第十六世紀の教育	一一二
第一節	文藝復興と人文主義	一一二
第二節	宗教改革と新教の教育	一一六

第六章	第十七世紀の教育	一二〇
第一節	第十六世紀以後に於ける教育の發達	一二〇
第二節	第十七世紀の教育家	一二二
一	新教育の首唱者	一二二
二	コメニウス	一二六
三	ロック	一三三
第三節	舊教徒の教育	一三八
一	エスイタ派	一三八
二	ヤンセン派	一四一
第四節	新教徒の教育—敬虔派	一四三
第五節	女子の教育—フエ・ロン	一四六
第六節	初等教育の發達	一四七
第七章	第十八世紀の教育	一五〇
第一節	啓蒙思潮と第十八世紀の教育	一五一

第二節	フレデリキ大王と普通教育	一五三
第三節	第十八世紀の教育家	一五五
一	ルソー	一五五
二	汎愛派——バセドウ	一六六
三	カント	一七一
第四節	新人文主義の教育	一七五
第八章	第十九世紀の教育	一七七
第一節	第十九世紀に於ける主要なる傾向	一七七
第二節	第十九世紀の教育家	一八〇
一	ベスタロチ	一八〇
二	フイヒテ	一九六
三	フレibel	二〇一
四	ヘルバルト	二〇八
五	スペンサー	二一九

第三節	英國公衆學校とアノールド	二二四
第四節	社會的教育學の發達	二二九
第五節	第十九世紀教育の約説	二三一
第九章	教育最近の發達	二三五
第十章	歐米の學制	二四〇
第一節	獨逸	二四〇
第二節	佛蘭西	二四四
第三節	英吉利	二五〇
第四節	米國	二五四
第三篇	本邦維新以後の教育	
第一章	明治初年の教育	二五九
第二章	學制時代の教育	二六一
第三章	教育令時代の教育	二六八

第四章 學校令時代の教育……………一七四

第一節 學校令の發布……………二七四

第二節 教育勅語の下賜……………二七七

第五章 明治の教育家—福澤諭吉……………二七九

第六章 教育の勃興……………二八二

第七章 我國教育の特色と維新以後の教育……………二八九

附録

一 教育史年表

二 教育史附圖

新撰近世教育史目次終



新撰近世教育史

緒論

第一章 教育史の任務

教育史の任務

教育史は教育の理論及び實際の變遷を敘述するを以て其の任務となす。現時の教育は凡て過去數千年間に於ける教育の理論と實際とが相繼ぎ相承け、次第に改良發達して成れるものなり。されば苟も現時の教育に關して充分なる理會を得んとするものは、必ずや先づ其の起原に遡りて、歴史的に發達變遷の跡をたどり、以て其の由來する所を究め

教育史の攻究
範圍

ざる可からず。是れ實に教育史の任務とする所にして、其の攻究範圍大要左の如し。

一、教育實際の變遷 教育は一の社會的現象にして、社會に於ける自餘の諸現象と頗る密接なる關係を有す。されば教育の實際は、常に之を當時の歴史、文化の程度と合せ考へ、時代の背景に照らして解釋せんことを要す。而して實際上の變遷は又之を(一)教育制度(二)實際の教育法の二項に分かつことを得べし。

二、教育理論の變遷 然れども教育の實際は又其の時代に行はれたる教育の理論を離れて、之を考ふることを得ず。而して一時代に於ける教育の理論は、縦に其の前時代の學說に關聯し、横に其の時代の思想界全般に影響せらるゝものなれば、教育史は能く是等の有機的關係に注意し、系統的

に之を説明せざるべからず。

三、教育家の活動 先づ人あり而して後に事業あり。教育史は又古來幾多の大教育家が一身を犠牲として教育の改良發達に盡くせし跡を敘し、教育事業の眞の根柢は一に教育者其の人存するものなることを明らかにするを以て其の一半の任務となす。

教育史は斯く教育發達の跡を敘述し、其の由來を明らかにするものなれば、教育者は之を學習することによりて(一)單に現時の教育の由來を知悉するのみならず、(二)又教育變遷の理法に通じ、諸種の學說につきて、其の適否を識別するの批評眼を養ひ得るを以て、教育の實際に當り、能く前車の覆轍を避け、又妄りに新しき意見に迷はざるを得べく、(三)更に進んでは、已往に鑒みて、將來を圖り、教育改善の方法を立

教育史研究の
必要

つるを得るに至るべし。教育史研究の必要、主として此に存す。

次ぎに教育史は、古來の偉大なる教育家の事蹟を敘し、其の活動の状態を述ぶるを以て、是等大教育家の鞏固なる信念、高潔なる心情、不撓不屈の大精神等は自然に教育者を感じ、人格修養の資となること甚だ大なり。而して教育者は是等の偉大なる事業が永く歴史を貫ぬき、永遠に人類の爲に貢献する所あるを見るときは、茲に教育事業の威嚴を感じ、おのづから教育に對する希望を加へ、強き信念を得るに至らん。教育史の研究は單に修養の上より見るも、決して忽諸に附すべからざるなり。

第二章 近世教育史の組織

近世教育史の組織

廣く内外に互り、遠く古今に通じ、詳細に教育の變遷を述ぶるは、本書の能くする所にあらざるを以て、本書は我が國の教育者に對して特に密接の關係を有する本邦現時の教育の由來を明らかにするを以て、其の眼目となせり。故に之が敘述に關しては、縦に現時の教育に最も直接の連絡を有する近世を重んじ、横に我が國現時の教育に對して著しき影響を與へたる諸外國の教育に注意せんとす。是れ本書を近世教育史と名づけたる所以なり。

近世に重きを置く教育史は、之を(一)維新以前の教育、及び(二)維新以後の教育に分ち、維新以前の教育を略敘し、維新以後の教育を精細に述ぶるを以て適當なりとす。而して我が國維新以後の教育は、本邦固有の精神を以て儒教、佛教及び歐米の思想を同化したる渾然たる體系なれば、之が由來

を明らかにせんが爲には、先づ本邦固有の思想に、儒教及び
佛教の影響を加へたる維新以前の教育を述べ、次に維新
以後我が國に輸入せられたる歐米の教育思想を究め、最後
に是等諸源流の如何に相融合して、以て維新以後の教育を
なせるかを見ざるべからず。即ち本書は之を分かちて第一
篇本邦維新以前の教育、第二篇歐米の教育、第三篇本邦維新
以後の教育となす。歐米の教育は一の傍系たるに過ぎざれ
ども、本邦現時の教育と、特に深き交渉を有するを以て、別
篇を設け稍、詳密に之を論述せり。

本論

第一篇 本邦維新以前の教育

第一章 古代の教育

第一節 古代の教育と其の根本精神

我が國古代は文字なく、従つて特別の施設をなせる學校
あることなし。されど未だ斯かる一定の形式によらず、隱約
の中に存して、以て本邦教育の基礎をなせる所の大精神は
即ち是あり。されば、苟も教育の淵源を究めんとするものは、
先づ古代に於ける是等の精神を明らかにせざるべからず。
天照大神三種の神器を皇孫瓊杵尊に授け給ひ、之と共に

建國の大本

下の天詔は
我が國教育の根本精神

三事
元明天皇
神代卷
神代卷

野史
野史

筆記
筆記

元正天皇の御代
元正天皇の御代

トナリ新書の
トナリ新書の

忠孝

忠孝

に葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉の二大詔を下し給ふ。此の三種の神器及び二大詔は我が國民の宗教的、道德的、政治的各方面に至大の影響を與へ相合して以て我が國固有の國體及び民族の特質を形成せり。而して是等の特質中特に注意すべきものを忠孝、敬神及び武勇の三大精神となす。我が國民道德の精髓は忠孝兩道にして、勅語にも之を以て國體の精華、教育の淵源と宣へり。上は仁愛を本として萬民を安んじ給ひ、下は忠義を旨として萬世一系の皇室を戴き、至誠以て國家に奉仕するは、是れ我が國の萬國に卓越する所以にして、我が國民は古來忠を以て至上の義務となし、最高の道德となせり。且我が國の社會組織は彼の西洋各國

今上陛下御即位式に於て賜りたる勅語にも「君臣ノ義ハ則チハ猶ホ父子ノ情」ト云ハリ。

敬神

の個人本位なると異なり、家族本位にして、古來一貫せる族制制度の上に發達し來り、皇室は其の大宗家にして、天皇は日本國民といふ一大家族の元首にましますれば、國家統治の上より見たる君臣の關係は、やがて父子の關係を兼ねぬるものにして、忠といひ孝といふも、其の本義に於て敢へて異なることなく、兩道二にして即ち一なり。神武天皇が即位の翌年、先づ鳥見山に皇祖天神を祭りて大孝を申べ給ひ、天孫降臨このかたの御親衛たりし大伴氏の祖が、海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」と詠じて其の一族を戒めし如きは、能く以上の精神を代表せるものなり。敬神の立國の要義たるは、寶鏡の大詔によりても明らかなり。古代は祭政一致にして神に仕ふるを以て政治の主要

太占・祓・禊・盟・祈・禳等により、事々物々神教を請ひて之を決し、政令・刑賞概ね神慮に基づけり。特に族制を重んじ、祖先の靈を崇拜し、家々氏神を祭り、以て報本反始の誠を效すは、是れ我が國特有の美風にして、此の美風は忠孝二大道徳と表裏の關係を有す。

武勇

我が國の武を以て國を建てたるは、歴史上に明らかなる事實なり。加ふるに、上古は兵農一致にして、國民皆兵の制なれば、上下一般に武事を練習し、狩獵を好み、歌舞によりて以て勇壯の氣風を養ふに力めたり。而して敬神と尙武とは是れ亦決して相分かつ可からざるものにして、敬神は内部より、尙武は外部よりして國民の心意を鍛鍊せり。
以上の三者の外、名譽を重んじ、清潔を尙び、且快活にして現在を楽しむが如きは、亦何れも我が國民の特質にして、同

儒教の傳來

時に古代教育の精神なり。故を以て其の子弟は自然に是等の感化を蒙り、貴賤老幼口々に相傳へ、前言往行存して忘れず、相繼ぎ相承け、次第に根柢を固めて、以て儒教の傳來に及べり。

第二節 儒教の傳來

應神天皇十六年(紀元四九五年)百濟より博士王仁を貢し、竝びに論語十卷、千字文一卷を進れり。これ實に儒教傳來の濫觴にして、我が國文字ある此の時に生まれり。

儒教は孔子によりて大成せらる。孔子名は丘、字は仲尼、周の靈王二十一年(紀元一〇〇年)魯の昌平郷に生まる。父を叔梁紇、母を顔氏といふ。幼より禮に倣ひ、嬉戲常に俎豆を陳ね、禮容を設く。家もと貧賤なりしかば、或は委吏となり、或は乘田となり、皆能く其の職に適へり。後、周に行き、禮を老子に問ひ、歸つ

孔子の傳記

王仁・朝野
河直岐
董道・孫子
子都
加使
天(東)
孔子
政治上の
聖地教育の

孔子



て弟子を教ふ。三十五にして齊に適きしも、齊の景公用ふる
 こと能はず、去つて魯に反る。後、魯の定公、孔子を擧げて中都
 の宰となす、暮年ならずして四
 方之に則る。遂に司空を経て大
 司寇に進み、定公を相けて齊侯
 と夾谷に會せしが、齊侯太に恐
 れ、悉く其の侵せる所の地を還
 せり。年五十六にして相の事を
 攝し、少正卯を誅す。國政に與る
 こと僅かに三月にして、魯國大
 に治まる。されど定公ながく孔
 子を用ふるに於てか、列國を周遊して道を説
 きしも、到る所遇せられず、諸國に流寓すること十有三年、六

孔子の射

孔子の射

孔子の學説

仁

十八歳にして再び魯に歸る。是より全く望を仕官に絶ち、退
 いて禮を修め樂を正し、春秋を作り、以て王道を明らかにせ
 り。晩年易を好み、韋篇三たび絶つといふ。其の學に篤き推し
 て知るべし。弟子凡て三千人、身六藝に通ずるもの七十有二
 人あり。周敬王四十一年(紀元一八二年)七十三歳にて歿せり。魯の城
 北泗上に葬る。弟子皆心喪に服すること三年、魯人の冢に従
 ひて家するもの百有餘戸に及べりといふ。
 孔子の學説は、之を論語に見るを得べく、其の説く所常に
 政治・道徳にあり。されど孔子は決して新説を唱道したるに
 あらず、子自ら述而不作、信而好古(述而第七)といひ、中庸にも亦
 「祖述堯舜、憲章文武」とある如く、古來早く支那に發達し來り
 たる教義を集大成せるものなり。
 孔子の學は仁を以て其の一貫の道となし、之を諸徳の根

原となせるが如し。所謂仁とは慈愛・忠恕なり。己所不欲勿施於人なり。されど苟も人に仁ならんとするものは、先づ己を制せざる可からず、他を利せんとするものは、先づ利己の念を抑へざる可からず、是に於てか、克己の必要生ず。故に孔子は又仁を解して克己となせることあり、顔淵の仁を問へるに答へて「克己復禮」と曰ひしは即ち是なり。仁を以て天下を治むれば國必ず富み、民必ず榮ゆ。されば仁は之を自己に對して見るときは克己となり、他人に對すれば慈愛となり、其の結果より見れば德澤四海に及ぶものにして、包容する所頗る廣し。

子貢問曰一言而可以終身行之者乎子曰其恕乎己所不欲勿施於人(靈公第十五)

曾子曰夫子之道忠恕而已矣(里仁第四)

子曰如有王者必世而後仁(子路第十三)

夫仁者己欲立而立人己欲達而達人(雍也第六)

顔淵問仁子曰克己復禮爲仁一日克己復禮天下歸仁焉爲仁由己而由人乎哉(顔淵第十二)

哉(顔淵第十二)

子曰志士仁人無求生以害仁有殺身以成仁(靈公第十五)

禮

孔子は又幼より周の禮を學び、深く之を究められたれば、甚だ禮を尊べり。子が能以禮讓爲國乎何有。君子博學於文。約之以禮。といひ、物徂徠亦先王之道禮樂焉耳。といへるにても其の一斑を知るに足るべし。而して仁と禮とは互に相依り相助くべきものにして、道を内面より見て、精神の操守となすときは之を仁と言ひ、外面より見て、則り行ふべき社會的規準となすときは之を禮といふ。即ち此の二者は内外表裏の關係を有するものにして、相合して共に儒教の中心思想をなす。

孔子の性格

子曰。能以禮讓爲國乎。何有。不能以禮讓爲國。如禮何。(里仁) 子曰。君子博學於文。約之以禮。亦可以弗畔矣乎。(雍也)

孔子は資性仁恕、果斷にして自信の念強く、且極めて圓滿に大成せる常識を有し、決して極端なる思想を抱き、極端なる行爲を爲せしことなし。其の謙遜にして、しかも犯すべからず、おのづから超世脱俗の態を具へたるは、誠に孔夫子の大なる所以にして、子貢が「夫子温良恭儉讓」(學而)といへるは一言に能く其の性格を悉せるものなり。

孔子の教育法

孔子の弟子を導くや、諄々誨へて倦まず、性相近也。習相遠也。(陽貨)といひて教育の力の偉大なるを認め、能く弟子の個性に應じて巧みに問答法を利用せり。視其所以、觀其所由、察其所安、人焉廋哉。人焉廋哉。(爲政)とは夫子が個性觀察の方法を示し、不憤不啓、不悱不發、舉一隅不以三隅反、則不復

孔子研究
解江新大橋

個性觀察
自學訓練

也。(述而)とは其の教授法の一斑を窺ふに足るものなり。

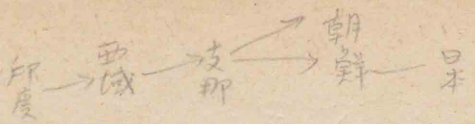
第三節 佛教の傳來

佛教の傳來

印度より中央亞細亞を経て、支那に傳はりたる佛教は、更に支那より朝鮮を経て、紀元千二百十二年を以て我が國に傳來せり。即ち欽明天皇の十三年、百濟の聖明王釋迦佛像及び經論を獻じ、且其の功德を上奏したるを我が國佛教の起原となす。

釋迦の傳記

佛教の教祖は釋迦なり。釋迦は名を悉達多と呼び、我が紀元九十八年(?)印度の迦畏羅城に生まる。釋迦牟尼とは釋迦種族より出でし得道者の義なり。幼時の事蹟につきては未だ詳かならず。年甫めて二十九歳、世を厭ひ、出家して道を修め、摩揭陀國に至り、婆羅門の僧につきて學べども皆意に満たず。去つて苦行林に入り、苦行すること六年、なほ得る所な



親加牟尼傳
研究

釈迦
 時代九七
 一七七
 家座
 修業
 傳導
 四諦
 戒
 定
 慧

佛教教義の要旨

し。乃ち尼連禪ニレンゼンの河水に浴し、一牧女の供せる乳糜に體力を恢復し、佛陀伽耶ブツトガヤに至り、菩提樹の下に端坐し、勇猛精進、我れ若し無上正眞道を極めずんば此の坐を起たじと誓ひ、遂に廓然として天地人生の眞相を自得し、所謂佛陀ブツト(覺者)となりぬ。時に年三十五。されど釋迦は獨り自ら悟れるを以て満足せず、之を萬衆に傳へて、同一の歡喜を分かたんとの大慈悲心を起し、先づ鹿野苑カノエンに五人の修行者を教化せるを始めとし、爾來印度各地を巡歴して法を説くこと四十有五年、萬人の父、衆生の救主と仰がれしが、七十九歳を以て拘尸那羅クシナラの沙羅雙樹の下に入滅せり。

釋迦の教義は四諦を以て其の綱領となす。所謂四諦とは苦集滅及び道なり。其の中、苦とは人世を苦痛と觀ずるものにして、こは印度古來の思想なり。集とは此の苦痛を起す原

望解中
 煩悩の因

因(業)を究め、滅とは苦の原因を絶ち、佛教最後の理想たる涅槃ニパンに入ることにして、之が爲には道を修むるを要す。即ち苦の原因を業に歸し、業を滅する方法を道に求め、よりて以て解脱の域に達せんとするものにして、斯く道を重んずる點に於て佛教は頗る道德的色彩を有する宗教なり。道には三種あり、之を戒定慧の三學といふ。戒は即ち能く戒律を守り、思ふこと、語ること、行ふこと、共に正しく、定とは心を一境に注ぎて散亂せしめず、慧とは知見を開きて一切の無常なることを悟るものにして、此の三學を修め、勇往邁進、撓カサまず、倦まざれば、終に貪・恚・癡より生ずる諸種の業を斷絶し、何人も能く其の佛性を發揮し、涅槃の妙果を受くることを得べし。

第四節 儒佛兩教の影響と教育

儒教、影射
國民精神、助長發展
佛教、影響
聖徳太子、現世的な法
聖徳太子、教育

我國固有の精神と兩教 儒教の説く所は忠孝仁恕の道にして、我が國固有の精神と毫も相抵觸せざるのみならず、却つて之に倫理的説明を與へたるかの觀あり。されど佛教の所説に至りては然らず、其の思想の厭世的、未來的なるは、本來樂天的、現世的にして生々活動を尊ぶ我が國民性と相容れざる所あり、加ふるに王法以外別に佛法を説くを以て、其の傳來するや、神佛兩道の激烈なる紛争を惹起し、容易に相調和するに至らざりき。

聖徳太子と教育 始めて儒佛兩教の精神を取り、之を國政に施したるは聖徳太子なり。太子幼にして聰明、普く内外の典籍に精通し、推古天皇の十二年憲法十七條を制定し、國家治平の基礎、國民道德の大本を定めたまふ。次いで國史を撰し、又留學生を派遣して、直接に支那の文化を吸收するの

聖徳太子と教育
佛教、影響
聖徳太子、教育
國史編纂
天智記
支那、交通
○山崎、陽明

儒教、影射
高向玄理
南淵
聖徳太子、教育

宮庭學校

法隆寺學問所

道を開かる。太子は又殺生戒を嚴守し、遊獵を廢して、藥獵ヤクガを行ひ、種々の慈善事業を起ししが、是より以後、佛教の影響により、一般人民の救済に心を用ふるもの次第に多し。
學校の發達 是より先き、儒教の傳來と共に、皇子稚郎子、王仁に就て學びしは一種の宮庭學校とも稱すべきものにして、師に就きて道を學ぶこと、こゝに始まり、其の後諸博士の來朝するもの世と共に加はりしが、推古天皇十五年法隆寺學問所を設け、僧侶を構内に寄寓せしめ、學資を支給して講學せしむ。これ宮庭以外、一般教育所の濫觴なり。下つて孝徳天皇の御代、國博士を置きて文事を掌らしめ、天智天皇の朝大學を設け、百濟人鬼室集斯を學職頭となし、始めて俗人の爲に學校を置く。次いで天武天皇の朝、大學の外に、更に國學の制を定め、學事を獎勵せらる。是より教育の事漸く盛な

奈良朝 一三七〇—一四四〇
平安朝 一四五四—一八五二

り。親朝草子開

第二章 奈良朝平安朝時代の教育

第一節 大寶令の學制と私學

大寶令 文武天皇大寶元年、大寶令を發布し、其の中に學制を定めらる。是れ實に我が國教育令の嚆矢にして、時正に紀元千三百六十二年、世界に於ける最も古き教育令の一に屬す。我國教育令の祖也。

大寶令によれば、學校を分かちて、大學と國學との二種となす。大學は京都に設け、五位以上の子孫及び八位以上の請願者、東西史部の子弟を教へ、國學は各國に一ヶ所を置き、國司之を管し、郡司の子弟を教ふ。何れも官吏養成を以て其の目的となす。その他天文、曆法、醫學、音樂等を教ふる爲に典藥寮、陰陽寮、雅樂寮をも設けたり。

大寶令の學制
大學
國學
貴族教育
官吏養成

學生

考試

私學

寮、陰陽寮、雅樂寮をも設けたり。
學生は、大學は四百人、國學は二十人乃至五十人にして、共に十三歳以上十六歳以下の聰明なるものを取り、學費は、官費にて支給せり。大學の學科は、始め經學、音學、書學、算學の四科分立せしが、後改めて明經、紀傳、明法、算書の五道に區分せり。國學の學科は、大學に準じたれども、其の程度低し。
考試は之を分かちて、旬試、年終試、舉試及び省試となす。旬試は、旬一回、年終試は、毎年七月之を行ふ。而して出仕を求むるものは、舉試を受けて後、太政官に舉送せられ、更に式部省に於て省試を経たる後、始めて官吏に任用せられたり。大寶令の學制は、唐制に模倣せるものにして、學校の組織、職員より、教科書、試験法に至るまで、凡て之に則れり。

私學 大學及び國學の盛なるに伴ひ、私學亦勃興す。其

七
大私塾
官
庶民教育

庶民教育

教育の概況

の中有名なるは、弘文院、勸學院、文章院、綜藝種智院、學館院、淳和院及び獎學院にして、世に之を七大私學と稱す。是等の私學は多くは一門の子弟を教育する爲に設けられたるものなるが、獨り綜藝種智院は、淳和天皇の天長五年、僧空海の設立せる所にして、僧侶たると、俗人たると、將た貴族たると、平民たるとを問はず、普く入學せしめ、佛教と世俗の學とを兼ね學ばしめ、我が國庶民教育の濫觴とも目すべきものなり。

第二節 奈良朝・平安朝時代教育の概況

教育の内容 奈良朝・平安朝時代の教育は、其の目的官吏養成にありしを以て、教育の恩澤に浴し得るものは、單に上流の子弟に止まり、社會の下層に對しては、未だ特に注意する所なかりき。従つて其の教育法、亦單に出仕に必要な知識に偏し、人物陶冶の方面を輕んじたり。教科は明法道に於

教育概況
官
庶民教育
支那の學

家學

て本邦の律令を學びたるも、是すら多く唐制に模倣したるものにして、其の他の諸道は凡て支那の學術を修め、文物制度一に之を宗とし、支那崇拜の熱、翕然として上下を風靡せり。故を以て、其の學は徒に記誦を事とし、詩賦に巧みに、漢才に長ざるを以て唯一の理想となし、競うて唐朝の文華を移すに努めしかば、菅原道眞の如きは、深く之を患へ、「凡國學所要雖欲論涉古今究天人其自非和魂漢才不能闕其闕奧矣」と説きて教育の理想の和魂漢才にあるべきを明らかにせり。
大學の衰頹と家學 大學の教育は一時盛大を極めたりしも、嵯峨朝弘仁年間以後、私學の勃興と共に次第に其の勢力を失ひ、下つて藤原氏の權を專にするに及び、殆んど全く頹廢し、之に代りて家學興起するに至れり。家學とは大學諸道の學を以て一家を成し、之を子孫に傳ふるものにして、中

にも明經道の清原家、明法道の中原家、紀傳道の菅原大江兩家、算道の三善家最も顯はれ、宛然私立専門學校の觀を呈したりき。

高倉天皇治承元年京都に大火あり、大學寮は他の私學と共に燒失して、又再興するに至らず。家學獨り教育の事に與れり。

文學
の漢字
假名
片假名
平假名
女子教育

文學の發達 文學の發達は平安朝に至りて其の頂點に達せり。始め漢文學獨り盛なりしも、假名の創作ありし以來、國文學亦大に興り、殊に女流作家の輩出せるは、前後其の比を見ざる所なりとす。

女子教育 我國古來の習俗必ずしも女子を輕んぜしにあらざるも、儒佛兩教の影響により、次第に男尊女卑の風を馴致せり。従つて其の教育は専ら溫順靜肅を旨とし、力めて

活潑なる動作を避け、文字に於ては、専ら女文字(假名)を使用し、才學あるものと雖も、深く自ら韜晦し、之を以て女子最上の美德となすに至れり。

社會教育 儒佛兩教の普及と共に、社會教育の事業次第に起れり。中にも(一)聖武天皇の朝、諸國に國分寺を建て、各國分寺に國師を置きて、一般人民の教化に任ぜしめ、(二)孝謙天皇の朝、詔して家毎に孝經を藏せしめ、歴代の天皇大に孝子を旌表して、孝道を奨めたまひ、(三)石上宅嗣の芸亭、菅原道眞の紅梅殿を始め、其の他二三圖書館の起りし如きは特に顯著なる事蹟なりとす。

第三章 鎌倉室町時代の教育

第一節 武士道の興起

社會教育

學問の衰頹

鎌倉室町時代
天龍寺
愚問
鎌倉五山
建長寺
淨妙
淨智

武士道の起原

鎌倉室町時代四百餘年間は、我が國史に於て學問、教育の最も衰頹せし時代なり。殊に室町時代にありては、戰亂相次ぎ、復た文事を顧みるの遑あらず、唯絶えんとして漸く相繼げる家學と、京都及び鎌倉に於ける五山の僧侶とにより、僅かに文教の命脈を維持するを得たり。故に此の時代において、武士道の興起と、僧侶によりて行はれたる教育とを除き、多く説くべきものあるを見ず。

武士道は我が國武士の間に發達せし一種の道德にして、其の淵源頗る遠く、武士道の精神は、未だ武士なる階級の起らざりし以前に於て既に存在せり。即ち古來我が國民の勇敢にして忠誠なるは、是れやがて武士道の精神にして、物部氏・大伴氏等の武臣が、専ら忠節を勵み、名譽を尊び、武勇を重んぜしは、著しく、此の精神を發揮せるものに外ならず。其の

武士道の精神

後王朝時代推古天皇に於ては、一時文を尙びて、武を輕んじたれども、時勢の推移する所、武家の興起となり、源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、武士道は茲に一新紀元を劃せり。

賴朝は平家の文弱に流れて、直に滅亡を招きたるに鑑み、簡易質樸堅實等の美風を鼓吹し、常に士卒を戒むるに(一)武術を習練すべきこと。(二)籠忽尾籠かごごごの所行あるまじきこと。(三)卑怯未練の所行あるまじきこと。(四)質素儉約を主とすべきこと。(五)主従互に恩義を重んずべきこと。(六)然諾を重んずべきこと。(七)死生相結託すべきこと等を以てせり。されば、武門の恥辱「弓矢の手前」等の覺悟は、常に武士の念頭を離るゝことなく、造次顛沛必ず是に於てし、以て其の品性を練成せり。其の後泰時・時賴・時宗等何れも力を武士道に注ぎ、加ふるに當時武士の間に流行せし禪學は、直截簡明、能く死生の關門

武藝

を打破し、武士の心膽を練るに適したれば、武士道の發達に貢獻すること頗る大なりき。

武藝は武士道を實行するの方便なり。されば武藝の練習は武士の最も重んぜし所にして、大に劍術・弓術・馬術・水練等を獎勵せり。頼朝が隨兵の資格を定めて、譜代の勇士、弓馬の達者、容儀の神妙なるもの、となせるを見ても其の一斑を推知せらるべし。斯くて當時の武士は尙武の一方に偏し、意育を重んじたれども、文事を顧みるもの極めて少く、承久の役泰時院宣を讀むものを求めしに、五千人中漸く藤田三郎一人を得たるのみなりしといふ。

第二節 寺院と教育と當時の學校

寺院の教育 室町時代以後、文教の權、一に僧侶の手に在りしは已に説ける所の如し。當時僧侶は社會教育上至大の

寺子屋の起原

寺子屋の教育法

勢力を有し、布教に従事する外、著述によりて子女を訓戒し、講筵によりて老若を教化し、又學舎を開きて士庶共に教育せり。寺子屋の名茲に始まる。

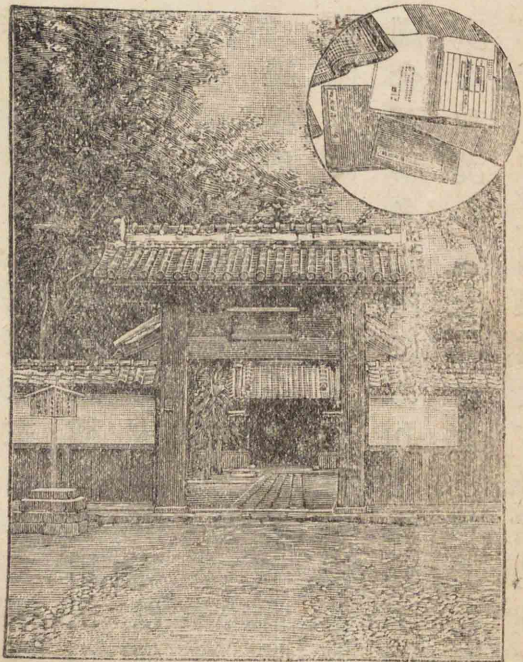
寺子屋の就學は十歳頃より十五六歳に至り、別に卒業といふことなく、課業は主として手習なれども、之に結合して修身・讀書・作文及び諸種の實用上の知識を授けたり。徳川家康・織田信長・太田道灌・林羅山等は何れも寺子屋に入りて學びしものなり。

金澤文庫

學校教育 寺院を外にして、當時學校と認むべきものは唯僅かに金澤文庫と足利學校とあるのみ。金澤文庫は武藏國金澤稱名寺内にあり。北條義時の孫實時の創立にかゝり、廣く和漢の書を集め、主として北條氏の子弟の研學に資せし所なり。足利學校は下野國足利町にあり。或は小野篁の創

足利學校

足利學校と
校現存の古書



立せるものなりといひ、或は國學の跡なりといひ、起原明らかならず、其の後室町時代に至り、上杉憲實之を再興し、鎌倉圓覺寺の僧快元を招きて庠主となし、四方の學徒を集めて教授せり。金澤文庫は早く頽廢したれども、足利學校は戰國時代兵馬の閒にありて尙能く命脈を維持し、幕府の厚き保護を受けて、以て明治に至りしが、廢藩置縣と共に閉校せり。

第四章 德川時代の教育

第一節 德川時代教育の概説

德川家康、新に幕府を江戸に開き、政權を掌握するや、最も力を文事に用ひ、文教を以て國を始めんとせり。思へらく應仁以後亂臣賊子相次ぎ、争亂絶えざるは、職として人道の明らかならざるに由ると、乃ち禁中及び公家武家の法度を定め、先づ第一に學問の重んずべきを説きて、大に文事を奨勵し、文教復興の氣運を開けり。今家康の學問上に於ける功績を略述すれば、左の如し。

一、儒者登庸 文祿二年藤原惺窩(三二七九年)を擧げ、次いで惺窩の高弟林羅山(三二四三年)を擧げ、經史を講ぜしめたり。

家康の教育上に於ける功績

惺窩

家康功績
1. 教育尊重
2. 諸法度制定
3. 儒者登庸
4. 書物刊行
5. 學校設立
6. 古書搜索

二、書籍刊行 慶長四年孔子家語を印刷し、爾後相次ぎて諸種の書籍を刊行せり。即ち孔子家語の輸入
三、學校設立 慶長六年伏見に圓光寺なる學校を設け、足利學校九代の庠主三要を以て校主となし、僧侶及び俗人を入學せしめたり。
四、古書搜索 律令國史等の各地に埋没せるものを求め、得るに従つて、京都五山の僧侶をして每書に各三部を謄寫せしめ、一は禁中に上り、一は江戸に送り、一は駿府に留めたり。

天子御藝能之事第一御學問也、不學則不明古道而能致太平者未有之也。

(禁中法度 第一條)

公家衆家々之學問晝夜無油斷樣可被仰付事。(公家衆法度 第一條)

文武弓馬之道專可相嗜事。(左文右武古之法也、不可不兼備矣。)(武家法度 第一條)

家光 四條
綱吉

其の後歴代の將軍皆家康の遺志を體して、文事を獎勵せり。即ち家光は羅山に命じて、上野忍岡に學舎を立てしめ、家綱は該學舎を整頓して弘文館と命名し、綱吉更に之を湯島の臺に移し、大に規模を擴張せり、昌平黌是なり。是に於てか海内翕然として學に向ひ、中江藤樹、熊澤蕃山、山鹿素行、山崎闇齋、木下順庵、伊藤仁齋、貝原益軒、僧契冲等の碩學輩出せり。徳川光圀が海内の學者を聘して撰せしめたる大日本史亦綱吉の元祿十年(紀元二二七五年)に其の帝王本紀を完成す。降つて中興の明主吉宗最も意を普通教育に用ひ、荻生徂徠を登用し、又室鳩巢に命じて六諭、衍義大意、五常和解、五倫和解等を作らしめ、之を江戸の手習師匠に賜ひて、兒童の手本となさしめたり。

洋學は天文以來切支丹宗の渡來と共に、一時盛大に赴か

吉宗

吉宗功績
1. 洋學尊重
2. 儒者登庸
3. 學校設立

んとせしも、寛永七年家光禁書令を發して、凡て横文の書を讀むことを禁じてより、殆ど全く中絶せり。其の後西川如見、新井白石等率先して西洋の事情を究め、洋學發達の動機を促し、が、將軍吉宗は禁書令を解き、宗教以外の洋書を輸入するを許し、儒官青木昆陽に命じて蘭學を學ばしむ。次いで前野良澤、杉田玄白等の大家出て、天文、曆算、醫等の實用の學次第に發達せり。心學亦始めて吉宗の時代に於て石田梅巖によりて唱導せられたり。

十一代將軍家齊の時、松平定信幕政に與るに及び、大に心を學政に用ひ、昌平黌を改築し、柴野栗山、尾藤二洲、古賀精里等の儒者を擧げ、異學の禁を布きて、悉く諸學派を抑へ、一に朱子學に準據せしめ、他方には塙保己一に地を賜ひて、和學講談所を起さしめたり。有名なる國學者本居宣長、平田篤胤

家齊
儒者
昌平黌
和學

等が儒佛を排斥して、神道を唱導し、賴山陽が絢爛の才筆を揮つて日本外史、日本政記等を著し、尊王の精神を鼓舞せしは何れも此の時代なり。

上の向ふ所斯くの如くなるを以て、下諸侯亦争うて文事を獎勵し、各藩學を起せり。就中最も文教に功績あるは、徳川義直、池田光政、保科正之、徳川光圀、上杉鷹山、徳川齊昭等なりとす。されば王朝時代に於て貴族の專有に屬し、鎌倉室町時代に於て獨り僧侶の手にありし學術は、今や僻陬の鄙民にも及び、教育全國に普及するに至れり。

第二節 支那宋明思想の影響

支那は先秦時代に於て、諸家の學勃興せしも、秦の始皇帝書を燒き、儒を坑にするや、文教大に衰へ、漢唐の儒者は僅かに遺存せる典籍の訓詁に腐心し、學風著しく煩瑣に赴き、徒

に文辭の末に走り、却つて其の精神を没却せり。されど宋に至るに及び、碩學輩出して儒教の精神を根本的に研究し、其の結果、朱熹に至りて、朱子學と稱する一派の學、大成せらるるに至れり。

朱熹(一八七九〇年)字は元晦、晦菴と號す、南宋の大儒なり。幼にして穎悟、年甫めて十九進士に及第し、二十四歳李延平の門に入り、學業大に進み、古今の學一として通ぜざる所なし。性温厚にして篤學、又屢、上表して時弊を痛論せり。慶元六年卒す。諡して文公といふ。

朱子の學は程伊川に起り、理氣二元論なり。其の説に因れば、凡そ宇宙間には理と氣との二元あり、相合して萬物を構成す。理は萬物を通じて同一なれども、氣には精粗の別あり。事物の差は凡て氣の精粗に基づくものにして、譬へば同一

朱子學
漢唐
宋明

朱子の傳記

朱子の學説

進士
碩學
大儒
李延平

朱子學説
理氣二元論
精粗の別

敬
修徳の工夫
慎思明辨

博學審問
慎思明辨
修徳の工夫

の水も赤器に入るれば赤となり、青器に盛れば従つて青色を呈するが如し。人性亦理氣の二元より成る。理は即ち本然の性にして、人倫道德其の内に具はれども、氣質の性は氣の清濁より來り、善惡の別全く之に因る。故に人たるもの能く其の精神を練り、外物の誘惑を絶ち、氣質の發作をして理と合するに至らしめざるべからず。斯く精神の修練せられたる状態を敬といふ。苟も敬に居りて日夜怠るなからんか、何人も能く聖賢の域に達することを得べし。

修身の道は、理を窮め物に格るにあり。理を窮め物に格るに一定の順序あり。博學、審問、慎思、明辨、即ち是なり。斯くて知を致すを得ば、最後に篤く之を行はざる可からず。先の四者によりて理を明らかにし、篤行によりて之を身に現す。此の五者は儒教に於ける一種の教授段階とも稱すべく、教育の

方法として廣く世に行はれたり。

性無不善而有不善者才也。性即是理。理則自堯舜至於途人一也。才稟於氣。氣

有清濁。稟其清者爲賢。稟其濁者爲愚。(二程全書)

以理言之則無不全。以氣言之則不能無偏。(朱子語類)

學者工夫惟在居敬窮理。此二事互相發。能窮理則居敬工夫日益進。能居敬則

窮理工夫日益進。(同上)

陸象山の學說

性善説
孟子一陸象山一陽明

朱子以後宋代の學者は多く朱子を宗とせしが、獨り陸象山(一七九二—一八五二年)朱子に反對して心即理説を成し、明の王陽明其の學を承け、所謂陽明學を大成せり。

王陽明の傳記

明陽明
王陽明の傳記
王陽明
明陽明
陽明の傳記
陽明の傳記

陽明(一一八二—一五二八年)名は守仁、字は伯安、浙江の餘姚に生まる。二十八歳にして進士に擧げられ、後諸官に歴任し、武勳甚だ多く、功を以て新建伯に封ぜられしが、嘉靖七年病歿せり。年五十有七。謚して文成といふ。

陽明の學說

陽明の學說
心即理説
知行合一説
致良知説

王子の學は心即理説、知行合一説、致良知説を以て其の三綱領となす。心即理説は陸子の已に闡明せる所にして、自己の本心即ち理を以て行爲の標準となし、心外別に理あるなしと説くものなり。知行合一説によれば、知と行とは必ず並進すべきものにして、彼の知つて行はざる如きは、未だ眞に能く知れるものにあらず、眞の知は必ず實行を豫想し、知と行とは常に相表裏す。故に曰く、「知者行之始、行者知之成」と。而して所謂知とは是れやがて理にして、氏は「求理於吾心、此聖門知行合一之教也」といへり。致良知とは外物の誘惑を斥け、心の本體たる天理を明らかならしむる所以にして、良知とは即ち天理昭明靈覺處なり。人に賢愚の差あるは能く其の良知を致すと否とに因る。されば學問の要は他なし、一に良知を致すにあるのみ。良知を致せば、心の理は明らかに、實行

従つて成る。

心一理也。理一理也。至當歸一。精義無二。此心此理實不容有二。(陸象山全集)

知者行之始。行者知之成。聖學只一箇工夫。知行不可分作兩事。(陽明全書)

良知是天理昭明靈覺處。故良知即是天理。思是良知之發用。(同上)

我が國にて始めて朱子學を講じたるは、南北朝時代に於ける僧玄慧にして、始めて陽明學を講じたるは、中江藤樹なり。徳川時代に於ては此の兩學盛に我が學者の間に喧傳せられ、又別に朱子學派及び陽明學派に慊らずして、直接に孔孟の教を傳へんとする古學派、何れの學說にも偏せず、諸家の長所を採擇せんとする折衷學派等の諸學派の起るあり、各鎬を削つて相争へり。中にも朱子學は徳川時代に於ける幕府の官學にして、其の影響する所最も大なりき。

宋明思想の影響

朱子學派 藤原惺窩・林羅山・木下順庵・室鳩巢・中村惕齋・貝原益軒・山崎闇齋

柴野栗山・尾藤二洲・藤田東湖

陽明學派 中江藤樹・熊澤蕃山・三輪執齋・中根東里・佐藤一齋・大鹽中齋・佐久間象山・横井小楠・西郷南洲

古學派 山鹿素行・伊藤仁齋・伊藤東涯・荻生徂徠・太宰春臺

折衷學派 細井平洲・片山兼山・井上金峨・太田錦城

第三節 徳川時代の教育家

一 貝原益軒

益軒の傳記

傳記 徳川時代に於ける第一の教育學者を益軒となす。

益軒名は篤信、字は子誠、號を益軒又は損軒といふ。筑前黒田侯の侍醫寛齋の子にして、寛永七年(紀元二九〇)福岡に生まる。幼にして善良なる家庭教育を受け、才名夙に藩中に高し。明暦三年藩主の選抜によりて京都に留學し、木下順庵・山崎闇齋等の門に出入して研學三年、歸りて藩儒となり、藩士の子弟

隨年教法

ひ、且運動及び遊戯によりて、自由に其の元氣を發揚せしめざるべからずとなせり。

教授の順序は凡て兒童の發達に従ひて、簡より繁に入るの方法を取れり。之を隨年教法といふ。隨年教法によれば、兒童六歳にして先づ學に就き、數名・方位・和字の読み書きを學び、七八歳よりして禮法・言葉使ひ、長幼の序を曉り、追つて斯くの如く次第に易より難に進み、十歳始めて師を求めて就かしめ、十五歳より専ら身を修め人を治むるの大道を究め、二十歳にして博學篤行の成人となることを得べし。

*課程表

年齢	學科					
	習字	讀書	禮法	修身	藝術	その他
六歳	平假名・五十韻 假名世間往來	數字の名(億まで) 東西南北の名 五十韻(縦横)	言葉づかひ	尊長を敬ふこと 尊卑長幼の別等		

*三宅米吉著
「益軒の教育法」参照

女子教育

七歳	前の續き 平假名 片假名	前の續き 平假名 片假名	前の續き 年相應の禮法	前の續き	
八歳	楷草大字	漢字の單語・短句 (文句短くして讀み易く解し易きものを讀ませ讀記せしむべし)	幼者に相應の禮法	孝弟の道 弟を愛し臣僕を愍み師を尊び友に交はる道 賓客を敬ふ道 忠信禮義廉恥の道 謙讓	
九歳前	前の續き	前の續き	前の續き	前の續き	
十歳	前の續き	先聖賢の書中義理の聞え易く悟り易き切要なる所を説き聞かすべし		五常の理 大略 文 武	
十四歳	前の續き	小學 經書		溫和愛敬善行 の藝術	
十五歳	これより専ら義理を學び身を修め人を治むる道を知るべし、博く學び多く知るべし。				
二十歳	元服成人、これより幼少なる時の心を棄てて成人の徳に従ひ、博く學び篤く行ふべし。				

氏は又古來の學者が女子の教育を忽にせるの非を攻撃して、自ら女子教育法を説き、敬順の二字を以て一貫の主義

良書 賢母
四行

となせり。其の法、七歳より男子と席を分かち、教課は和字を主として、漢字を合せ授け、淫思なき古歌によりて、風雅の道を學び、十歳よりは外出を許さず、専ら縫織を學び、算數、經濟の道に注意し、能く婦德、婦言、婦容、婦功の四行を積んで、以て良妻賢母たるの修養を全からしむ。

要約

要約 益軒博識洽才、其の著書は道德は固より醫學、博物、政治、地理、歴史の諸方面に互り、特に教育に於ては(一)德育を説くと共に、利用厚生の道に注意し、時俗の算數を以て卑しき業なりとなすの謬見を破し、(二)兒童の發達に準じて教材を適當に排列し、(三)多くの漢學者中、獨り卓然として歌道を獎めて、國學勃興の端を開き、(四)平易なる文章によりて、俗人の蒙を啓き、以て心學派の先驅をなし、(五)教育を以て獨り士人の專有となさず、四民平等に男女を擇ばず、之を受くべき

一、德育……實利
二、兒童、發達
三、歌道
四、心學、先驅
五、普通教育
六、女子教育
益軒著書(益軒の偉人研究) 貝原益軒言行録

ものなりとして、普通教育を説き、(六)女子教育及び家庭教育を重んぜるなど、其の教育上に於ける功績極めて顯著なり。益軒を得て始めて始めて、我が國亦教育學者ありといふを得べし。

夫聖人之教、以人倫爲先、而後有幾多工夫、皆是爲人倫設而已。(自集一)

學問の道は他なし。只道を知りて、善惡を明らかにわかち、善を行ひ、惡を去るにあり。故に君子の學問は仁心をたもち、つねに善を行ふを宗とす。(初學訓三)

凡小兒は、はやく教ふると、左右の人をえらぶと、是れ古人の子をそだつる良法なり、必是を法とすべし。(童子訓卷一)

凡小兒をやすからしむるには、三分の飢と寒とをふべしといへり……是古人小兒をたもつる良法なり。(上同)

小兒をそだつるには、もはら義方のをしへをすべし。姑息の愛をなすべからず。(上同)

四民共に其子のいとけなきより父兄君長につかふる禮義作法をしへ、聖經をよましめ、仁義の道理をやうやくさとさしむべし。(上同)

素行の傳記

時代—香林—家訓

傳記

會津

兵學

江戸—子弟教育

赤穂義士

功績

不仕學

唱道

二回件

前守臣教

三回件

鼓吹

素行の功績

二 武士道の教育家

山鹿素行 武士道の教育家としては、前に山鹿素行あり、後に吉田松陰あり。素行(三二八二年)名は高祐、通稱甚五左衛門、會津に生まる。幼にして朱子學を學びしが、更に兵學及び國學をも修め、古今の學一として通ぜざる所なし。三十一歳にして赤穂侯に仕へしも、故ありて仕を致し、後江戸に家塾を開き、兵法、文學を教ふ。名聲藉甚、其の門に集まるもの二千人を超え、勢威一時を壓せり。然るに、寛永六年聖教要録を著し、道統之傳至宋竟泯没と叫びて始めて古學を唱ふるに及び、幕府の忌諱する所となり、赤穂に幽閉せらる。斯くて配所にあること凡そ十年、彼の赤穂義士之美學の如きは素行の薰陶與つて力ありと稱せらる。貞享二年病んで江戸に歿す。素行の教育に於ける功績としては、(一)朱子及び陸王の學

を排して、我が國古學派の鼻祖となり、(二)當時の儒者徒に支那を崇拜し、自ら東夷を以て居るものあるに反して、我が國體の尊嚴なる所以を明らかにし、(三)始めて武士道を組織的に論定せる點にあり。中にも其の武士道は後世に及ぼせる影響最も著しく、氏が江戸の家塾に弟子たりしもの四散するや、所謂山鹿流の兵學は海内に流布し、其の著、武教全書、武教小學、山鹿語類等は武士道の經典として尊重せられ、後世士道を説くもの、凡そ之に則らざるはなし。

予者師周公孔子、不師漢唐宋明之諸儒、學志聖教、而不志異端(聖教要錄小序)

然者智仁勇の三は聖人之三德也、此三德一つもかけては聖人の道にあらず、今此三德を以て本朝と異朝とを一々其印を立て、校量せしむるに、本朝はるかに勝れり、誠にまさしく中國といふべき所分明なり、是更に私に云に、あらず、天下の公論なり(配所 殘筆)

素行研究

井上 日本倫理の編

解江 帝國教育史

山鹿素行全集

秋

秋

松陰の傳記

吉田松陰

松陰(二)

一四九〇—一五〇一年)名は矩方、又、二十一回猛士と

傳記

萩 尊王攘夷論者

松下村塾

若書

吉田松陰
と自署



王の大義を唱へ、熱心なる攘夷論者として國事に奔走せり。

天保元年米艦に遊學せんと
して成らず、自首して縛に就き、長州野山の獄に投ぜらる。越

安政元年米艦に遊學せんと

えて二年松下村の自宅に蟄居を命ぜられ、翌年藩に請うて、家學を教ふるの許可を得たり。是れ即ち有名なる松下村塾にして松陰年正に二十六歳。松下雖陋村誓爲神國幹の意氣を以て、至誠活達、國家經綸の策を説き、尊王攘夷の精神を鼓吹しけるが、偶、安政の大獄の起るあり、松陰亦事に坐して罪を得、安政六年、我今爲國死、死不背君親、悠々天地事、感賞在明神と詠じて、從容刑に就けり、時に年三十。松陰人となり勵精、牢獄にありても常に心を書冊に潛め、著書實に六十種の多きに及べりといふ。

松陰は素行の武士道に感化せらるゝこと最も深く、教育の目的を以て、君臣一體、忠孝一致の國民道德を發揚し、君臣の義、華夷の辨を明らかにするにありとなし、最も氣節、義行を尊び、至誠之を貫ぬき、死而後已の四字を以て之を守るべ

松陰の教育

幼穉

國民道德の發揚

松下村塾の教育法

きを唱へたり。曰く「心一死を存する人にあらざれば守るの一字は合點行かぬ事なり」と。

松下村塾記の一節に曰く「天下を奮發し、四夷を震動するは即ち長州にあり。其の長州の大に顯はるゝは必ず松下邑より始まらん」と。此の自信と抱負とあり、加ふるに燃ゆるが如き熱誠を以てし、其の教育は簡易を旨とし、師弟共に出ては田を耕し、入つては米を搗き、日常作業の間に、書を講じ道論を論じ、専ら實踐躬行を以て子弟を導きたり。されば其の塾は僅かに八疊と十疊半との陋屋、其の期間は僅かに二年半の短日月なりしも、高杉東行・木戸孝允・伊藤博文・乃木希典を始めとし、多くの英才を其の門に出だし、維新の皇謨を翼賛せるの效頗る大なり。薫化の偉大なる松陰の如きは未だ曾て見ざる所なりとす。

松陰研史
吉田松陰
徳字四郎松陰

一、凡生爲人、宜知人所以異禽獸。蓋人有五倫、而君臣父子爲最大。故人之所以爲人、忠孝爲本。(士規七則 第一條)

一、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內。蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫、世襲祿位。人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志。君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。(士規七則 第二條)
一、死而後已四字、言簡義廣、堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。(子規七則 第七條)

三、教育家としての儒者

以上述べたる諸家の外、徳川時代に於ける儒者中、著名の教育者として中江藤樹・伊藤仁齋・荻生徂徠・細井平洲等を數へ得べし。

中江藤樹

中江藤樹(二三〇八年)は近江の人。幼にして祖父に従ひ、伊豫國大洲にあり。大洲侯の弟新谷侯に仕ふ。二十七歳故ありて致仕し、郷に歸りて子弟を教育せり。初め朱子學を奉じたりしも、三十七歳にして陽明全書を讀むや、翻然として悟

学舎即山川社 尾張國

る所あり。是より深く知行合一の説を信じ、我國陽明學派の首唱者となる。資性温厚、弟子を導くこと極めて懇切、時人呼んで近江聖人と言ふ。弟子に熊澤蕃山(二三二七九一年)あり、經綸の才、一世に秀づ。

伊藤仁齋

伊藤仁齋(二三二八七一年)

は京都の人。初め程朱の學を修めしが、研鑽多年遂に一家の學を成し、大學は孔子の遺書にあらず、宋儒理氣の説は皆佛老の緒餘にして、聖人の旨にあらずと喝破し、素行と相前後して、古學を首唱せり。爾來道を説くこと四十餘年、門下生全國に普く、其の數三千を超えたりといふ。長子東涯(二三三九〇六年)亦能く父の衣鉢を紹ぎ、弟子には並川天民、中江岷山等の高足あり、其の家塾たる堀川學校は相傳へて明治初年に及べり。獨創の見に富める仁齋の如きは、多く見ざる所なりとす。

仙考—新選—

一、古學の如く
一、新選を用り

堀川學校

荻生徂徠

大旨

荻生徂徠(二三三八八年)

は江戸の人。十四歳にして父の上總に竄せらるゝに及び、之に従ひ、學業大に力む。居ること十有三年、江戸に歸り、増上寺の門前に程朱の學を講ぜり。後、古文辭學復古學を開き、古言の研究によりて、六經の眞義に到るべきを唱ふ。資性豪邁、文辭の才一世に冠たり。多くの弟子中、太宰春臺、服部南郭の二人最も著はる。

細井平洲

細井平洲(二三三六一年)

は尾張國の人。始め名古屋に寓せる中西淡淵の門に學び、後淡淵に従うて江戸に移り、嚶鳴館を開き、後進を導きしが、名聲日に隆く、弟子大に進めり。三十七歳にして米澤侯上杉治憲の賓師となり、其の學政を輔け、興讓館の制を定む。米澤藩治教の盛なる主として平洲の力による。晩年尾張藩の藩學明倫堂の革新に與りて功あり。其の學一家の説に偏せず、人々好む所に従つて講ぜしむ。曰く

折衷

諸家の教育法

「聖學の要は徳を成すにありて學流にあらず」と
 以上の諸家は何れも教育の目的を以て徳を成すにあり
 とし、儒教の精神を體し、賢聖の道に到るを以て究竟の理想
 となせり。獨り徂徠は先王の道は禮樂刑政に外ならずと説
 き、法を重んじて仁義を疎んじ、文辭を先にして、修徳の工夫
 を後にせるの點に於て稍趣を異にす。教育の方法としては、
 經典の眞意を釋ね、躬を以て子弟を率ゐるの外、特に見るべ
 きものなしと雖も、徂徠が漢學修業の方法は支那音を學び、
 直讀して其の意を解すべく、且人の天に稟くる所の性は易
 ふべからず、各其の個性に應じて自然的に誘導すべしとな
 し、仁齋及び平洲が共に教育の個性に應ずべきを説き、平洲
 が普通教育の必要を唱へたる如きは注目し價すべしとす。
 夫聖人之設教也、因人以立教、而不立教以驅人、無所造作、無所添飾、出於人心

徂徠
個性

之所同然而非有所強也。(仁齋、董子問上)

天命之謂性。人殊其性。性殊其德。達財成器。不可得而一焉。……故命也者。不可如之何者也。故學而得其性所近。……達其財成器以共天職。古之道也。(徂徠、先

學則第七)

其人才と申は、草木の區々にして別なる如く、柔勁性を別にし、紅白色を異にして、思ひく様々の花を開、實を結、候にひとしく、人々一様に不參は、面の不同が如く候へば、押なべて丸く、押なべて角にもならぬ者に候得ば……(米澤學校、相談書)

第四節 武士道の發達

武士道の發達

徳川家康其の武家法度第一條に於て「文武弓馬之道專可相嗜事」と述べ、専ら文武の道を獎勵し、諸藩の教學各、心を之に用ひしかば、文運の隆盛に赴くと共に、武士道亦一段の精練を加へ、忠孝節義武勇廉恥等の美風大に起れり。即ち一方

に於ては山鹿素行の武教小學及び山鹿語類は武士の精神を修練し、他方に於ては弓術・馬術・槍術・劍術等に諸種の流派を生じて、各其の精を競ひ、加ふるに徳川光圀の大日本史は此の間に成りて、大義名分の存する所を明らかにするあり、武術と教學とは内外相應じて武士の心膽を鍛錬せり、其の後元祿浮華の風は引いて士道に累ひせしも、幸に家宣・吉宗等力を之が蓋革に用ひ、奢侈を戒めて、質樸を尊び、降つて松平定信、家齊を助けて士風を振起せしかば、武士道の神髓たる自己犠牲の大精神は益、其の光を發揚し、傳へて明治維新に及べり。

第五節 神道の振興

茲に謂ふ所の神道とは、廣く、我が國體を明らかにし、尊王愛國の大義を發揚せんとするものを指せるにて、徳川時代

神道

の末葉、次第に其の勢を得、維新の大業に與りて力ある所のものなり。神道の振興に對して特に重大なる關係を有するもの大凡左の如し。

關齋學派

一、關齋學派 山崎闇齋(二二七―二三八二年)は京都の人。始め谷時中に學び、熱心なる朱子學者たりしが、晩年心を神道に寄せ、一派の神道を創めて、我が國體の重んずべきを唱へたり。多くの門人中最も有名なるは淺見綱齋にして、氏は靖獻遺言を著して、勤王の精神を鼓吹せり。彼の幕末の志士山縣大貳及び武内式部は何れも關齋の學統を受けたるものなり。

水戸學派

二、水戸學派 水戸學派は神道を根本義となし、之を扶翼するに朱子學を以てせるものにして、光圀に始まりて、明治維新に至る二百三十餘年間、大日本史編纂の大事業を中心となし、常に敬神愛國の大精神を鼓舞せし一大學派なり。光

因は明曆三年闇齋派の學者栗山潛鋒・三宅觀瀾及び安積澹泊、明の遺臣朱舜水等を聘し、彰考館を起して、大日本史の編纂に着手し、神功皇后を皇妃傳に收め、大友皇子を帝紀に載せ、南朝を以て正統となし、春秋の筆法によりて大義名分を明らかにせり。其の後寶曆・明和の頃に及び、水戸學は一時多少の頓挫を來せしも、齊昭出づるに及び、天保九年を以て弘道館を起し、忠孝不二、文武不岐の主義に基づきて學徒を教へ、加ふるに藤田東湖の如き英材の之を輔弼するあり、教學大に張り、嘉永安政以後天下皆水戸學を宗とし、人をして水戸の人に遇へば直に學者たらんとの感を抱かしむるに至れり。大日本史の完成には年を要すること大凡二百五十年、卷數三百九十七、其の量に於て、將た其の勞力に於て、天下無比の大著述なり。

三、古典派 我が國の神道は多く佛教又は儒教と結合せるものなるが、獨り古典派にありては全く儒佛を排し、佛教渡來以前の神道を闡明せんとし、専ら力を古典の研究に用ひたり、之を純神道といふ。古學の研究は其の端を僧契冲に發し、之に次ぎて荷田春滿あり、春滿の門人に賀茂眞淵（二五七二―二九四）あり、特に心を萬葉に潛め、又國意考を著して、始めて儒佛を排斥せり。眞淵の門人に本居宣長（二二四三―一八〇一）あり、宣長は伊勢の人、學問頗る該博、皇國の古道を發揚し、尊王の精神を鼓吹するを以て其の任となし、拮据三十五年にして有名なる古事記傳四十八卷を完成す。又直毘靈（ナホヒミタマ）の著あり、簡明にして、古道の大意を窺ふに足る。宣長の後には平田篤胤（四二五三―一八〇三）あり、資性豪宕不屈、宣長の説を祖述し、古史傳、古道大意等を著して、盛に異端、儒教、佛教及び俗神道を排斥し、所

說精細を極めければ、古道是より益、明らかなるに至れり。

嗚呼我國中士民、夙夜匪懈、出入斯館、奉 神州之道、資西土之教、忠孝无二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇佛、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報 國家無窮之恩、則豈徒 祖宗之志弗墜、神皇在天之靈、亦將降鑒焉。(弘道館記 之一節)
之も此の道はいかなる道ぞと尋ぬるに、天地のちのづからなる道にもあらず、人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたまひ傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申ぞかし、さて其の道の意は此記をはじめ、もろくの古書どもよく味ひ見れば、今もいとよく知らる云々。(直見 靈)

第六節 洋學の發達

徳川家光禁書令を布きてより、洋學研究の道杜絶し、將軍家宣の時代に至り、西川如見、新井白石等率先して西洋の事

洋學の起原

抄書令
二二九の
分見、礼七年

洋學の發達

解中
洋書
解訓
報、鳴矢

情を究めたりしも、是等は何れも通辯の助によりしものにして、未だ自ら蘭書を講ぜしにあらざり。其の是あるは吉宗以後にありとす。吉宗の卓見なる、早く西洋學術の採るべきあるに着眼し、享保五年を以て禁書令を解き、宗教以外の書を讀むことを許すと共に、儒官青木昆陽(二四三五年)をして長崎に行き、蘭書を學ばしめたり。昆陽の後には前野良澤あり、桂川甫周、杉田玄白等と相謀り、始めて蘭書を翻譯し、之を解體新書と名づく。一語に一日を費し、數日尙一句を解する能はず、稿を改むること十一度、年月を閲すること四年なりしといへば、當時翻譯の困難實に言語に絶せりといふべし。世に白石、昆陽、良澤及び玄白を以て蘭學の四大家となす。
良澤の後に大槻玄澤あり、始めて和蘭文法書を著して、蘭學研究の便を開く。其の後宇田川玄眞、坪井信道、杉田成卿、緒

方洪庵等相次いで出て、蘭學次第に隆盛に赴けり。蘭語に次ぎては、露語最も早く我が國に傳はり、英・佛語之に次ぎ、獨語最も遅し。斯くて洋學の發達と共に、單に醫學のみならず、天文・地理・博物・物理・化學・兵學等の諸學傳來し、我が文運に貢獻する所大なりしかば、文久二年には幕府より始めて留學生を蘭國に派し、次いで露・英・佛にも留學せしめ、以て明治維新に及べり。

第七節 幕府の學校

一、昌平饗(昌平坂學問所)

沿革 寛永七年、家光上野忍岡の地を羅山に賜ひ、書院及び塾舎を開かしむ。是れ即ち昌平饗の起原なり。後尾張侯義直其の地に聖廟を營み、寛文三年家綱該學問所に弘文館の號を賜ふ。元祿三年(紀元三五〇)綱吉弘文館を湯島に移し、昌平坂

文久二年—西洋留學、初
榎本武揚、西園寺
マール
家光
家綱
綱吉
聖堂
大所殿

家光
家綱
綱吉
聖堂
大所殿

學問所と改稱し、羅山の孫林鳳岡を大學頭となして、廟學の事を司どらしむ。後將軍家齊、明の制に倣ひて學舎を改修し、異學の禁を發し、純然たる官學となせり。其の聖堂は今尙遺存して綱吉自書の「大成殿」の扁額高く掲げらる。

教育の主義

教育の主義 當時の學問は凡て政道の補導をなすを以て終局の目的となせるが故に、教科は經學・歴史を中心となし、修身・治國の道を講じ、治亂興廢の跡を釋ぬるを以て其の主眼となせり。従つて孔子は其の唯一理想にして、春秋の釋奠には、將軍自ら臨みて嚴肅なる儀式を擧げ、又初めて入學せるものは、必ず先づ大成殿に禮拜せしめて、以て學徒の歸向を定め、然る後講筵に列せしめたり。諸教科の中心たる經學は固より朱子學にして、經書の註釋必ず一定し、嚴に異學を抑へ新説を禁じ、決して規定以外の漢書及び横文の書を

教育の主義
政道、補導
教科—經書、歴史
新説
朱子學

教官・生徒

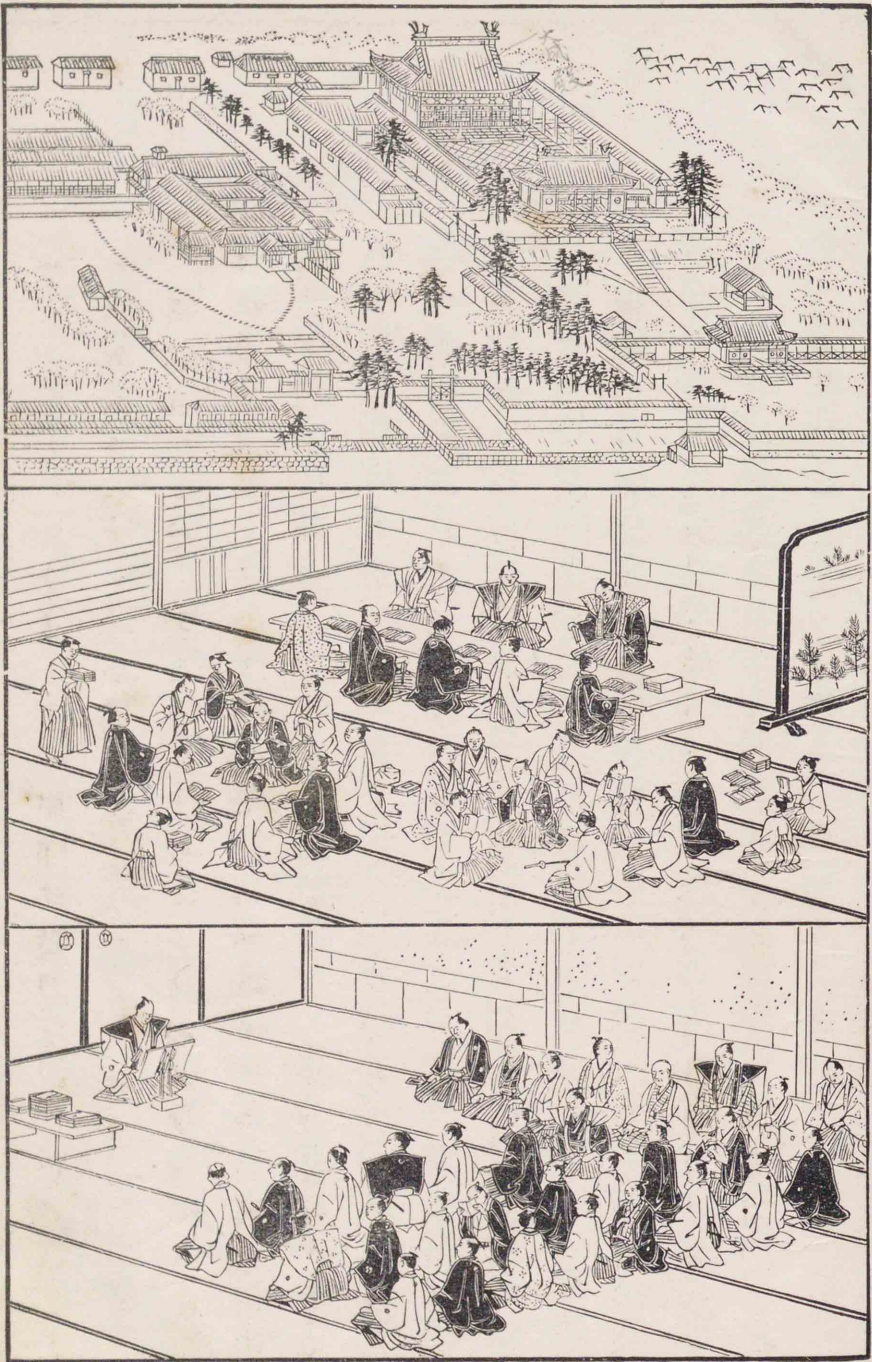
緜くことを許さず。故を以て、學問の範圍極めて狭く、動もすれば舊義を墨守して偏固に陥るを免れざりき。

職員及び生徒 教官は、林氏世々之を總轄するの外に專任の御儒者四五人あり、皆旗本出身なり。其の外に教授方出役として別に本務ありて教授を兼ねるものあり。生徒の就學は七八歳以上別に制限なきもの、如く、寛政以前は士庶共に取りしも、其の以後は士人に限り入學を許し、之を通學生と寄宿生とに分かつ。何れも束脩及び月謝を徴することなし。

學科及び教授法

學科及び教授法 始めて入學せるものは、先づ素讀所に入りて、小學・四書・五經等の素讀を受け、素讀終れば、初學所に入りて左傳・國語・史記・漢書・蒙求・十八史略等を講讀質義し、然る後始めて經義の講釋を聞く。此の外會業と稱し、教授臨席

(近世教育史六八一六九)



試験

の上學生一堂に會して、相互に研鑽をなすものあり。會業は之を經科・史科・漢史及び本朝史・刑政科及び詩文科に區分し、學生の資質と學力の程度とにより、各別に研究せしめたり。
試験 生徒の會業及び聽講の勤怠は嚴に之を督勵し、若し或學科に通曉するものあれば、教授見習に拔擢す。試験は之を吟味と名づく。其の種類には毎月行はるゝ小試及び春秋二季に行はるゝ大試あり。又毎年十一月の素讀吟味、三年目に行ふ學問吟味あり。素讀吟味及び學問吟味は校の内外を問はず、幕臣皆之に與ることを得。學問吟味の成績には甲乙丙の等級を立て、賞與各、差あり、登用亦遲速ありき。

二、和學講談所

和學講談所は寛政五年塙保己一(二三四〇一六)が官に請うて、江戸麴町裏六番町の官有地を得て、之に學校を建てたる

和學講談所

に始まる。其の目的は主として國史・律令を研究し、古學を明らかにせんとするものにして、後進子弟に和學を教授し、且多くの古書を搜索編纂せり。有名なる群書類ぐんしゆりは即ち其の一なり。爾來幕府の厚き保護を受け、塙氏の子孫世々其の所長となり、國學の發達に貢獻すること大なりき。

三、開成所

開成所は將軍家齊が文化八年、始めて淺草の天文臺中に翻譯局を置き、之を蠻書和解方と稱し、蘭學者大槻玄澤等をして、翻譯の事を掌らしめしに始まる。其の後、家定之を洋學所と改め、九段坂下に移轉し、翻譯の傍ら蘭學の講習を開始せり。越えて文久二年、校字を一ツ橋外護持院原に移し、洋書調所と改稱し、翌三年始めて開成所と稱し、蘭・英・佛・獨・露の諸外國語と共に諸種の科學を教授せしが更に二三の變遷を

開成所

其の他幕府の學校

經て明治二年大學南校と改め、醫學所と共に現今の東京帝國大學の前身を成せり。

其の他幕府直轄の學校には、醫學を教ふる醫學館及び醫學所、兵學を教ふる陸軍所及び海軍所あり。各地在勤の幕臣を教ふる爲には、甲府の徽典館、駿府の明新館、長崎の明倫堂、佐渡の修教館、日光の日光學問所等ありき。

第八節 藩學、鄉學及び漢學塾

藩學

藩學は藩主の設立にかゝり、部下の藩士を教育する所にして、施設全國に普く、寛政以後最も隆盛を極め、其の數二百以上に達せり。多くは就學強制の制を布き、教科としては、儒學、就中朱子學と武術とを併せ課し、後には洋學、國學等を加へたるものもあり。藩學中特に有名なるは名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤の明倫堂、鹿兒島

徳川時代の學塾状況 / 研究

新撰近世教育史(修訂版)

七二

口本故書史上下
佐藤 潤
本教育史

郷學
補足

漢學塾

の造士館、萩の明倫館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館、米澤の興讓館、福岡の修猷館、岡山の花畠教場、會津の日新館、佐賀の弘道館等なりとす。
郷學 藩學の外に又各藩多くは郷學なるものを置く。こは藩主・藩士又は村民有志の設立に係るものにして、藩學と寺子屋との中間に位す。是に士人のみの教育を施すものと、士庶共に入學を許すものとの二種あり。多くの郷學中特に著名なるを肥前の多久學校及び備前の閑谷學校となす。
漢學塾 漢學塾は儒者の私塾を開きて教授する所にして、是に浪人儒者の開ける者と、公職にあるものの餘暇を以て教授する者との二種あり。其の教育法は、全塾生一室に集まり、教師は上座に坐し、書を見臺に載せて講義し、生徒は其の下に居並びて聽講す。質問ある時は一人づつ師の前に出

慶應義塾
年平
野
正
講

漢學塾

儒者私塾
教育法
一有教授

師弟間、情誼
例

伊藤仁斎
堀川學校
菅茶山塾
吉田松陰
松下村塾

沿革

でて之を質すに止まり、別に學級の編制なく、日課の制定なし。若し生徒多きときは、其の中學力・操行の優れたるものを選び、教授を助けしむ。束脩・謝儀は全く生徒の隨意なり。斯く漢學塾は甚だ簡單なる方法を用ひたれども、師弟間の情誼頗る厚く、感化の功自ら行はれ、氣節の士を出だしたること、却つて官學に優るものあり。多くの漢學塾中有名なるは菅茶山の塾(福山)、伊藤氏の堀川學校(京都)、中井菴菴の懷徳書院(大阪)、廣瀨淡窓の咸宜園(豊後)、吉田松陰の松下村塾(長門)等なり。

第九節 寺子屋の發達

沿革 寺子屋の起原は已に之を述べたり。而して寺子屋は徳川氏の文教復活時代に入るに及び、益々隆盛に赴き、之と共に其の性質を一變せり。今其の次第を述べれば、嘗て文教

の全權を握りし僧侶は、儒者の輩出するに従ひ、次第に其の勢を殺がれ、幕府の學校は儒者を登庸して士人の教育をなさしめたるを以て、僧侶は悉く民間に退き、僅に寺子屋の一部を占め、専ら庶民の教育に従事するの已むなきに至れり。是に於てか、從來士庶を併せて教育せし寺子屋は、全く變じて庶民の教育場となる。其の後庶民教育の普及するに従ひ、寺子屋亦僧侶の手にのみ委ねられず、其の教師には神官、浪士、醫師等を交へ、中には女子にして之を開くものすら現れ、其の名は古來のまゝなれども、其の實は純然たる普通教育の機關となり、現今小學校の前身をなすに至れり。寺子屋は、江戸にては、之を手習師匠といひ、又手跡指南、筆道指南、筆學所とも稱す。天保時代に於て最も隆盛を極め、其の數全國を通じて一萬五千以上に達せりといふ。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

日本教育資料所載により計り、徳川時代に於て、寺子屋の總數たるもの固より精密なる統計にはあらず。

教師
僧侶
儒者
士
庶民
浪人
醫師
神官

教師及び生徒
塾師
師匠
御師匠様
生徒
登山

教科

教師及び生徒 教師は生徒の多少に拘らず、大抵一人にて之を擔當し、助教を置くものは稀なり。生徒は之を寺子、入塾するを登山、歸省するを下山と稱し、就學は七八歳より十三四歳に至るを普通とす。男女共學なれども、嚴に其の席を別てり。生徒の數は時には數百人に上るものあれども、多くは二三十人を以て限度となせり。

教科 習字を主とし、傍ら讀書、作文、算術、修身等を授け、又希望によりて、漢學、詩歌、裁縫、生花等を授くることあり。算術は珠算にして、加減、乗除より開平、開立、求積に至り、教科書として塵劫記を用ふ。習字は固より能書を第一義となせども、習字本の讀解、應用は處世上必要なる種々の知識を寺子に附與せり。習字本は、伊呂波、數字、名頭、苗字、盡國、盡及び諸種の往來ものを多くは師匠の手づから書せしものにして、別に

寺子屋

教育法
個別教授



讀書の教科書として、男子には實語教・童子教・古狀揃・孝經・大學及び小學、女子には百人一首・女孝經・女大學等を用ひ、修身は御談義と稱し、之を口授せり。

教育法 授業時間は毎日午前七八時より午後二三時に至り、休日は朔日・十五日・二十五日・五節句及び祭日等なり。教授の方法は教師高座に構へ、兒童三四名づゝ、其の前に出でて教授を受くるもの

童子教

童子教
夫貴人命居頭等不得之
遇道落後道有罪
あま當狗向慎不顧左右
不問不言有は有謹閑

しめたり。

寺子屋は恰も一家の如くにして、師弟の情誼甚だ厚く、寺子中、年長俊秀のものは當番となりて能く教師を補佐し、自治の風に富みしかば師道大に行はれたり。故に時として「お留め」無言線香「習ひ返し」等の罰を加ふるも、生徒は毫も之を

にして、全く個別式なり。

試験は毎月一回小浚ありて手本の記誦を検し、春秋二回の席書、七夕書初等は筆力の優劣を判じ、毎年一回の大浚には一年間に習ひ終りし手本の中より諳誦諳書せ

束脩及び謝儀

怨むことなく、却つて益、親密の度を加へ、卒業退學の後と雖も、敢へて變らず、長く其の師を尊敬せり。
束脩及び謝儀 束脩及び謝儀は隨意にして其の額を定めず。先づ入學の際は扇子、菓子、折鱈節等を以て束脩を行ひ、其の他、年始、盆、春秋、席書、五節句等、時に應じて多少の金品を贈るのみ。師は道を傳ふるもの、必ずしも報酬を望まずとは當時一般の思想なりき。

第十節 心學と社會教育

心學とは陽明學を本體となし、之に神佛の二教を加味して、平易に實踐道德を説き、人をして自己の心性を悟得し、人道を行ふに至らしめんとする一種の平民道德教にして、社會民衆の教化を以て其の目的となす。石田梅巖(二三〇四年)之を創めたるを以て、又石門心學とも稱せらる。梅巖は丹波

心學の起原

心學の隆盛

の人、幼にして嚴正なる家庭教育を受け、後京都に出で、或老舗に奉公せしが、常に心を道德の研究に用ひ、年四十五の時、京都車屋町通に卜居し、始めて講席を開き、門扉に「何月何日開講、錢入り不申候。無縁ニテモ御望ノ方々ハ御通り御聽キ可被成候」と揭示し、少數の男女を集め、平易の言語、卑近の實例を以て道德の講話を始めた。時に吉宗の享保十四年にして、王陽明歿後方に二百年なり、

梅巖の弟子に手島堵庵及び慈音尼菴葎あり、堵庵の弟子には中澤道二あり。堵庵は京都の五樂舎に據り、道二は江戸の參前舎に據り、共に關の東西に於ける心學傳道の本山となれり。其の後布施松翁、脇坂義堂、柴田鳩翁等の諸大家出でて、共に心學の擴張に力め、寛政の頃には全國に亙りて二百有餘の道場を有するに至れり。世に梅巖、堵庵、道二を尊んで

心學の三先生となす。

心學者の傳道は恰も宗教家の布教の如く、講演によりて衣食するにあらず、却つて自ら資を抛ちて之に當りしかば、事業に精神あり、活氣あり、徳川時代の後半に於て社會の教化に及ぼせる功績頗る多し。

心學道話講席の状態を明らかにせんが爲め、左に掲示の一例を示すべし

一、御講釋定日。三日、十三日、二十三日、八つ時。

但し席の儀其節々御案内申候。

一、衣服 男女ともに手習、縫物などに御出の通り、ふだん體にて不苦候。御はおりに不及申候。

一、聽衆の席は男女間をへだて、女中の席には、すだれをかけ置申候間、御遠慮なく御出なさるべく候。

一、席料、音物、謝禮等一切うけ不申候。

一、御されあひ御無用、しづかになされ、御ちいさきを御いたはり、先へ御つ

心學三先生
日本教育史
心學道話
心學三先生御案内書

女子の教育法

第十一節 女子の教育

めあい、随分神妙になされ下さるべく候。
一、火の用心御願申候。 以上。

徳川時代の女子は、多くは、幼少の時、寺子屋に入りて、初歩の教育を受け、稍、長ずるに及び、家庭にありて調理、裁縫、機織等の婦功を學べり。されど中流以上の公家、武士の子女は寺子屋に入らず、師傅を聘して讀書、作文、習字等を修め、且女禮、彈琴、薰香、生花等の高尚なる遊藝を學べり。而して此の風習は次第に下層社會に傳はり、百姓町人にても三絃を弾じ、手踊をなし、終には遊藝を學ばざるを以て無知よりも恥づべきことなりとなすに至れり。凡て女子にして漢書を讀み、詩を賦するは、極めて稀にして、知育は一般に甚だ疎んぜられたり。

教育の方法

右接物之要

凡所學問思辨而得之者、又皆必踐其實而不爲空言矣、是五者之序也

教育の方法

教育の方法は一に躬行實踐を旨とし、精細なる目を立つるもの少し。故に益軒を除きて、他に系統的に之を論述せるものなしと雖も、自然の間に行はれたる一般の傾向は之を認め得ざるにあらず。小西重直氏はかゝる方法として、左の五種を數へたり。

*藝文第六年
第五十六號

一、努力的教法 克己の徳は儒教の根本精神なり。努力實行、死而後己の意氣を鼓舞し、課學に當り、苟も坐位を亂し、或は惰容を示す如きは、學に専らならざるものとして、之を戒め、師道最も嚴肅なりき。

二、直觀的教法 躬を以て弟子を率ゐ、模範による自然の感化を尊べるは、當時の教育の一大特徴なり。但直觀的教法

が道德及び武藝の方面にのみ行はれ、知育の方面に及ばざりしは一の缺陷と言はざるべからず。

三、練習的教法 反復練習を重んずること、亦一般の傾向なり。益軒が「四書を毎日百字づつ、百べん熟誦して、そらに讀みそらにかくべし。字のおき所、助字のあり所、ありしにたがはず、おぼえよむべし。」(和俗童子訓三)といへるは其の一例なり。されど其の練習が多く記誦の末に走りしは遺憾なしとせず。

四、自學的教法 博學・審問・慎思・明辨・篤行の五者は、爲學一般の順序にして、我が國に行はれたる最初の教授段階とも稱すべし。中にも慎思明辨の二者は、自ら思索し工夫する段階にして、自學の旨義最も明らかなり。是を西洋に發達せる教授段階に比し、説く所精ならざれども、精神に至りては、敢へて劣る所あるを見ず。

五、個性的教法 個性的取扱の必要は徳川時代に於ける多くの教育家が特に注意せる所にして(第三節)當時の教育が凡て個別式なりしは、一層其の實行を容易ならしめたり。以上諸種の教法は西洋諸國に發達せる重要な傾向と暗合し、且殆ど之を網羅せり。凡そ道の説くべきもの、東西古今其の軌を一にす。我が國現時の教育を以て、單に海外思想の模倣の如く傳ふるは、偏せりと言はざるべからず。

第二篇 歐米の教育

第一章 希臘の教育

第一節 希臘教育の特質

文化の源流 希臘は地中海上の一小半島にして、海岸屈曲多く良好なる港灣を有し、天候快適、風光明媚にして、山岳各所に互り、國內を幾多の小邦に區分す。故を以て希臘人は夙に美を愛し、自然を樂しむの性向を有し、且獨立自由の思想に富み、古代に於て最も發達せる文化を成せり。歐洲の文化は、哲學たると科學たると、將た美術たるとを問はず、悉くの其源流を希臘に發す。

教育の理想 希臘の教育は、人類固有の諸性能を圓滿に、調和的に發展せしめ、個人の完成を圖るを以て、其の任務と

希臘人の性向

希臘の文化を以て

希臘教育の理想

希臘教育の理想
諸性能の調和的發展

個人/完成
國家有要の公民

手段
音樂(精神修養)
射擧(身体鍛鍊)

なし、是が爲に身體を鍛鍊する體操と精神を修養する音樂との二大教科を課せり。されど希臘人は又夙に個人と國家との密接なる關係を認め、個人は國家の一員として始めて價值あるものとなし、一面に於て個人の自由なる調和的發展を圖ると共に、他面に於て國家有要の公民を養成するを以て、教育終局の理想と認めたり。凡そ希臘教育は、其の通有性として如上の特徴を有したれども、以上兩面の理想中、何れに主力を注ぐかにつきては、邦によりて多少趣を異にせり。今左に二個の代表者たるスパルタ及びアテネに於ける教育につきて、其の梗概を述べんとす。

一、スパルタ

スパルタはドリア種族の代表者にして、イオニア人の代表者たるアテネと著しき對照を示せり。其の教育法は、紀元

育
スパルタの教

前八百二十年頃リコルゴスが、僅少のスパルタ人を以て、多數の土人及び奴隸を支配せんが爲に制定せる憲法に基つき、尙武の精神を以て一貫せる極端なる國家主義なり。

兒童の始めて生まるゝや、國家は其の健否を檢し、身體薄弱なるものは生存を許されず、其の七歳に達せるとき、之を家庭より奪ひて共同教育所に入れ、専ら身體の練磨と、士氣の養成とに力めたり。其の方法は粗衣粗食に慣れ、飢渴を忍び、極めて嚴格なる規律の下に、質素克己の生活をなし、學科としては體操を主とし、之に音樂を併せ課したり。斯くて十八歳に至れば、兒童組を脱し、青年組に入りて軍事教育を受け、三十歳にして成人となり、始めて家庭を作せり。女子もまた男子と同じく、嚴格なる教育を受けたれば、忠勇義烈の精神に於て、敢へて男子に譲らざりき。一婦人が其の子の出陣

リコルゴス
七歳
共同教育所
十八歳
青年組
三十歳
成人

本論 第二篇 第一章 希臘の教育

結果 女子全般

に際し、自ら盾を取りて之を授け、勝ちて持歸れ、然らずんば之に乗りて歸れ」と戒めたるは普く人の知る所なり。スパルタの教育は斯く尙武に偏せしを以て、學問・藝術等、精神的財産に於て見るに足るもの尠し。世に希臘の文明と稱するは、多くアテネの文明なり。

二、アテネ

アテネの教育はスパルタに反して、寧ろ調和的發達の一面を重視し、其の理想は自由と知識と、審美とにあり。教育の方法は、紀元前五百九十四年ソロン^{ソロン}の立てたる憲法に基づける者にして、スパルタの如く國家に於て之を成さず。國家は唯、父母に子女教育の義務あることと、體操及び音樂の教授を受けしむべきことを命ずるのみにして、細節に至りては之を家庭に一任せり。一般に兒童七歳に達するや、私立

アテネの教育

ニアテネ

文學教育 自由、知識

審美

富者 前七四年

家庭教育

七歳

體操學校

教僕

十二歳

國立體操場

二十歳

士班

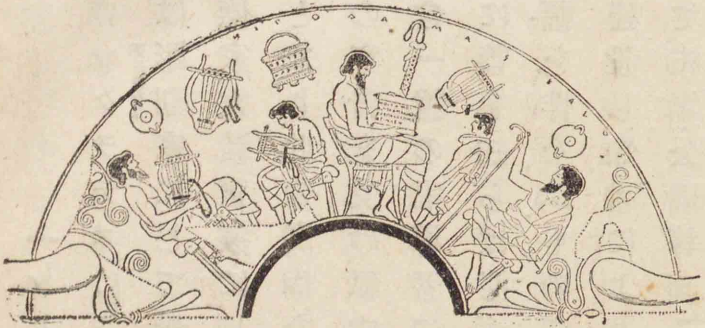
女子

結果

ソクラテス
アラストテレス

希臘の音樂學校
(シールにて發見せる杯の模倣)

右端にあるは教僕、一人の生徒は希臘の詩を、他の生徒は音樂を學ぶ。



の體操學校及び音樂學校に入り、體操・音樂・文法科等を學び、同時に教僕^{Polignone}の監督の下に置かる。教僕は多く奴隸にして、常に兒童に伴なひ、之を保護すれども、自ら教授することなし。十六歳、教僕の手を離れ、國立の體操場に入りて武藝を練習し、上流社會のものは更に進んで高等なる教育を受け、二十歳始めて士班に列す。女子の教育は注意せられず。却つて學問は其の淑徳を害ふものなりと信ぜられ、常に深閑に養はれたれば、身體虛弱にしてスパルタ婦人の強壯剛健なるに及ばざること遠し。

第二節 希臘の教育家

一、ソクラテス

教育家としてのソクラテス

ソクラテスは紀元前四百六十九年、アテネ市に生まる。父は彫刻家にして、母は産婆なり。支那の孔子に比すべき大道徳家、大教育家にして、道徳の改善、眞理の普及を以て、其の任となし、此の高尙なる職務の爲に、紀元前三百九十九年死刑の宣告を受け、獄中に於て、從容毒を仰いで死せり。氏は知行合一説の唱導者にして、思へらく、悪行は無知の結果なり。眞に善を知らば必ず之を行ふべし、何となれば善は必然に幸福を伴ふものなればなりと。斯く氏は道徳を知識の上にて、建設し、知識によりて道徳的生活を改良せんとしたるを以て、市場公園等、到る處市民を捉へて、人生上の談話を試み、之によりて知見を開發し、道徳の改善を圖るに力めたり。

知行合一説

ソクラテス法

ソクラテス法

Socratic Method

知見の開發につきて、氏は獨特の方法を用ひたり。所謂ソクラテス問答法として後世に推獎せらるるものにして反語法及び産婆法の二個の方面を有す。反語法とは、茲に一問題あり、對者若し之を知れりとの風あるときは、順を追うて種々の反語的發問を試み、終に對者をして自己撞著に陥らしめ、其の無知なることを悟らしむるものにして、消極的方面なり。斯くて對者が自ら無知無識なるを曉れるに乗じて、再び積極的發問をなし、歸納的に對者の知識を導き、個々の經驗より發して、眞正の概念、定義に誘致す。産婆法是なり。當時詭辯學徒なるものあり、眞理に一定の標準あることなく、人は萬物の尺度なり」と説き、危険の思想を流布しけるが、ソクラテスは極力之に反對し、凡ての人に共通し、萬人共に守るべき道徳の大法あるを示し、道徳上確固

三教授法
問答法

反語法

無知ヲ知ラシムル

ソクラテス

産婆法

知識ヲ授ケル

也

不動の概念を定立するに力めたり。後世氏を以て「道德の發見者」となすの意茲に存す。

二、プラトーン

プラトーンの傳記

プラトーン は紀元前四百二十七年アテネに生まる。二十歳ソクラテスの門に入り、其の教を受くること八年、後政治に志せしも、不幸にして其の意を果すを得ず。紀元前三百八十七年頃より、アテネの近郊アカデミーに學校を開き、三百四十七年死に至る迄、育英に従事せり。氏の學派をアカデミー派といふ。

教育の目的

一、教育の目的 氏の説によれば、人の精神に理性・氣力・欲望の三要素ある如く、國家にも亦理性に相當する支配者・氣力に相當する軍人・欲望に相當する生産階級あり。而して個人に於ては上の三要素に應じ、睿智・勇氣・節制の三徳あり、三者相調和する所に正義の徳ある如く、國家の各階級亦各其

正義

の本分を守り、自己の職分を果すときは終に國家としての正義を實現することを得。故に教育は社會の各員をして己が階級に應じたる發達を遂げ、相協力して國家最高の徳たる正義を實現するに至らしむるを以て其の目的となさざるべからず。

教育の方法

二、教育の方法 兒童生まれて三歳に至る迄、主として其の身體に注意し、三歳より六歳に至る間は、遊戯によりて身體及び精神の發達を計り、且適當なる童話を授け、六歳以後を以て學校教育の期間となす。凡て學校教育にては、男女を分離し、十歳に至る迄體操を、十歳以後讀方及び書方を、十四歳より十六歳に至る迄音楽を授く。音楽教授の價値は善と美との正しき模倣にあり、娛樂は其の目的とする所にあらず。十六歳以後算術・幾何・天文學・音樂等の科學的陶冶を施し

三歳
三歳
三歳ト云セ歲(遊戯)

中にも最も數學を重んじ、十八歳以後二十歳に至る迄、軍事的教練を施し、特に學術に秀づるものは、三十歳に至る迄一層深き科學的修養を受け、少數の優秀者に限り更に五個年間哲學を學び、政事家としての素養を確立す。凡て一國の政治は哲學者の手にあり、國家一切の活動は哲學者の支配に屬せざるべからず。

要約

三、要約 教育の目的及び方法を系統的に論述せるはプラトーンを以て嚆矢となす。彼は始めて國家主義の教育を唱へ、教育の順序を兒童の發達に順應せしめ、殊に三歳乃至六歳の幼兒の教育を、遊戯を中心として行はんとせる如きは、フレイベルの幼稚園の思想に頗る相似たるものあり。其の著共和國は長く重要なる教育的文獻の一に數へらるべきものとす。

三、アリストテレーズ

アリストテレー
イスの傳記

アリストテレーズ Aristoteles は紀元前三百八十四年希臘の一植民地スタギラに生まる。十七歳の時アテネに來りプラトーンの門に入り學ぶこと二十餘年、三百四十二年マケドニア王フィリポの招に應じ王子アレキサンドルの師となり、王即位の後アテネに歸り、著述に従事すると共に育英の業に従へり。三百二十二年ユウポイアに歿す。學問頗る該博、近世の科學にして大凡其の源を氏に發せざるものなく、學術界の「歴山大王」と稱せらる。其の學派を逍遙學派と呼ぶ。

教育の目的

一、教育説 氏の説によれば、人生の目的は幸福にあり。而して幸福は人類に特有なる理性の合理的活動によりて得らる。されど人は本來社交的動物なるを以て、理性の活動は社會的・國家的生活に於て始めて之を實現するを得べし。是の故に國家は自ら其の國民を教育し、教育によりて以て個人及び國家の幸福を増進することを計らざるべからず。即

教育の方法

ち氏にありては、教育は政治學の一分科にして、教育は個人及び社會の幸福を進むるの術と見られたり。

兒童生まれて五歳に至る迄、主として遊戯によりて心身の發達を計り、爾來二年間、將來學ばんとする諸藝を傍觀せしめ、七歳以後始めて公共教育を受け、體操・音樂・讀方・書方・圖畫等を學ぶ。氏は又道德教育に於て習慣の必要なることを説き、德育上正しき知見を與ふる事の外に、行爲の反復練習により、節制・勇氣・從順等の諸徳を體得せしむべきことを主張せり。

二、要約

アリストテレスの教育説は、其の後世に及ぼせる影響は、プラトーンに及ばざること遠し。されど氏が集成組織せる諸種の科學は、小亞細亞を経て、羅馬に傳はり、後、亞刺比亞語に翻譯せられて、サラセン帝國に普及し、中世紀

プラトーン 高き
アリストテレス 大なり
二名種、學術、研究
深し

羅馬の特質

第二章 羅馬の教育

の後半歐洲に逆輸入せられ、歐洲文化の源流を形成せり。

羅馬は紀元前七百五十三年伊太利のチベル河畔に國を建て、次第に版圖を擴め、終に一大帝國を成したるものにして、其の人民は愛國心と正義の精神とに富み、領土の安全と擴張とを以て、自己の天職となし、頗る實際的の傾向を有したり。

希臘より羅馬に入るは、例へば詩篇を閉ぢて散文を繙くが如し。羅馬の教育は、國の法律に従ひ、名譽を尊重し、愛國の精神に富み、且質樸剛健なる公民を作るを以て、其の目的となしたれば、軍事・法律・修辭法等の各方面に於て著しき發達をなし、之を希臘の美的・理想的なるに比すれば、大に實際的

四種
實際的
軍律
修辭
美的
理想

特種
希
美的
理想
哲學
藝術
美的

羅馬各時代に於ける教育の特徴

現實的なるの特色を有す。唯、其の國家主義なるの點に於てのみ兩者相一致せり。
羅馬の教育は王政時代、共和政時代及び帝政時代に於て、多少其の趣を異にせり。殊に紀元前百四十六年希臘を滅ぼすや、希臘の文明は懸河の勢を以て羅馬に侵入し、大に教育の面目を改めたり。されど一言にして之を蔽へば、共和政時代の以前は、嚴格なる軍隊的組織に於て、スパルタに類するものあり、帝政時代は、文學修辭を重んじて、アテネに髣髴たるものありといふを得べし。

希臘文明移入以前の教育

初期の教育と家庭　希臘文明移入以前に於ける羅馬の教育は、主として家庭に於て施されたり。羅馬の家庭は一夫一婦の制行はれ、其の婦人は氣品甚だ高く、家父は絶對の權力を有し、子女の生殺すら其の掌中にあり。家庭の教育は、主

スバルス風
健全ナル
希臘文明移入
以前の教育

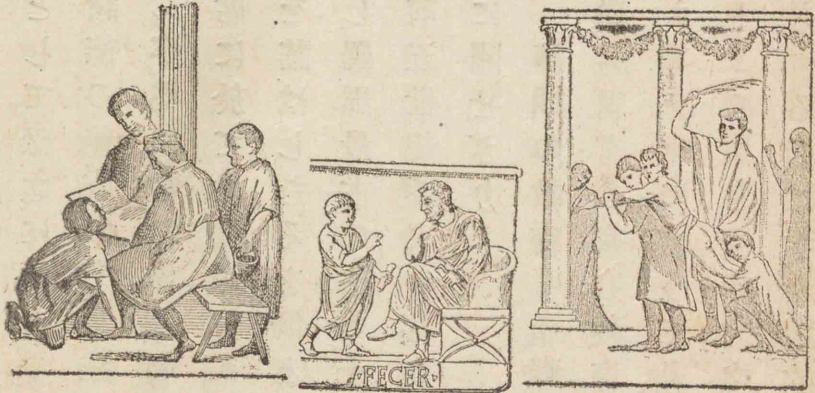
羅馬各時代に於ける教育の特徴
共和政時代
帝政時代
希臘文明移入以前の教育

希臘文明移入以後の教育

として母之に當り、從順・謙遜・敬虔・忍耐・勇氣・誠實・眞面目等の諸徳の養成に力を注ぎ、殊に父母は子女の愛國心を鼓舞せんが爲に、常に偉人の事蹟及び戰爭の物語をなし、宴會等の席に於ては、長者・偉人の傳記を演述し、兒童をして、讚美の歌を謠はしむるを例とせり。教授は體操の外、讀書・習字をも課し、羅馬最古の法典、十二銅盤法を誦せしめたり。學校は紀元前五世紀頃より存在せしも、凡て私立にして、政府は毫も之に關せざりき。

後期の教育　希臘の文明羅馬に移入せらるゝや、次第に羅馬固有の家庭教育の美風を銷磨し、終には兒子の教育をもアテネに倣うて乳母・教僕等に託するに至れり。彼の大力ト一の如きは、極力之に反對せるも、一世の風潮復た如何ともする能はず、希臘的の修養次第に全國を風靡せり。

羅馬の學校
左方 學習(ボン
ベイにある繪畫よ
り)
中央 演述(ロー
マの石棺より)
右方 課罰(ハー
クレイネウム市に
ある繪畫より)



當時學校に初等學校・文典學校・修辭學校の三種あり。初等學校は六歳乃至七歳の兒童を收容し、頗る嚴格なる訓練の下に、讀書・算術等の初歩を學ばしむ。斯くて十二歳に至るや、文典學校に入りて、希臘語・拉丁語・修辭・法律・音樂等を學び、十五六歳にして修辭學校に入り、主として修辭につきて研究せり。中にも修辭は政治法律の社會に活動するに於て必要の術なれば最も羅馬人に尊重せられ、羅馬第一の教育家たるクイーンチリアヌス(Quintilianus 三〇〇年?)亦紀元六十八

年頃羅馬に修辭學校を開き、専ら修辭の術を教へたり。

第三章 基督教と教育

教育家としての基督

基督は猶太の人、紀元前四年を以てガリラヤ州のナザレに生まる。父をヨセフ、母をマリヤといふ。始め豫言者ヨハネの教を受け、年大凡三十にして布教の途に上りしが、其の高き人格と熱心とは到る處偉大なる感化を與へたり。後三年ユダヤの僧侶の訴ふる所となり、年僅に三十三(?)にして十字架上に磔殺せられたり。基督は其の言行に於て、其の全生活に於て、實に人類の大教育者とも稱すべく、人格的感化の千古に卓越せるは固より、其の教育法亦實に巧妙を極めたり。史家シミント曰く、基督は自己の實例と教訓とによりて教育學の永遠の原理を與へたりと。

新抄全まじり

誕生

布教

流布

使徒

磔刑

三二四年
コンスタンチン大皇帝
例教トス

基督教の人世に及ぼせる影響

教養 一神教、唯神が宇

宙萬物を創造する

人皆神の子、愛—信仰

天國

影響

一人主義

二人進主義 世界

主婦一人地位向上

四兄弟主義

五兄弟主義

五兄弟主義

人は凡て神の子にして、神は人類救済の爲に全世界を創造し、且之を攝理するものなり。されば人は其の誠意を致して、神を敬し、同胞を愛し、自己の罪惡を悔い、以て永遠の救済を求むべし、とは基督教の中心思想なり。即ち教義の根柢を愛に置き、救済の方法を信仰に求め、愛と信仰とによりて、天國に於ける永劫の生活に入らんとするものにして、其の教や出世間的なり。斯かる思想は人世の各方面に對して大なる變動を起しけるが、今其中主要なるものを擧ぐれば、

- 一、人は凡て神の子として、平等の權利を有することを認め、從來の國家主義は個人主義に變じ、
- 二、階級の差を破碎し、奴隸の價値を認めて、四海同胞の人道主義、世界主義を現出し、
- 三、婦人の地位を高め、夫婦同權となして、古代の家長權を

否認し、神の賜たる兒童を教育するを以て、父母の神聖なる義務となして、著しく家庭の品位を高め、

四、從來の現世主義を改め、現世を以て未來の生活の準備となし、

五、靈と肉とを分かち、靈を尊び、肉を卑し、み、精神を清淨にせんが爲に、却つて身體を苦しむるに至りしこと、

等是なり。而して以上の特質は中世以後の教育に至大の影響を與へ、教育の目的、教材及び方法を全然一變せしむるに至れり。歐洲に於ける基督教の感化は之を支那の儒教に比すべく、希臘の思想と相並びて、近世文明の二大源泉たり。

第四章 中世の教育

第一節 中世教育の特質

西羅馬滅亡より 四七〇年
東羅馬滅亡まで 一四五〇年
約一千年間

中世教育の特質

言明時代
近世期
中世時代

中世教育の特質 中世の教育は主として宗教的精神の養成の爲に行はれたり。希臘及び羅馬にありては、國家的精神の涵養と、市民生活に必要な知識・技能の收得とは教育の第一任務たりしが、基督教の宣傳は自ら人々の人生觀に一大變動を起し、現世の生活を以て未來生活の準備と見現世の禁欲的生活によりて天國に於ける永遠の救済を求めんとするに至り、之に伴なうて教育も亦全く市民的生活を離れ、ひたすら未來生活の準備の爲に行はるゝに至れり。希臘・羅馬時代の國家的精神に代ふるに、宗教的精神を以てし、知的・美的の教育に代ふるに、道德的・教育を以てし、禁欲主義の生活によりて、精神の救済を希求することは、實に中世の教育を貫ぬく主要なる傾向なり。此の點に於て中世の教育は之に先だつ希臘羅馬の教育及び其の後に來る近世初期

中世の區分

の教育と全く其の面目を異にせり。

中世の區分 中世の教育は通常之を二期に區分す。第一期は北方ゲルマニ民族が基督教の感化を受け、次第に野蠻の風習を脱する時期にして、第二期は第十二世紀以後ゲルマニ民族が其の獲得せる文化を利用し、轉じて政治的・社會的の活動を開始し、教育の改良を企てたる時代なり。中世によりて古代及び基督教の文化は、ゲルマニ民族に傳はり、ゲルマニ民族固有の活氣を加へ、以て近世に推移せり。

第二節 第一期の教育

基督教の傳播する從ひ、其の教育を施す學校亦次第に勃興せり。紀元二世紀に於て、已に、アレクサンドリアに問答學校あり、四世紀の終に至る迄、基督教的教育を施せしが、五六世紀の頃より、各本山に於て、僧正監督の下に本山學校なる

基督教の學校

僧庵學校

僧庵學校の圖
(千四百九十七年
の彫刻より、)



もの起り、又第六世紀以後、各地に僧庵學校設立せられたり。是等諸種の學校中特に中世教育の中心をなすものを僧庵學校となす。

僧庵學校 僧庵とは宗教的生活に入らんと固き決心を有するもの相集まり、極めて嚴格なる戒律の下に禁欲的生活を爲す場所にして、僧庵學校とは斯かる僧庵に附屬せる學校なり。始め伊太利のベネデクトSt. Benedict(四八〇—五四三年)は紀元五百二十九年カシノ山中に僧庵を建設し、其の戒律に於て、閑散は精神の大敵なり。との原則により、一日少くも七時間は種々の作業(主として手工)を

なし、二時間間は讀書を爲すべきを定め、少年教育の端を開きたり。これを僧庵學校の起原となす。

僧庵學校は始めは僧侶たるべきものみの入學を許したりしが、後内典外典の制を分かち、外典に於ては一般俗人の教育を施すこととせり。教師は凡て僧侶にして、學科は誦誦によりて、文法文學を含む、修辭歴史を含む、論證法(以上三學)、音樂、算術、幾何(地理を含む)、天文物理を含む(以上四術)の七自由科を授け、獨身、貧困、服従の三者を徳育の主眼點と定め、頗る嚴格なる訓練を施せり。僧庵にては又作業の一部として多くの古典を蒐集書寫し、典籍の保存に大なる功績ありき。

カロロ大帝

僧庵學校は次第に英佛、獨、奧、伊の各地に擴まり、第八世紀より、第十世紀に至るの間に於て全盛に達せり。殊に第八世紀に於てカロロ大帝は意を教育に用ひ、羅馬及び基督教の文化を北方に移植するに力め、英國の僧アルクインを聘して、寺院及び之に附屬せる學校を改良し、其の發達を計りし

が、爾來其の業を紹ぐものなく、第十一世紀に及び教育は著しく衰退せり。

第三節 第二期の教育

第二期の特質

是より先、亞刺比亞に於て、教祖ムハメッド(Muhammad) (五七〇—六三二年) 四隣を征服し、希臘及びアレクサンドリアの學術を移入して、諸種の科學を研究したりしたため、教化大に擧がり、西班牙のコルドヴァ、小亞細亞のバクダード等の學校は、一時文明の中心となるに至れり。こゝに於てか、歐洲諸國より留學するもの甚だ多く、爲に宗教と離れたる世俗的科學の北方に紹介せらるゝあり、加ふるに、他方に於ては十字軍の遠征により、歐洲人の眼光著しく擴大せられたるを以て、彼等は最早從來の僧庵學校に於ける出世間的教育を以て満足すること能はず、次第に現世的傾向を加へ、武士の教育、市民の教育、大學

武士の教育

の教育等其の間に起れり。第二期の教育は純然たる中世的の教育より、近世の教育に移る過渡期と稱するを得べし。

一、武士の教育 武士の教育は高尚勇敢なる人格を有し、神を敬ひ、君に仕へ、貴婦人に侍し、弱者を保護し、武士としての本務を盡くすに至らしむるを以て其の目的となし、婦人を尊び、武藝を重んずる點に於て、從來の宗教的教育と異なり、其の教育は最も活潑にして、且社交的、世俗的なり。武士の教育を受くるものは、専ら貴族の子弟にして、七歳、武士の家に預けられ、貴婦人の扈從として、行儀作法を見習ひ、生長と共に種々の武藝を練習し、二十一歳にして嚴肅なる儀式の下に、寺院を衝り、不正を撃ち、僧侶を尊敬し、婦人及び貧しさものを保護し、國家の平和を保持し、同胞の爲に血を流すを辭せざらんとの誓を爲して、始めて武士の列に入る。知的教育は多く顧みられず、却つて讀書は女子的なりとして輕んぜられき。

市民の教育

二、市民の教育 十字軍の結果、商工業次第に發達し、市民の地位及び勢力揚がるに従ひ、自然に其の實際生活に必要な教育を施す市民學校の設立

大學の起原

を促せり。市民學校に二種あり。一を國語學校といひ、他を拉丁語學校といふ。前者は讀書習字、算術及び信書の往復等主として日常生活に必要な事項を授け、後者は拉丁語を主とし、加ふるに讀書、文法、宗教、讚美歌等を以てせり。

三、大學の勃興　大學は其の源を純粹に科學を研究せんとする學者の會合に發し、本來教會及び政府と何等の關係を有せざる自由の團體なりしが、次第に發達するに従ひ、王侯の保護の下に、種々の特權を享受するに至れり。教科は通常神學、法學及び醫學の三科に分かれ、其の下に七自由科及び哲學を教授する豫備科あり。サレルノ大學、ボローニア大學、パリ大學の三大學最も早く創設せられ、(何れも十二世紀)オクスフォード大學、ケンブリッジ大學等之に次ぐ。

第五章 第十五・六世紀の教育

第一節 文藝復興と人文主義

文藝復興 Konstanz 文藝復興とは希臘羅馬の古文藝を復興す

文藝復興

自由研究の氣運
文藝復興の
三つの改革

拉丁語
羅馬時代

古語研究
伊太利

カテ
おかし
つらんか、
詩聖

東ローマ
印刷術の發明
一四三六
ゲーテンベルグ

るの義にして、十四世紀より十六世紀に至る一大運動なり。文藝復興の動機は、中世の後半以後、人智の進歩に伴ひ、自ら、宗教の束縛を脱し、自由なる研究をなさんと、の氣運の勃興せるによるものにして、其の端を上古羅馬の遺風多き伊太利に發す。伊太利の文學者ダンテ (一二六五年) ボカチオ (一三三七五年) 及び人文學者の模範と稱せらる、ペトラルカ (一三三七四年) 等は、夙に十四世紀に於て、古學の研究を唱へけるが、恰もよし、紀元一千四百五十三年、東羅馬帝國はオスマンリトルコ人の爲に滅ぼされ、多くの古典學者の難を伊太利に避くるあり、伊太利の都市、亦能く其の保護に力めしかば、伊太利は終に古文藝復興の中心となり、英・佛・獨の各國より來り學ぶもの甚だ多く、加ふるに、印刷術の發明は思想の普及に一層の便宜を與へ、復興の氣運は終にアルプ山を越え

イン(一五〇九)あり、ルーテルの協力者にして「獨逸國の教師」と尊ばれたるメランヒトン(Melancthon) (一四七九)あり。是等の人々は何れも宗教改革者たると共に、人文學者にして、同時に又教育者として名あり。

ルーテル マルチンルーテル (一四八三)は獨逸のアイスレーベンに生まる。幼にして頗る嚴格なる家庭教育を受け、マグテブルグ及びアイゼナハの學校を経て、千五百一年エルフルト大學に入り、法律を學べり。後僧侶としての修養を積み、千五百八年ウイッテンベルヒの新設大學の教授となり、終に宗教改革の大事業を完成せり。

ルーテルと教育

ルーテルは普通教育の必要を力説せる第一人者なり。彼は千五百二十四年、獨逸各市の市長及び市會議員に告げて、基督教學校を設立維持すべきことを論ず。なる公開狀を發し、同三十年、兒童を學校に送るべき義務に就ての說教を出

教師としてのルーテル

第三節
三頁
エスライム
教育史

旧教徒の教育



し、凡ての兒童は男女を問はず、學に就くべきを論じ、始めて強制教育を主張せり。教科に於ては最も宗教及び古語を重んじたれども、又歴史・辨證法・修辭・數學・唱歌・體操等の價值を認め、教師の職の高尙なることを説き、良教師の養成に力を用ふべきを唱へたり。彼は又自ら聖書の全部を標準獨逸語に翻譯し、千五百三十四年此の大事業を完成し、加ふるに大小二種の聖教問答、三十二章より成る讚美歌を編し、一般人民の宗教心養成につきて其の全力を傾注せり。

第六章 第十七世紀の教育

第一節 十六世紀以後に於ける教育の發達

中世的傾向 教權より自由に、神學より科學に、超自然より自然に移るは、近世教育の使命なり。されど斯かる使命は、固より一朝にして果さるべきにあらず。文藝復興及び宗教改革は上に述べたる如く、教育上幾多の貢獻をなしたりと雖も、尙未だ完全に中世的傾向を脱すること能はず。其の教育は新教に於ても、將た舊教に於ても、専ら古文藝を尊び、文法、修辭等を以て其の中心となし、教育の實權は依然として僧侶の手にあり、精神は近世的なれども、方法は依然として古語主義、宗教主義の舊態にありき。されば十六世紀の教育は大體に於て之を近代精神に基づける中世教育法と稱す

第十六世紀教育の特質

中世的傾向
 教權 ↓ 自由
 神學 ↓ 科學
 超自然 ↓ 自然

ることを得べし。

學術の進歩

學術の進歩 十六世紀以後に於て、學術は長足の進歩をなし、コペルニクス、ケプレルの天文學、ガリレイ、ニウトンの物理學、ハーヴェイの生理學、デカルトの哲學、ベーコンの歸納的研究法等相次いで起り、近世文化の地盤極めて鞏固となり。殊に歸納的研究法(論理學後篇第三章第一節參照)及び地動説の唱導(一三〇年)、亞米利加の發見(一四九二年)等は全く宇宙に關する中世の見解を破壊し、自然研究は日を追うて盛に、科學的、實學的傾向は終に一世を風靡するに至れり。

新教育 學術の進歩は、引いて大なる影響を教育に及ぼし、實學的傾向は次第に古學の壘を壓し、從來宗教の爲に施されたる教育は全く現世的となるに至れり。名づけて新教育といふ。今、新教育の主要なる特徴を擧ぐれば左の如し。

學術の進歩の教育に及ぼせる影響

ベーコン 近世化學

一、神學的・古典的なりし教育を實學的ならしめたること。
二、中世に於て輕んぜられし身體に注意するに至りしこと。

三、苛酷なる訓練を避けて、寛和なる方法を取るに至りしこと。

四、言語に代ふるに事物を以てし、語誦を棄てて直觀及び理會を尊ぶに至りしこと。

五、古語を排して、國語を尊重せしこと。

第二節 第十七世紀の教育家

一、新教育の首唱者

新教育の諸種の特質中、最も重要なるものは、其の古典偏重の人文主義に反對して、實學主義を高唱せるにあり。されど前者より後者に移る過渡期に於て、一方に於て實學主義

人文主義
ラブレール
ミルトン

を主張すると共に、他方に於て、尙、人文的色彩に富める幾多の教育家あり、新教育への道は是等の教育者の開拓にかゝれり。而して新教育の首唱者が多く文學者たりしこと、猶文藝復興の大事業が文學者の手に始まれるが如し。

ラブレール

一、ラブレール (一五四八—一五八三年)

佛蘭西の醫師にして文筆の才

に富む。一篇の諷刺小説を著して、大に當時の教育が言語の形式的練習に偏せるを攻撃し、宗教道德・科學及び身體の各方面に互る多方の陶冶を主張し、形式よりも内容を重んぜり。されど彼が知識の内容となす所のものは、古典の中に存する内容的方面にして、自然界の研究よりも寧ろ書籍につきて學び得べきものたり。此の點に於て、彼は尙、人文主義の圈内にありと言はざるべからず。

ミルトン

二、ミルトン (一六〇八年—一六七四年)

英國の大詩人にして、「失樂園」の

著者なり。又、教育に對して興味を有し、自ら貴族の子弟を教育せる事あり。氏は其の著「教育論」に於て、教育の目的は、人をして戦時と平時とを問はず、公私の職務を正しく、敏速に、且雄々しく遂行し得るに至らしむるにあり。となし、是が爲には、從來の言語的教育に代ふるに、事物の知識を以てせざるべからざることを唱へたり。されど彼の所謂事物の知識が古典の内容的方面に過ぎざることラブレールに等しく、後世の直觀主義と相去ること未だ甚だ遠し。

モンテニウ

三、モンテニウ (一五三三—一五九二年)

佛國著名の論文家なり。氏は教育の目的は文法家を作るにもあらず、又論理學者を養成するにもあらず、實に心身の兩面に互り、完全なる紳士を作るにありとなし。教授の方法に於ても、若し理解の伴なくば、知るとも何の效あるなし。とて、大に當時の注入教

ラトケ

授に反對し、古語よりも先づ自國語を學ぶべく、訓練は愛と威とを併せたる「嚴格なる寛和」によるべきを唱へたり。

四、ラトケ(ラチヒウス) (一五七一—一六三五年)

事物に關する知識の必要を説きたれども、未だ直接に自然の觀察を獎勵するに至らざりき。眞に自然界の事物に眼を開き、ベーコンの歸納的研究法を採用して、經驗的基礎の上に教育を立てんと試みたるは、實にラトケを以て嚆矢となす。氏は一切の知識は目による外的直觀と、耳より入る内的直觀とに其の源を有する者なれば、先づ事物を直觀せしめ、然る後之が説明に及ぶべく、教授は凡て自然の順序に準じ、一時に一種の學科を授け、言語の教授は自國語より始めて、順次古語に進むべしとせり。氏は實地の教育者としては大なる成功を見る能はざりしも、其の説はコメニウスの先驅

として特に注意すべきものに屬す。

二、コメニウス

コメニウスの傳説

傳記 ヨハン・アモス・コメニウスは千五百九十二年奥國モラヴィア州に生まる。實學主義を大成せる大教育家なり。幼にして父母を失ひ、家庭の不幸に遭遇せしかば、當時最も尊重せられたる拉丁語の如きも、十六歳にして始めて之を學ぶことを得たり。後ヘルボルン、ハイデルベルヒ兩大學に於て神學及び哲學を修め、學成りて和蘭に旅行し、歸國の後ブラウの學校長となる。時に千六百十四年な



り居ること五年、フルネックに赴き、新設の一學校長となり、傍ら牧師の職を兼ねたりしが、偶、三十年戦争の起るあり、フルネックは西班牙軍の爲に蹂躪せられしかば、悉く家財を失ひ、且新教徒たるの故を以て、宗教上の迫害を受け、國外に放逐せられたり。爾來諸方に流寓し、遂に波蘭のリッサに入り、一文科中學校の教師となり、其の間に於てラトケ及びペーコンの書を研究

コメニウスの教育論

一、教育の目的
天國神の世界への完全の準備

二、直観主義
知識
自然
綜合

三、多額の自然主義

模倣

四、訓練

多額の自然主義

五、學校系統

イ、母親學校
ロ、姉妹學校
ハ、拉丁學校
ニ、大學校

教育の目的

人生最高の目的は天國生活
↓地上生活は準備

理性知識
道徳
技能

し、相次いで「語學入門」及び「大教授學」を著せり。前者は最も廣く行はれたる拉丁語の教科書にして、後者は教育學を始めて系統的に論述せるものなり。是に於てか、氏の名聲は忽ちにして四方に轟き、英吉利瑞典洪牙利の諸國は、争うて氏を聘して、教育の改革を委託せり。名著「世界圖解」は其の洪牙利に滞在せる間に成れるものにして、千六百五十八年始めて刊行せらる。千六百五十四年再びリッサに歸りしが、時に瑞典と波蘭との間、平和を失し、リッサは兵燹に罹り、再び悉く其の産を失へり。後、獨逸を経て和蘭に入り、千六百七十年アムステルダムに逝く。氏の一生は斯く諸種の迫害に充ちたれども、之が爲に少しも屈することなく、偉大なる性格は其の學説と相並びて永く史上に異彩を放てり。

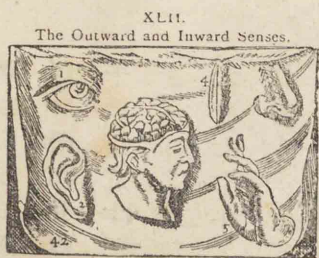
教育説

一、教育の目的 人生の究竟目的は天國に入り、神の世界に永久の幸福を受くるにあり。されど天國生活の準備は完全なる地球上の生活を措いて、他に之を求むべきにあらず

知識・道德及び敬虔

れば、教育は先づ人を導いて完全なる地球上の生活を営むに至らしめざるべからず。而して完全なる地球上の生活は(一)知識を開発して道理を辨別し、(二)道德を實踐して萬物及び自己を支配し、及び(三)宗教を信仰して神の肖像となり、神

世界圖解第四
十二圖(英譯より)
内外の感覺につき英語と羅典語を對照しつゝ、説明せり。



XLII.
The Outward and Inward Senses.

Sensus externi & interni.

There are five outward Senses.	Sunt quinque externi Sensus.
The Eye, 1. seeth Colours, what is white or black, green or blew, red or yellow.	Oculus, 1. videt Colores, quid album vel atrum, viride vel cœruleum, rubrum aut luteum, sit
The Ear, 2. heareth Sounds, both natural, Voices & Verba; and artificial,	Auris, 2. audit Sonos, tum naturales, tum artificiales,
Musical Tunes.	Tonos Musicos.
The Nose, 3. scenteth smells and stinks.	Nasus, 3. olfacit odores & fœtores.
The Tongue, 4. with the roof of the Mouth tastes Savours, what is sweet or bitter, keen or biting, sower or harsh.	Lingua, 4. cum Palato gustat Sapores, quid dulce aut amarum, acre aut acidum, acerbum aut austerum.
The Hand, 5. by touching discerneth the quantity and quality of things; the hot and cold, the moist and dry, the hard and soft, the smooth and rough, the heavy and light.	Manus, 5. tangendo dignoscit quantitatem, & qualitatem rerum; calidum & frigidum, humidum & siccum, durum & molle, læve & asperum, grave & leve.
The inward Senses are three.	Sensus interni sunt tres.
The Common Sense, 7. under the forepart of the head, apprehendeth things taken from the outward Senses.	Sensus Communis, 7. sub sinapite apprehendit res perceptas a Sensibus externis.
The Phantasia, 6. under the crown of the head, judgeth of those things, thinketh and dreameth,	Phantasia, 6. sub vertice, dijudicat res istas, cogitat, somniat.
The Memory, 8. under the hinder part of the head, layeth up every thing and fetcheth them out: it loseth some, and this is forgetfulness.	Memoria, 8. sub occipite, recondit singula & depromit: deperdit quædam, & hoc est oblitio.
Sleep, is the rest of the Senses.	Somnus, est requies Sensuum.

の完全を代表するにありて存す。此の三者は天稟として何人も具有する所の者なれども、之を充分に發達せしめんに

は少年時代に於て、一に自然の法則に適合せる教育を施さんことを要す。

直觀主義

二、直觀主義

氏は教授の方法に於ては、なるべく事物により直觀的に教授すべきことを主張し、ベーコンの科學研究法を教育上に應用し、之を以て教育の一大原理となせり。其の著「世界圖解」は斯かる主義の本に成り、其の中には「世界に於ける主要なる事物及び主要なる職業の圖解と名稱」とを包含し、之によりて世界に於ける一切の事物を知悉せしめんとするものにして、教育上時代を劃するに足るべき好著述と稱すべく、後世幾多の繪入教科書の先驅をなせり。

「凡ての學習の根柢は感覺的事物を明瞭に直觀せしめ、其の收得を容易ならしむるにあり。……豫め覺官に存せざる者にして知性に存するもの、一も是あることなし。されば覺官を練習して、自然界の事物を明らかに辨別

せしむるは、凡ての知識能辯裁智善行の基礎なり。
「何ぞ死せる書籍に代ふるに生きたる大書籍(自然)を以てせざる。事物の影を棄て、事物其の物を少年の眼前に展開して、深く覺官及び想像に印銘せしむべし。教授は實物の觀察に始まるべく、決して言語的説明より入るべきにあらず。」

客觀的自然主義

三、客觀的自然主義 氏が教授上に於ける第二の功績は自然主義の唱導にあり。所謂自然主義とは自然界に行はるる諸種の法則を研究し、之を摸倣して教育を施さんとするものにして、之を客觀的自然主義といふ。曰く「技術は自然を摸倣するにあらずば、何事をもなすこと能はず」と。こはラトケの已に唱へたる所なるが、氏はラトケよりも更に精密に自然を觀察し、之に基づきて教授上諸種の法則を設定せり。

四、訓練 氏は又訓練を以て教育の重要な要素となし、

學校系統

「訓練なき學校は猶水なき水車の如し」といへる古諺を以て眞を穿てるものとせり。而して訓練の方法亦自然を以て模範となすべく、彼の太陽が(一)常に光と溫とを與へ、(二)時ありて風雨の威を示し、(三)稀に雷霆を加ふるが如く、教師は常に溫情を以て兒童を導き、不良なる兒童に對しては、偶、有力なる矯正法を施すことあるべきも、必ずや慈愛の精神に基づき、體罰は之を避けざるべからず。

五、學校系統 氏は又幼兒期より成年期に至る期間を四期に分ち、各期に各特種の學校を配當して一の學校系統を案出せるが、こは宛然今日に於ける世界の學校系統を豫示せるの觀あり。即ち左の如し。

イ、母親學校(一歳—六歳) 各家庭に存すべきものにして、其の教育は兩親之を掌り、宗教、道德及び事物に關する知識の基

礎を與ふ、

ロ、國語學校(六歳―十二歳) 各町村に設置せらるべきものにして、國語・算術・測量・初步・唱歌・宗教問答・歴史・地理及び諸般の技術を授く。

ハ、拉丁學校(十二歳―十八歳) 各市に設置せらるべきものにして、國語・拉丁語・希臘語・希伯來語の四國語及び凡ての學術につきて深き知識を附與す。

ニ、大學校(十八歳―二十四歳) 各州又は各國に設置せらるべきものにして、學術の蘊奥を極む

五、要約 之を要するに氏は教育の目的に關しては、未だ中世以來の宗教的傾向を脱すること能はざりしと雖も、其の方法に於て、ベロコンの主義を適用し、教授上の改新を促せるの效頗る大なり。其の直觀主義はフランケによりて、中

要約

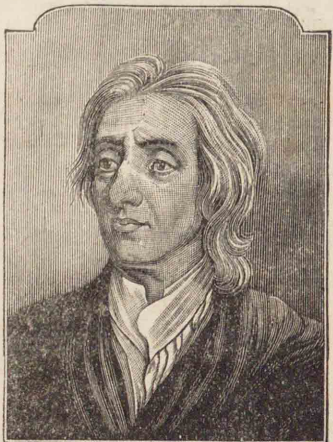
等學校に、ゴータ侯エルンストによりて、小學校に導かれ(本章第四節及第六節)始めて教育上の一大勢力となれるに至れり。

三、ロック

傳記 ジョン・ロックは千六百三十二年(益軒に後る)英國プリストルの近傍に生まる。父は法律家にして、革命戦争のときには議會軍の士官たりき。二十歳にしてオクスフォード大學に入り、神學を學びしも、後自然科学に興味を有し、又醫術をも學べり。千六百六十七年シャツペリ伯の知る所となり、家庭教師及び顧問として聘せられ、知遇最も渥し。千六百八十二年伯

ロックの傳記

ロ
ッ
ク



が舊教徒の追窮する所となり、和蘭に逃るゝや、翌年從ふて同國に赴き、海牙に止まること六年、此の間に於て有名なる「人間悟性論」を著し、千六百九十三年には「教育思想」を出だせり。此の書は氏が家庭教師たるの間に於て得たる經驗に基づき、二貴公子の教育法を示したるものに過ぎざれども、

有益なる意見に富みたるを以て、大に歓迎せられ、ルソーを始め多くの教育學者に與へたる影響頗る大なり。歸國の後、居をエセックスに定め、千七百四年(益軒に先)此の地に歿せり。

教育説

教育の目的

一、教育の目的及び區分 教育の目的は紳士の養成にあり。而して紳士は健全なる身體と、道德と、知識とを兼ね具ふべきを以て、教育は之を分かつて體育・德育及び知育の三となす。中にも道德は紳士の有すべき第一の資格なれば、德育最も重く、體育之に次ぎ、知育は比較的輕視せらる。

二、體育 「健全なる身體に於ける健全なる精神とは語簡なれども、能く人世の幸福を言ひ盡くせり。」とは「教育思想開卷の語にして、此の語にも明らかなる如く、氏は特に身體に注意して、鍛鍊主義の體育を鼓吹せり。教育思想」の前半に於

目録 紳士之教育
體育 徳の育
知育 鍛鍊主義
食物 睡眠
衣服
徳の育
名譽心
知育 鍛鍊主義

德育

て種々衛生上の注意を述べたる後、曰く「余が身體及び健康に關して論じ來れる所は、これを次ぎの數則に約することを得。即ち空氣運動及び睡眠を充分にし、淡泊なる食物を與へ、酒類等の劇しき刺激性の飲料を禁じ、衣服は狹窄若しくは溫暖に失せず、頭部及び脚部を冷かにし、特に足は冷水に慣れ、濕氣に浸さしむべし。」と。

三、德育 精神の健全は徳の完成によりて得らる。而して徳の完成には意志の鍛鍊の最も必要なること、猶身體に於けるが如し。即ち凡ての徳の基礎は自己の欲望を否定して、理想の命ずる所に従ふにあり。されど克己の徳を養はんが爲に、過度の抑壓を加へ、體罰を課するときは害ありて益なし。須く兒童の名譽心に訴へ、體面を重んじ、自ら恥を知りて善に移るに至らしめざるべからず。次ぎに學校教育は同

知育

年輩の兒童との交際により、多少兒童をして活潑熱心ならしむるの效あれども、同時に悪友の感化により、野鄙無恥の弊風を得ること多きを以て、教育はなるべく善良なる家庭教師により、家庭に於て行はれんことを要す。

四、知育 氏は知育に於ても亦鍛鍊主義を保持し、多様の練習によりて、思考の習慣を得しむべしとなし、是が爲に諸種の教科中最も數學を尊重せり。されど、又他面に於て市民としての必要な知識を與へ、實用的人物を作ることゝ怠らず、教授の方法としては、なるべく、兒童の活動性を利用し、直觀に訴へ、極めて自由に、遊戲的に教授すべしと主張せり。

五、要約 ロックの説は鍛鍊主義を以て一貫せるものにして、其の思想は史家ラウメルの言の如く、多くは自己の經歷より來れり。即ち醫師としての素養は大に體育に注意し

要約

ロックと益軒

一、全時代

二、身体

三、精神

四、徳

五、知

六、徳

七、知

八、徳

九、知

十、徳

十一、知

十二、徳

て始めて秩序ある體育論を爲し、政治家としての生活、及び幾多知名の士との交際は、知識偏重の學者よりは、寧ろ體面を重んずるの紳士を養成せんとするに傾けり。氏は其の經歷・學說等に於て、我が貝原益軒に似たる所多し。

「讀むこと、書くこと、學ぶことは共に必要なれども、決して主要なる任務にあらず。徳高く、思慮ある人の、單に學識ある人に比して、遂に尊敬すべきは、何人も認むる所なるべし。」

「讀書を遊戯と感ぜしめよ。從來の兒童が鞭によつて得たる所のものを遊戯によつて得しめよ。重き作業と感ぜらるゝものを、兒童の頭上に課するなかれ。こは兒童の精神及び身體の共に耐へ得る所にあらず。」

「精神の勢力が困難に耐ふるにあること、猶身體に於けるが如し。自己の欲望を否定し、性向を支配し、理性の最善と認むるものに従ふは、實に凡ての徳及び價値の原理にして且其の基礎たり。」

「名譽及び恥辱の念は、精神に對する最も有力なる刺激なり。」

新撰近世教育史(修訂版)

五、若書
六、若書
六、若書

起原

一、起原

Esusita

貴族イクナシウス・ロヨラ(一四九一—一五五六年)の創めたる舊教徒の一

團體にして、宗教改革運動に反對して、舊教を保護し、教育に

よりて信仰の普及を計るを以て其の目的となす。千五百四

十年、法王パウロ三世の允許を得て、始めて正式の團體とな

り、十七八兩世紀に互り、上流社會の教育に對して偉大なる

事業を完成せり。

二、教育の方法 學校は之を中學校に相當する普通部と、

大學に相當する高等部とに分かつ。前者は更に之を五級に

分かち、主として拉丁語及び希臘語を授け、後者は哲學を主

とする哲學級と、神學を主とする神學級とに區分し、神學部

の卒業生は之を教師に採用せり。良好なる教師の養成に力

を用ひたるは、此の派の特色にして、是れ實に教育上大なる

成效を贏ち得たる一大原因なりとす。

生徒は之を幾多の分團に分かち、各分團相互に競争せし

め、又は能力相如けるもの二人づつを以て、一組の競争者と

なして、互に切磋せしめ、優者には、嚴肅なる儀式を以て、賞牌

賞品等を授け、競争心の利用によりて、知徳の向上を圖れり。

教授は多く知らしむるよりも寧ろ僅少の材料を反復練習

して、其心力を練り、訓練に於ては、人格による感化を重んじ、

當時濫用せられたる體罰は多く用ふる所なかりき。其の他

體育に關しても又大なる注意を拂ひ、過度の勉強及び過度

の節制を禁じ、必要なる睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等

を練習せしめたり。

第三節 舊教徒の教育

一、エスイタ派

起原

一、起原

Esusita

貴族イクナシウス・ロヨラ(一四九一—一五五六年)の創めたる舊教徒の一

團體にして、宗教改革運動に反對して、舊教を保護し、教育に

よりて信仰の普及を計るを以て其の目的となす。千五百四

十年、法王パウロ三世の允許を得て、始めて正式の團體とな

り、十七八兩世紀に互り、上流社會の教育に對して偉大なる

事業を完成せり。

二、教育の方法 學校は之を中學校に相當する普通部と、

大學に相當する高等部とに分かつ。前者は更に之を五級に

分かち、主として拉丁語及び希臘語を授け、後者は哲學を主

とする哲學級と、神學を主とする神學級とに區分し、神學部

の卒業生は之を教師に採用せり。良好なる教師の養成に力

を用ひたるは、此の派の特色にして、是れ實に教育上大なる

成效を贏ち得たる一大原因なりとす。

生徒は之を幾多の分團に分かち、各分團相互に競争せし

め、又は能力相如けるもの二人づつを以て、一組の競争者と

なして、互に切磋せしめ、優者には、嚴肅なる儀式を以て、賞牌

賞品等を授け、競争心の利用によりて、知徳の向上を圖れり。

教授は多く知らしむるよりも寧ろ僅少の材料を反復練習

して、其心力を練り、訓練に於ては、人格による感化を重んじ、

當時濫用せられたる體罰は多く用ふる所なかりき。其の他

體育に關しても又大なる注意を拂ひ、過度の勉強及び過度

の節制を禁じ、必要なる睡眠時間を與へ、且水泳、騎馬、擊劍等

を練習せしめたり。

旧教徒の文書
創立 エスイタ教令
一五四〇年 ロマ
事業
傳道
教育—中流以上の教育
エスイタ教令—ロマ校
學校
僧侶—修業學校
修業學校
初等科
高等科

教育法

教育法
寄宿生活
訓練 守實和
名譽心、競争心
要美
あせり
教權—束縛
中等以上—教育

效果

三、教育の效果 エスイタ派の教育に就ては、後世毀譽相半ばす。其の方法は上に述べたるが如き種々の長所を有すれども、又あまりに形式的、排外的なるの譏を免れず。生徒は凡て之を寄宿舎に收容し、全く外界との交通を絶ち、専ら宗教の爲に教育を施し、教權の下に束縛して、毫も個人の自由と創意とを認めざりしが如きは、其の一大缺點にして、文藝復興以後に於ける思想界の大勢に逆行せるものと言はざるべからず。

概況

四、概況 エスイタ派は單に歐洲のみならず、印度、支那、米國等にも其の羽翼を擴め、長老フランシスコ・ザヴィエーの如きは我が國にも渡來し、其の結果、肥前の有馬、近江の安土、豊後の府内等に學林の設立を見るに至れり。千七百七十三年法王クレメンス第十四世により團體を禁止せられたる

起原

頃には、七百二十八の各種學校を有し、中には二千人以上の學生を有するもの少からざりきといふ。其の勢力の偉大なりしこと推して知るべし。

エスイタ派は法王の禁令と共に、普魯西及び露西亞の二國を除く外、一時廢絶に歸せしが、千八百十四年を以て再興し、今尙活動を繼續せり。

二、ヤンセン派

一、起原 ヤンセン派は佛蘭西の僧サンシラン(一五八一年)及び和蘭人ヤンセン(一六三八一)の共に創めたる舊教徒の一派にして、エスイタ派と等しく教育に對して種々の改良を企てたり。此の派の運動の中心は巴里のホール・ロワイヤールにありしを以て、又之をホール・ロワイヤール派と稱す。

教育法

三、教育の方法

學校は之を小學校と稱し、全兒童を二十

概況

名乃至二十五名、一教師の擔任兒童教を五六名に限り、特に個性に注意し、絶えず其の性行を監督せり。教授は先づ國語を授けて後拉丁語に移り、凡て已知より未知に進むるの原則に従つて、愉快に學習せしめ、最も兒童の理解を尊び、訓練に於ては兒童の敬虔心を養ふを以て其の眼目となし、訓戒を減じ、多く寛容し、且多く祈るを以て其の三原則となせり。

三、概況 ヤンセン派の教育法は、エスイタ派の意見に反するもの多かりしかば、其の強き反抗を受け、千六百六十年法王ルイ十四世によりて學校を閉鎖せられたり。千六百三十七年始めて學校を設けてより以來、活動の期間僅かに二十餘年、其の範圍は佛國の一小部に限られしも、教師には知名の士多く、教育上の學說に對する貢獻に至りては、却つてエスイタ派に勝るものありき。

第四節 新教の教育—敬虔派

敬虔主義

敬虔派とは、新教の次第に形式主義に陥れるに反對し、専ら敬虔なる信仰心を養成し、心情の陶冶によりて以て獨逸新教徒の精神生活を革新せんとする基督教の一派にして、シペーネル(一七〇五年)の唱導せる所に係り、ハルレ大學を中心として、十七世紀より十八世紀の前半に至る迄、盛なる活動を成せり。此の派の教育家中、最も有名なる代表者をアウグスト、ヘルマン、フランケとなす。

フランケの傳記

傳記 August Hermann Francke
 フランケは千六百六十三年獨逸のリッベックに生まる。ゴータの中

學校を経て、エルフルト・キール・ライプツヒ等の諸大學に學び、業成りて後、ライプツヒ大學の教授となりしが、此の時シペーネルに親炙し、其の感化を受けたり。千六百九十二年、當時新に設けられたるハルレ大學の希臘語及び東洋語の教授に擧げられ、同時に隣市グラウカに於ける牧師となりしが、是より以後死に至る迄大凡三十六年間、ハルレ市に滞在し、教育史

傳記
 功績
 創設
 ハルレ市に滞在し、教育史

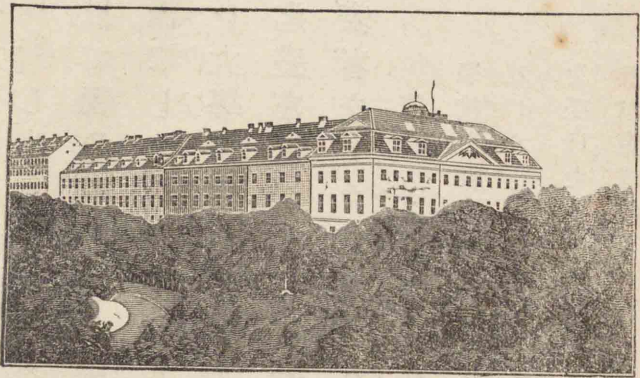
教育事業

上殆ど比類なき不朽の大事業を成せり。

教育上の事業

一、學校の設立

氏はハルレに於て、多くの學校を創設せるが、其の最初のものは貧民學校なりき。始め多くの貧民相集ひ、木曜日毎に寺院の前に立ちて惠みを乞へるを見て、同情の念禁ずる能はず、偶、門前に掲げたる慈善函に少許の喜捨あるを見て、大に喜び、之を資本となし、大學の貧學生を雇ひ、僅少の報酬を與へて一日貳時間宛孤兒を教授せしむ。これ即ち貧民學校の濫觴なり。爾來各種の學校を増設し、千七百二十七年、其の歿する頃には、學院内にベダ



フランケ學院

ゴギウム(貴族の子弟教育所)拉丁學校(中學校)市民學校(貧民學校)孤兒院及び其の他多くの附屬建築物を有し、生徒の數大凡二千三百人の多數に達せりといふ。フレンケ學院は今尚殘存し、大なる教育的事業を營みつゝあり。

二、教員の養成

貧民學校の教師として、大學生を雇聘せしことは、已に之を述べたり。而して其の事業の盛なるに伴ひ、別に教員養成所を設け、教員希望者をして、教授の練習をなさしめ、卒業後、學院の教育に従事せしめたり。是を獨逸に於ける師範學校の起原となす。

三、實科の尊重

氏は又其の教育に於て、宗教的情操の陶冶により、敬虔心の養成に全力を注ぐと共に、他方に於ては實地生活に必要な實科を尊重し、近世語及び科學の教授を奨勵し、植物園・理科實驗室等の設備をなし、始めて實學主

義を中等學校に移入し、獨逸に於ける實科學校の基礎を定めたり。

第五節 女子の教育—フェネロン。 有田

女子の教育は從來一般に顧みられざりしが、フェネロン出でて「女子教育論」を出すに及び、始めて世の注意を引き、女子教育に一轉機を劃するに至れり。

フェネロンの傳記

傳記 フェネロンは千六百五十一年佛國フェネロン城に生まる。貴族の出なり。二十四歳僧籍に入り、舊教の爲に活動し、傍ら貴族の子女を教育しけるが、千六百八十九年選ばれてルイ十四世の王孫教育係となる。後カムブレーの大僧正となり、千七百十五年病歿す。其の著「女子教育論」は、佛國に於て、始めて教育を系統的に論述せるものなり。別に又「テレマック」と題する小説を著せるが、こは少年の讀物として、後世廣く行はれたり。

教育論 フェネロンはヤンセン派の影響を受けたる教

女子教育説

育家にして、説く所我が貝原益軒に似たる者あり。氏は女子教育の本分を以て、宗教心た富める良妻賢母を作るにありとし、女子として特に勤勉、節儉、清潔等の諸徳の必要を唱へ、彼の多辯にして、虚飾に流れ、競うて流行に先んぜんとする當時の風潮を排斥せり。教授に於ては、宗教の外、讀方、算術等を課し、又趣味を高尙ならしめんが爲に、音楽及び圖畫を、家政を整理せんが爲に家事に關する事項を授くべく、なるべく強迫を避け、愉快に遊びつつ學ばしむべしとして、遊戯的教授を奨励せり。

フェネロンの意見は後マンツソン夫人 (Mantson 一七三五年—一七九九年) によりて實地の教育に應用せられ、爾來長く佛國の女子教育界を支配せり。

第六節 初等教育の發達 有田

新教の教育家が夙に初等教育に著眼したるは、前章説く所の如し。故に初等教育は、新教國たる獨逸に於て、先づ其の



十六世紀の小學校(當時の彫刻より)

萌芽を發せり。即ち千五百五十年代の終より、所々に小學校の設立ありしが、千六百十年ワイマルは始めて強制教育令を布き、次いで同四十二年、ゴータ侯エルンストは、コメニウスの主義に則れる新教育令を發布せり。ゴータの教育令は實に獨逸現今の

師範學校の嚆矢

第十七世紀、
ラサル以前の
佛蘭西の學校
(十七世紀の彫刻
家ボツスの彫刻
より)
教師の手にせる
は、課罰の用具な
り。



獨逸に次いで、初等教育の發達せるは佛國なり。佛國に於てはヤンセン派早く初等教育に注意せしも、其の組織は極めて小規模に過ぎざりしが、舊教徒の僧ラサル一七六一が基督學校同胞一七一九なる一團體を組織し、貧民に對する無月謝の教育を始めてより次第に發達の機運に向へり。ラサルは又教員養成に意を用ひ、千六百八十五年、フランケに先だつて、師範學校を郷里ランスにトき、後年巴里にも之を設け、殊に巴里の

學級教授を始

師範學校には練習學校をも附設せり。之を世界に於ける師範學校の嚆矢となす。次ぎにラサルの事業として特筆すべきは、始めて學級教授の方法を用ひたるにあり。是より先き、教授は凡て個人的に行はれ、兒童は、一々教師の前に出でて學習するを常としけるが、基督學校同胞團體は、之に代ふるに學級としての一齊教授を以てし、教授上一大革命を促せり。

基督學校同胞團體は、千七百廿五年公式に承認せられ、爾來徐々に勢力範圍を擴め、北米・白耳義等の諸外國にも普及し、今尙盛に活動しつゝあり。佛國初等教育に於ける同團體の位置は之を中等教育に於けるエスイタ派に比するを得。

第七章 第十八世紀の教育

第一節 啓蒙思潮と第十八世紀の教育

啓蒙時代の特徵

宗教に代ふるに科學を以てし、古學を輕んじて實學を重んずるの傾向は、前章に於て已に之を見たり。而して此の傾向の最も高潮に達したるは、第十七世紀の末葉より第十八世紀に互れる時代にして、此の時代にありては、政治・教育・宗教の各方面に於て、悉く從來の傳説を排し、盲從・盲信を厭ひ、全く新思想によりて自由に考察し、批評的に討究するの精神に充ちたれば、學者は此の時代を稱して啓蒙時代、或は一洗時代といふ。若し文藝復興期を以て古代に學ぶ少年期なりとせば、啓蒙時代は、之を從來の思想を疑ひ、之を一洗し、自ら獨立して思考する青年時代に比することを得べし。今啓蒙時代の特徵を擧ぐれば大凡左の如し。

一、合理的傾向 理性を以て人の人たる所以のものとな

し、傳來の信仰及び意見に對して、悉く其の理由を求め、自己の理會せざるものは、決して之を信ぜず、最も自由なる獨立的思考を尊ぶ。

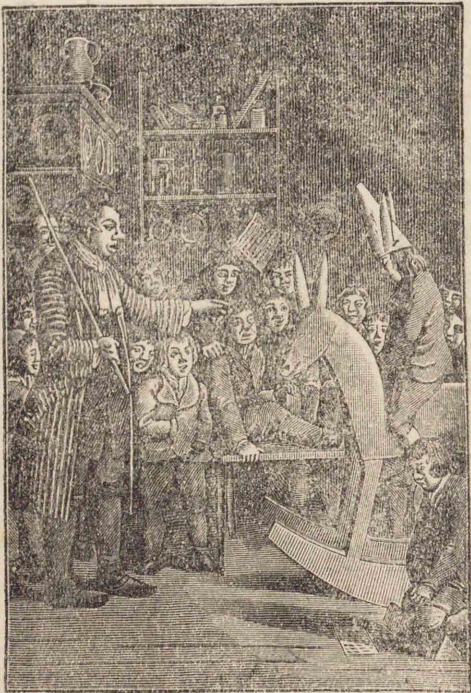
二、個人的傾向 國家社會及び宗教團體に對して、個人の權利を主張し、苟も其の自由を束縛するものは、あくまで之を排斥せんとす。

三、實利的傾向 自己の利益を増し、幸福を増進するを以て、凡ての活動の目的となし、自然科學の研究によりて此の目的に到達せんとす。

而して斯かる思潮は、十八世紀の教育に大なる影響を及ぼし、其の結果、さしも全盛を極めしエヌイタ派の壘を破り、教育は、始めて全く教權を離れて自由となり、自然的實學的なるを得るに至れり。ルソー及び汎愛派を此の時代の代表

フレデリキ大王と教育

第十八世紀に於ける獨逸の學校 (メッテンライテリ) 氏の彫刻より



的教育家となす。

第二節 フレデリキ大王と普通教育

普通教育が、獨逸を以て搖籃の地となせることは、已に之を説けり。下つて十八世紀に入り、特に其の發達に功勞あるを、フレデリキ大王 (Frederick the Great 一七一七年) とす。王は啓蒙的精神に大なる同情を寄せ、屢、教育に對する意見を發表し、當時の教育が器械的誦誦に馳せたるの弊を攻撃し、知育に於ても、將た德育に於ても、正しき判斷の必要なる所以を論じ、教

育の中心を理性の活動に置きけり。

大王は初等・中等・高等の各教育の改善に向つて、盡くす所ありしが、中にも普通教育は其の主力を注ぎたる所なり。是より先きフランケの弟子ヘツケル(Hecker) (一七六八年) は、千七百四十七年、伯林に實科學校を設け、且師範學校をも附設しけるを、大王は之に保護を加へ、各地の學校は其の教師を茲に仰くべきを命じ、又七年戦争の終ると共に、千七百六十三年ヘツケルに起稿せしめたる地方學校通則を發布し、父王フレデリキ、ウイルレムが千七百三十六年に發布せる法令を改正して、就學義務を五歳より十四歳に至る期間となし、以て普魯西小學校の基礎を定め、國民教育によりて「國家及び一般人民の眞の幸福を増進せん」ことを計れり。

マリアレサと教育

フレデリキ大王の小學校令と相並びて著名なるは、奥國

女王マリヤ、テレサ(Maria Theresia) (一七七一—一七八〇年) の發布せるものなり。令は千七百七十四年「男女の教育は國民の眞の幸福の基礎なり」との主旨の下に發布せられたる所にして、ヘツケルに親炙せるフェルビーゲル(Felliger) (一七二四—一七八八年) の起草に係り、現時の奥國學制の基礎をなす。

以上の二法令は實に各國小學校令の母法とも稱すべきものにして、間接に我が小學校令にも影響せり。

第三節 第十八世紀の教育家

一、ルソー

ルソーの傳記

傳記 ジャン、ジャク、ルソーは千七百十二年瑞西のジュネーブに生まる父は時計師なり。生まるゝや直に母を失ひ、教育に冷淡なる父の手に養はれければ、其の生活極めて不規律にして、幼より稗史小説の類を耽讀せり。九歳のとき父は故ありてジュネーブを逃亡し、爾來叔父の手に育せらる。

傳記

瑞西
幼時多病多恨

性行

思想豐富
文章亦雄健

新撰近世教育史(修訂版)

一五六

エミール
ルソー



後、或は銅版師の徒弟となり、或は一婦人の家に寄食し、或は音樂師となり、或は家庭教師となり、四方に流寓し、幾多の辛酸を嘗め、其の閑、放縱の生活を極めたり。されど非常なる勉強家にして、感情に鋭く、特に小説を好み、音樂に巧みに、文章亦雄健にして、思想卓拔なり。自ら曰く、余は一物も知る所なしと雖も、能く凡ての物を感ず。と。千七百四十九年デジョン大學の懸賞論文に第一等を得て、先づ其の名聲を博し、次いで千七百六十二年民約論を著して、政治上の革命を促し、同年又教育小説エミール^{Emile}を出版して、教育界に新生命を鼓吹せり。されど、此の書エヌイタ派の宗教思想に反對せしを以て、國會は書を焼き、氏亦逮捕せられんとせしかば、逃れて瑞西に入り、又轉じて英國に匿れ、其の間に於て「懺悔錄」を著せり。後許されて歸國し、巴里の近郊に居を定めたりしが、千七百七十八年頓死す。

教育説

教育主義

一、エミールの教育主義

教育小説エミールは、教育の理

法を系統的に敘述せるものにあらず。されど其の銳利なる筆鋒、奇警なる著眼、豊富なる思想は、到る處讀者を魅し、大哲カントすら、此の書に耽つて、其の規律ある生活を破りしといふ。氏はエミールの劈頭に於て曰く、萬物造物主の手より出づるときは善なれども、人の手に於て悉く墮落す。と。即ち兒童は其の性もと善なれども、社會の惡風は之を腐敗せしめ、人の自然を消滅せしむるものなれば、教育の要は外部より來る諸種の惡影響を排除し、専ら兒童の自然性に從つて之が發達を計るにあり。而して斯かる教育は、自然、人、及び、物の三者の共働を要すれども、其の中、後の二者は其の作用を自然の向ふ所に一致せしめ、之を助長するに力めざるべからず。

自然主義と消極主義

消極的

個人主義

一般的陶冶

ルソーは、教育の目的を以て、社會の一員、即ち公民を養成するにあらざりして、完全なる個人、即ち自然人を作るにありとし、自然を賊ふ公共教育よりも、家庭の教育を尊べり。氏は又教育を以て、未來の特殊の職業の爲に施さるべきにあらずとなし、務めて一般的陶冶を施し、且兒童現在の自由と幸福とを重んじ、不確實なる未來の爲に、現在を犠牲に供するなからんことを戒めたり。自然主義と個人主義とはルソーの教育説を貫ぬく二大精神にして、彼の、絶海の孤島に自己の運命を開拓せしロビンソンは、實に其の理想的人物たりしなり。今エミールの順序を追ひ、更に詳細に其の意見を窺はん。

エミールの梗概

二、エミールの梗概 エミールは、一孤兒エミールの出生より結婚に至るまで、一家庭教師によりて教育せられたる

鍛鍊主義

徑路を描きしものにして、分かつて五篇となす。第一篇は教育の總論及び幼兒の教育法として、體育を論ぜり。凡て幼兒の教育は、全く兒童の自由に任じ、其の自然的活動を妨ぐべからず。故に帽子又は襪襪等にて兒童の身體を束縛することなく、常に跣足にして、疾病あるも醫藥を與へず、毎日冷水に浴し、寒暑飢渴に慣れしむべし。母の子に乳を與ふる亦自然なり。決して乳母の手を藉る可からず、母子の愛は相互的なり、母の愛なくば子の情なく、従つて家庭の樂あることなしと。

直觀主義

第二篇は兒童の談話し得る時期に始まり、十二歳に終る。主として言語の收得及び五官の練習を以て其の目的となす。而して此の兩者は常に並行すべきものにして、兒童は自ら事物を経験し、直觀的に學習すると同時に言語を收得

自然主義

す。故に讀書は凡て之を禁ず。エミールの談話は單純なれども明瞭なり、思想は豊富ならざれども確實なり。兒童をしてなるべく自由ならしむべきは、第一期に等しく、命令、從順、義務等の語は兒童の辭書より抹殺せらるべく、賞罰の如きも亦凡て之を自然に一任し、行爲自然の結果に鑑み、自ら非行を改むるに至らしめざるべからず。教育者は唯、自然の作用を注意して觀察すれば即ち足る。

第三篇

は十二歳より十五歳に至る、知力、修練の時期なり。氏は知育に於ては功利主義を採り、物理、地理、天文等の自然科學、及び凡ての職業に必要な手工を重んじたり。教授に當りては、専ら兒童の好奇心を利用して、事實の觀察及び經驗をなさしむべく、先づ理解あり然る後に言語あり、事實を離れて復た教授あることなく、科學は教ふべきものにあ

功利主義

功利的

發見主義

らずして發見せしむべきものなりとせり。氏は斯く世界を以て生きたる書籍となし、極端に讀書を排し、古語、文法等の教授を斥けたれば、エミールは多くの書籍中、唯、代表的自然人を寫せる一のロビンソン漂流記を讀むことを得たるのみなりき。

道德教育及び宗教教育

第四篇 是十五歳より二十歳に至る。道德教育及び宗教教育を論ぜるものにして、史家コムペーレーは、之を以て、エミール全篇中最も光彩ある部分となせり。エミールは、今や社會に入るの準備として、社會を熟知せざる可からず。されど現今の假面を蒙れる社會は、多く教ふる所あらざれば、エミールは、去つて、毫も事實を曲説せざる彼の古きブルタルコス英雄傳を讀み、歴史の研究によりて、人性の自然を解し、社會の害惡を憐み、之に同情を寄するに至らざる可からず。

女子教育

蓋し同情は凡ての道德の根原なればなり。宗教は十八歳にて始めて之を學ぶ。其の他エミールは又古語の學習、劇場の觀覽等によりて其の趣味を養成し、二十五歳に至りて理想の妻ソフイーを娶れり。

第五篇 はソフイーの教育法を説けり。凡て女子は男子を樂ましむるを以て天職となす。されば其の教育は、從順謙讓の美德を養ひ、手藝に堪能ならしめ、能く夫を喜悅せしめ、幼者を養育し、老人を看護し、以て一家を整理し得るの良妻を作るを以て其の目的となさざる可からず。

三、要約 ルソ一の教育説は、其の根本思想をロックに得更に之に新生命を與へたるものにして、説く所、動もすれば奇矯に走り、全く社會國家を無みし、開化事業を度外視するが如き缺點を有すれども、又甚だ有益なる示唆に富み、十九

要約

世紀以後に於ける教育的改良は、凡てエミールに豫言せられたるかの感あり。今其中特に顯著なる二三の事項を左に掲ぐべし。

一、教育を以て自然性の内部的發展となし、傳説及び習慣を兒童に強ひ、外部的陶冶を施さんとするものに對して、極力反對せること。曰く「凡て傳來の方法に反對せよ。然らば常に正しからん」と。

二、從つて知育を以て、外部より知識を受容する作用となさず、内、自、ら、進、ん、で、之、を、發、見、す、べきものとなせること。此の點に於て、彼は直觀主義より更に一步を進めて、現今高唱せらるゝ自己活動の原理に近づけり。

三、教育は未來の生活の準備にあらずして、却つて、生活其の者なり。故に兒童の發達の各段階は、夫れ夫れ意義を

一、自然主義

二、發見主義

三、教育の目的
及方法は兒童の生活に於ける

有すとなせること。兒童は之を兒童として取扱ふべく、
従つて教育の目的及び方法は兒童の立場より決定せ
ざるべからずとの意見は、ルソ一の始めて力説せる所
にかゝる。

四、手工的の作業を重んずること。

エミールは當時佛國に於ては迫害せられ、英國に於ても
多く顧みられざりしが、獨逸の汎愛派によりて始めて實地
の教育に應用せられ、其の教育説がペスタロチ・フレイベル
及びヘルバルトにより、更に精練せられたること、後章説く
所によりて之を見るべし。十九世紀以後に於ける教育家に
して、多少にても、ルソ一の思想に影響せられざるはなく、近
時エレン・ケイ女史等によりて唱導せらるゝ自由教育、亦實
にルソ一の意見の現代に復活せるものに外ならざるなり。

五手工
宗教改革三原則
エミール
ロヨウ
教育法
新教育の形
義、反列
フランケ

「凡ての事物は造物主の手より出づるときは善なれども、人の手に於て悉
く墮落す。人は強ひて或土地に他の土地の産物を生ぜしめんとし、一の木
に他の木の果物を實のらしめんとす。…彼は凡てを畸形となし、凡てを
怪物となし、一も自然のまゝなるを欲せず。」

「天性を害ふか、社會を破壊するか、人を造るか、公民を養成するか、二者其の
一を選ばざるべからず、吾人は同時に此の二者を成すこと能はず。」

「祖國市民の二語は現代の國語より抹殺すべきものなり。」
「現在を以て不確實なる未來の犠牲となし、兒童の、恐くは、享樂し能はざる
將來の假裝的幸福の準備として、兒童を束縛し、且之を苦しむるが如きは
野蠻なる教育法にあらずや。」

「感覺をして常に精神活動の指導者たらしめよ、大自然の外に書籍なく、事
物の外に教授あるなし。讀書する兒童は單に讀むのみ、思考すること能は
ず。」

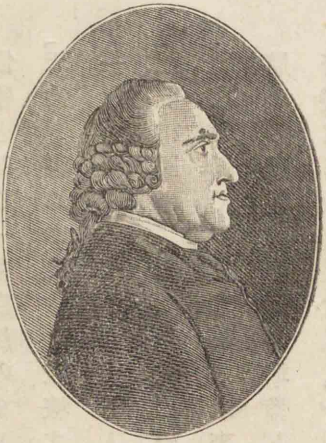
「罰を罰として課する勿れ、罰は悪行の自然の結果として起らざるべからず。」
「少年に對する教訓は言語に於てするよりも、行爲によりて與へられざる

故蒙時代の精神(イニテ)
合理的傾向
個人的傾向
三安利的傾向

マイタ派
強盛派
——フランク

パセドウと自著

記
パセドウの傳



J. C. Caspary

可からず。經驗によりて學習せざるものを、書籍によりて學ばしむる勿れ。これは余の幾回繰返すも尙飽くことを知らざる所のものなり。十五歳に至る迄エミールは靈魂の存在を知らず。十八歳尙恐くは之を知らしむる時期にあらざるべし。蓋し早く之を學ばしむるときは、決して之を知り能はざるの危険に陥ることあればなり。

二、汎愛派——パセドウ

ルト・パセドウの創めたる所なり。
Bernard Basdow

パセドウ は千七百二十三年獨逸のハンブルグに生まる。醫師の子なり。ライプツヒ大學卒業の後、一貴族の家庭教師となり、居ること三年、コメ

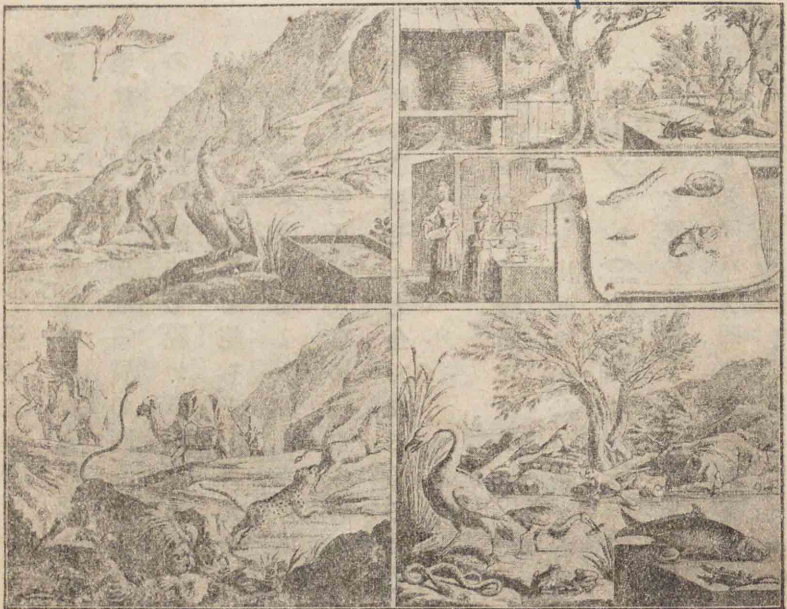
最も能く啓蒙時代の精神を代表し、ルソーの意見を實地教育に應用せる一派を汎愛派と稱し、ヨハン・ベルンハ

Philipp Johann

ユナニウス、教育者
1. 教育、目的——天國
生活
知識、道德、教育
1. 直觀主義
2. 客觀的白然主義
3. 訓練

初歩讀本第八
圖動物界

汎愛院



ニウスの方法により、大に教授上の伎倆を發揮せり。後丁抹政府に仕へて、一専門學校の教師となり、次いでアルトナの中學校長に轉ず。當時ルソーのエミールを讀みて感ずる所あり。相次いで教育に關する著述を公にし、又コメニウスに倣つて、銅版の挿畫を附せる「初歩讀本」を出版せり。千七百七十一年、デッサウ侯レオポルトの教育顧問に聘せられ、同七十四年、侯の補助の下に同地に汎愛院と稱する一の模範學校を立て、寄宿制を用ひ、六歳より十八歳までの生

Philanthropine

徒を收容し、始めて汎愛主義によりて教育を施せしが、其の方法の卓拔なると、多くの良教師を得たるとにより、忽ちにして全歐洲の注意を惹くに至れり。されど氏は氣質の圓滿を缺き、人を御するの才に乏しく、且教育法の全く宗教趣味を脱せるがため、永く盛況を維持する能はず、數年の後、全く學校との關係を絶ち、千七百九十年マゴデブルグに歿せり。

初歩讀本は四卷より成り、コメニウスの思想にルソ一の意見を加へ、直觀的に自然及び人事に關するあらゆる知識を授け、且國語と拉丁語とを同時に教授せんと企てたるものにして、獨逸の上中流の家庭に廣く行はれたり。

パセドウの後繼者にはカムベ(Campe 一七四六—一八〇八年)ロヒョウ(Rohow 一七三〇—一八〇五年)を始め、多くの教育家を出せるが、就中最も有名なるをザルツマンとなす

ザルツマン(Salzmann 一七四一—一八一四年)は獨逸のゾムメルダに生る。牧師の子なり。始め神學を修め、牧師となりしが、千七百八十一年以後、テッサウの學校に教師となり、又同八十四年自らシュネペンタールに學校を開き、死に至る迄同校の教育に従事せり。シュネペンタールに於ける氏の教育法の特色は、職員

生徒を凡て一大家族の如く組織せる事にして、校長は同時に「父ザルツマン」の名を以て呼ばれ、師弟の誼甚だ厚かりき。又教育に關する著述頗る多く、「蟹の書」(邦譯「我子」の悪徳)「コンラート、キーフエル」(邦譯「我子」の美德)「蟻の書」(邦譯「教育者」の教師)等は我國にも廣く行はれたり。

汎愛派の教育

教育説 汎愛派の教育の根本原則は、ルソ一と等しく「自然に従へ」の一語にあり。左の諸項は、此の派の事業として、後世特に注意せらるゝ所なりとす。

- 一、貧富の懸隔、宗教の異同に關係なく、博愛の精神に基づき、四海同胞主義により教育を施せること。汎愛派の名是に由來す。
- 二、教育の目的を實利主義に置き、實地生活に必要な近世語、實科、手工等を重んずること。カムベ曰く「馬鈴薯の栽培を始め、又は紡績車を發明せる人の功績は、之をイ

汎愛派の教育
ルソ一の功利主義
汎愛派の教育

リアツド及びオデッセーの著者に比して優るとも劣ることなし」と。

三、直観教授を奨励し、且なるべく自由に愉快に學習せしめんとし、遊戯的教授を極端に實行せること。

四、特に體育に注意し、身體の鍛鍊を重視せること。獨逸體操の祖と稱すべきグーツムーツGutsmuts(一七五九―一八三九年)はザルツマンの學校に教師たりし人なり。

五、語學の教授を改良し、先づ文法より入る從來の方法を排して、會話法を取りしこと。

六、訓練に於て模範による感化を重んじ、體罰に反對せること。

七、席次賞牌等種々の表彰法を定め、兒童の名譽心を刺激せること。

直観主義
ゴッテス
ロツク
ルソー
汎愛派

ハ、ロヒョウ・カムベ等特に少年の讀物に注意せる教育家を出し、幾多の良好なる少年文學を提供せること。
汎愛派は獨逸以外にては、最も廣く瑞西に行はれ、十八世紀に於ける教育改良運動の中心を成せり

三、カント

カントの傳記

カントと自署



Immanuel Kant

傳記 近世に於ける最大の哲學者イム

マヌエル・カントは千七百二十四年獨逸

のケーニヒスベルヒに生まる。鞍匠の子

なり家庭に於て嚴肅なる敬虔主義の感

化を受け、十六歳にして郷里の大學に入

り、夙に讀書・思考を以て顯れたり。大學卒

業の後九箇年閑家庭教師となりて、傍ら勉學怠りなかりしかば、千七百五

十五年擧げられてケーニヒスベルヒ大學の私教授となり、次いで正教授

となり、本論ニテ、講師として、
カントの私教授

ルソンのリニクリン筆
記

に進み、其の職にあること四十二年、年老いて復た校に登ること能はざるに及び、始めて之を辭せり。氏は終生聚らず、性旅行を嗜まざりしかば常に一室に籠居して、専ら思索に耽るを以て、無上の樂となせり。生來蒲柳の質なりしも、意を節制に用ひ、規律ある生活を爲したるを以て、曾て病みたることなく、能く八十歳の高齡を保つことを得たり。其の著「純粹理性批判」實踐理性批判及び「判斷力批判」は哲學史上不朽の大著述なり。

教育説

一、教育の目的及び可能 教育は人の諸性能を發展し、人類種族として達し得べき完全なる善を實現し得るに至らしむるを以て、其の究竟の理想となす。曰く「兒童は其の現在の状態に應じて、之を教育するにあらずして、寧ろ人類種族の未來の改良せられたる状態、換言すれば人類の全目的に應じて之を教育せざるべからず」と。

教育の目的
道徳主義

教育の可能

人は教育を要する唯一の動物なり。蓋し人以外の動物は、本能の力によりて、其の生を營むを得るも、人の世に出づるや別に頼るべき本能を有せず、極めて無力のものなればなり。しかも、人は自らの中に高尚なる理性の萌芽を宿し、此の萌芽は人道に向つて發展するの傾向を有するものにして、これ實に教育可能の論據となすに足る。人は教育によりてのみ人となる事を得、人は全く教育の作れるものに外ならず。

二、教育作用の區分 教育の作用は之を分かちて養育・知

育及び徳育の三となす。

消極的
養育
積極的

養育 養育の第一原理は、ルソーと等しく消極的にして、始めはなるべく自然に従ひ、人爲的方法を用ふべからず。而して積極的方法を用ふるに及んで、後、特に利用すべきは遊

戯なり。遊戯は兒童をして其の力を働かしむるの機會を與へ、能く己が欲望を制し、繼續的作業に慣れしむるの効果を有す。

知育

知育 知育は奴隸的強迫に失し、又は一時の愉快に耽らしむ可からず。自由なる遊戯と規律的課業とは、共に相助けて兒童の精神を陶冶せざるべからず。又教授に於ては、最も力を理性の形式的陶冶に注ぎ、ソクラテスの問答法を利用して、大に兒童を活動せしめざるべからず。

德育

德育 德育の要は人の覺官的欲望を抑へ、其の動物性的性を排し、自愛及び幸福の動機を斥け、無上命令により、義務の爲に義務を行ふに至らしむるにあり。而して、兒童に最も必要ある徳は(一)從順(二)誠實(三)親交の三者なり。故に兒童若し命令に反して不從順なるときは、罰を加ふるの必要あれ

汎愛派
三直説教授法
ソクラテス問答法

要約

ども、其の罰たる體罰の如く身體的ならず、單に兒童を冷遇し、其の名譽心を刺激するに止まらんことを要す。

三、要約

カントの思想は、半ばはルソー及び汎愛派の意見に一致し、半ばは其の嚴肅なる道德説に由來す。氏が特に德育を重んじ、啓蒙時代の功利主義に反抗して、道德の自律を力説せるは、フイヒテヘルバルト・ニーマイエル(一七五四年一八二八年)等の意見に大なる影響を與へたり。

第四節 新人文主義の教育

啓蒙時代の思潮は一般に、利益幸福を以て凡ての價值判定の標準となし、世を擧げて之を物質主義の中に葬り、人をして無趣味、沒情操のものたらしめんとせり。而して此の實利的傾向に對する反動として起れるものは、實に十八世紀の後半に於ける新人文主義の運動なり。新人文主義は啓蒙

啓蒙時代
1. 汎愛派、3. 個、
新人文主義

Neohumanism

思潮の如く、價值判定の標準を利益又は實地的目的に置かず、夫れ自身に於て價值あるものを尊び、古代希臘の思想を模範となし、古典の研究によりて、心意の多方陶冶をなし、其の諸能力を暢發し、以て人の人たる所以を發揮せしめんとするものにして、獨逸ゲチンゲン大學教授ゲスネル(一七六一七六)によりて創唱せられたり。多くの新人文主義者中、特に有名なるをヘルデルとなす。

ヘルデルの教育説

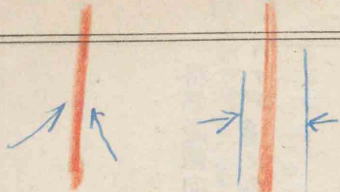
ヘルデル(一七四一—一八〇三年)は、人の本來有する心身の諸能力を調和的に發展せしむるを以て、教育の目的となし、希臘の古典を尊重せり。されど所謂古典の研究や、十六世紀に於ける人文主義の如く、古典を其の儘に摸倣せんとするにあらず、因りて以て十八世紀國民の思想感情を古典的に高尚優雅ならしめんとしたりしなり。而して氏は自ら此の新理想を

弁

人道教育

他
速
ミ
ル
レ
ル
テ

心理的傾向



名づけて人道教育と呼べり。

第八章 第十九世紀の教育

第一節 第十九世紀に於ける主要なる傾向

一、心理的傾向 ルソーの自然主義は教育界に一大革新を來したりと雖も、其の主張は主として消極的にして、外部の悪影響に反抗し、自然の性情を保護する方面を重んじたりき。此の消極的方面を更に發展して積極的となし、精密に兒童の精神状態を研究し、心理的法則に従つて、其の發達を助長するの方案は、之を十九世紀の教育家に待たざるべからず。これベスタロチの主力を注ぎたる所にして、又フレール・ヘルバルト等の特に重視せる所なり。之を心理的傾向といふ。即ち心理的傾向はルソーの自然主義を發展せしめ

の教育は次第に旺盛を來せるが、降つて十九世紀の後半に及ぶや、社會學生物學等の進歩に促されて、社會的教育學なる一派起り、如上の國家主義に學理的根據を與へ、社會的國家的傾向は遂に教育の主潮をなすに至れり。

第二節 第十九世紀の教育家

一、ペスタロチ

ペスタロチの傳記

傳記 貧民の父、ヨハン、ハインリヒ・ペスタロチは千七百四十六年瑞西のチューリッヒに生まる。父は同市に於ける醫師にして、母は奥國一將軍の姪なり。六歳にして父を失ひ、母と忠實なる一家婢バベリとに教育せらる。教育法の女子的なりし爲か、幼より感情的にして剛健の氣風を缺きたりといふ。九歳より毎年近郊に牧師たる祖父を訪ひ、數ヶ月滞在するを常としたりしが、此の間著しく敬虔博愛なる祖父の感

カレヂー中等ト大學ト
同位ノ程度ノ學校

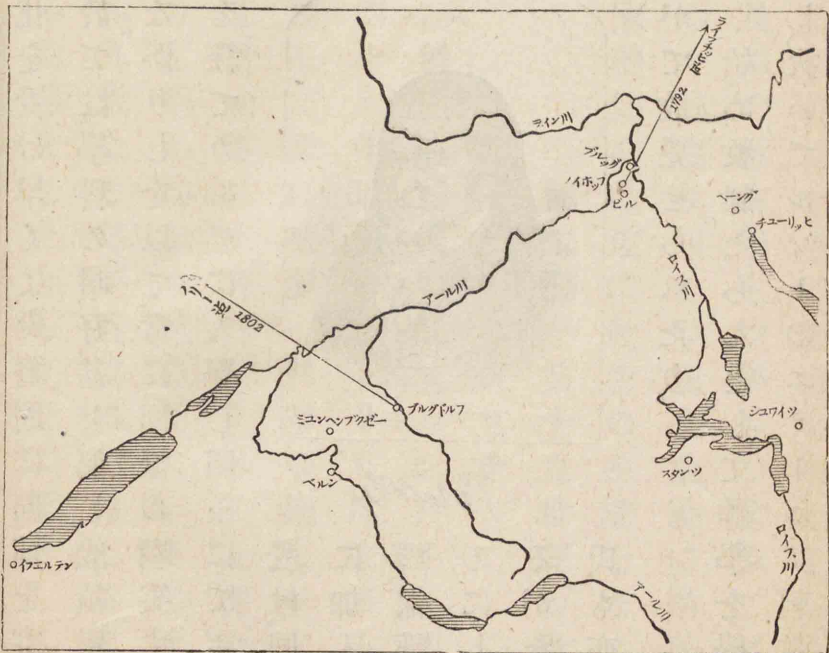
ペスタロチと自署



Pestalozzi

化を受け、早くより貧民に同情を寄するに至れり。小學校に於ては、學科の嗜好甚だ偏し、成績擧がらず、且遊戲の術に拙なかりしを以て、常に同僚の嘲笑する所となる。後、拉丁學校を経て、カレヂーに入學し、同校にて、ボードメル教授の感化を受け、同教授の組織せる一團體に加入せり。同團體は、もと農民の保護を以て目的となせるものにして、共和的思想を帯びたるがため、政府の忌む所となり、氏も亦一時逮捕せられしが、やがて放免せられたり。始め牧師たらんとして神學を學びしが、聞もなく、之を廢し、次いでルソーのエミールに刺激せられ、郷里及び國家の

ベスタロチ
教育地圖



爲に活動せんとして法律を學びしも、勉學其の度を過ぎ、健康を損せしかば、醫師の勸告により、修學の念を絶ち、悉く書を燒きて叔父の家に寄寓せり。幾ばくもなく、靜平なる農業生活に心を寄せ、千七百六十七年、一商人の補助により、ピルと稱する村の近傍にて土地を購ひ、ノイ

ホーフと命名し、農業に従事し、越えて千七百六十九年、チュリ、ヒの一富豪の女アンナ・シユルテスを娶る。新夫人心情頗る高潔、ベスタロチをして、其の大事業を成さしむるに於て、内助の功甚だ大なり。

ノイホーフ
新撰の表

ノイホーフに於ける農業は、氣候の不順なりしと、經濟的手腕に乏しかりしとにより、失敗に終り、一時非常の困難に陥りしも、意氣尙沮喪せず、農場に一の貧民學校を設け、ノイホーフを以て、農業と教育事業との中心たらしめんとし、千七百七十五年、始めて茲に學校を開始するや、忽ち五十人の兒童を收容せり。氏は是等の兒童を使役して、夏は野に出て、勞働せしめ、冬は紡績業に従事せしめ、傍ら初歩の教授を爲したりしが、この計畫も亦失敗に歸し、千七百八十年、大なる教育的經驗と、多くの負債とを得て、困厄の中に終に學校

キリシタン
カトリック
プロテスタント
手帳あり

リールト及ケルトルト
久松義久
解人の妻
野甲由子
愛と情

を閉鎖するの止むなきに至れり。爾後十八年間、ノイホーフに於ける経験を基礎として、専ら教育上の著述に従事し、千七百八十年、始めて「^{カトリック}隠者の夕暮」を出だし、次いで千七百八十一年を以て有名なる教育小説「^{カトリック}リールト及びケルトルト」第一巻を出版せり。此の書は、下層人民の爲に書かれたるものにして、ケルトルトを主人公となし、氏が教育の根本的思想、即ち教育の源泉は家庭にあり、家庭の中心は母にあり、との意を潤色せるものにして、^{カトリック}チーステルウエヒは之を以て氏の著書中最も価値あるものとせり。

千七百九十八年、瑞西は佛軍の侵入する所となり、従來の制度を破壊し、共和政府を立つるに及び、政府の上官中、氏に同情を寄するものあり、氏をして當時兵燹に罹り、惨害最も甚だしきスタンツ市の孤兒教育に當らしむ。乃ち一寺院を

スタンツ



(近世教育史一八四—一八五)

余の心は常に児童の上にある。彼等の幸福は余の幸福にして彼等の喜は亦余の喜なり。……余は朝夕常に彼等と共にあり。彼等の心身の慰藉は一として余の手を経ざるものなく、凡ての補助、凡ての教育一として直接に余の手を下したるものならざるはなし。……余は常に彼等と共に泣き、彼等と共に笑ひ、食は相推し、飲は相分つ。彼等は世界を離れ、スタンツを離れて余と共にあり、余亦一の友人なく、一の家僕なく、唯彼等と共にあり。彼等の健康なるときは余は其の間に交りて談笑し、病めるときは其の側を離れずして看護に當る。朝は最も早く起き、夜は最も遅く、彼等の間に眠り、其の眠り終る迄祈り且教へたり。……遂に彼等は余に不正あるを感ずるも、之が爲に却つて益余を愛するに至れり。

(ベスタロチ書信中の一節)

表面は獨逸の畫家グロープがスタンツの光景を寫せるものなり。

借り、八十の孤兒を收容し、毎日午前六時より十時、午後四時より八時に至るの間、教授をなし、其の他は種々の作業に従事せしめ、僅かに一婢の助を受くるの外、獨力以て事に當り、スタンツをして家庭教育の模範たらしめんことを期せり。教授は主としてベル及びランカスターの英國に於て主張せる**相互教授法**の如きものを用ひ、多く齊唱を行ひ、直觀教授を重んじたり。然るに是等の孤兒、多くは諸種の惡習及び傳染的疾患を有し、加ふるに政府に反對なる人士は、氏を以て政府の閒課なりとなし、困難言語に絶せしも、其の至純なる愛情と、犠牲的精神とは、能く一切を醇化して、著々其の效を挙げたり。然るに漸く半年許にて、佛兵再びスタンツに來り、孤兒院を奪つて病院となせしかば、止むを得ず、學舎を閉ぢてスタンツを去れり。

ブルグドルフ

數週の後、ブルグドルフの一學校の補助教師となり、スタンツに於ける經驗に基づき、専ら教授の方法を研究したりしが、校長其の成功を妬み、職を退かしむ。是に於てか、當時知名の一教師と協力し、政府に請ひて舊城の貸與を得、千八百一年、城中に一の私立小學校を起せり。ゲルトリートゲルトリート兒子教育法(千八百一年出版)は此の地に於ける經驗に基づきて成れるものなり。幾ばくもなく、政府はブルグドルフ舊城を政府の一長官の官宅となし、更にミュンヘンブクゼーの一僧庵を貸與せしが、學校監理の方法につきて、多少嫌らざる所あり、偶、イフェルテン(イヴェルダン)市より招かれたるを好機とし、千八百五年、數名の教師を率ゐて同市に到れり。當時教育家としての氏の伎倆は、益、圓熟の域に達し、其の指導の下にあるイフェルテンの學校は、忽ち隆盛に赴きしかば、諸國の貴族、學

イフェルテン

ブルグドルフの
イフェルテンに
如何にして
其の子を教ふるか

者教育家の來りて學校を參觀し、又は教授法を學ばんとするもの跡を絶たず、新教育の聲全歐洲を動かせり。されど多數の參觀人は、職員を忙殺すること甚だしく、各國より集まれる生徒の國語の不統一は、著しく教授を困難ならしめ、且其の統御の才に缺けたるが爲め、職員の不和を馴致し、校運次第に衰へたり。千八百十五年、ベスタロチ夫人逝くや、職員の軋轢は遂に爆發して復た收拾すべからず。同二十五年、失望の中に、イフェルテンの學校を閉ぢて、ノイホーフに退隱せり。時に年七十有九、餘生を文筆に託し、尙二三教育に關する著述を公にせしが、千八百二十七年、病んでブルグダに歿せり。ノイホーフの近傍ビルの一寺院に葬り、其の後千八百四十六年、一百年祭に當りて、更にビルの新築學校門前に改葬し、壯大なる墓表を立てたり。碑銘に曰く、茲にハインリッヒ、ベ

スタロチ眠る。千七百四十六年一月十二日チューリッヒに生まれ、千八百二十七年二月十七日ブルグに逝く。ノイホーフに於ける貧民の救助者、リーンハルト及びゲルトルトに於ける國民の宣教師、スタンツに於ける孤兒の父、ブルグドルフ及びミュンヘンブクゼーに於ける新國民學校の創設者、イフェルテンに於ける人類の教育者、眞の人、眞の基督教徒、眞の市民として、凡て人の爲に計り、毫も己を省みず。彼の名に祝福あれ。」と

一、教育説

現代に於けるベスタロチ主義の宣傳者たるナトルプは、ベスタロチの意見を左の五項に區分し、而して其の一切を貫ぬく根本原理を、ルソーと等しく「自然に従ふ」にありとせり。即ち氏の説は、約すれば「自然的」の一語となり、開けば五種

自然主義

主親的自然主義

の原理となる。

イ、自發性の原理 教育の要は兒童の能力を内部より發展せしむるにありとなす原理にして、一定の形式を外部より附與せんとする從來の意見に反對せるものなり。教育は固より教授の材料を必要とす。されど、それは唯、兒童の自發性を刺激し、内部的發展を助長する方便として價值を有するに過ぎず。教育の事たる開發にして注入にあらず。故に教育者たるもの、先づ兒童の精神状態を觀察し、其の向ふ所を究め、然る後之に従つて教育の方法を決定せざるべからず。是れベスタロチの自然主義を、コメニウスの自然と區別して、主觀的自然主義と言ふ所以なり。

ロ、方法の原理 自發性の原理は、凡て教育は心性發展の法則に従ふべきことを要求す。されど、此の法則の何たるか

一、自發性
二、方法
三、直観
四、調和的發展
五、社會

閉斷なき發展

教授段階

につきては未だ言及する所なし。於是か方法の原理あり。方法の原理は一切の知的・道德的・發達の、其の根本的要素より出發して、連續的に、間斷なく進むべしとなす者にして、教育の一般に準據すべき法則として、三個の段階を定立す。即ち(一)根本的要素を以て出發點となし、(二)次に一の要素より他の要素に、間斷なく進みて、順次に之を連結し、(三)最後に之を全體として綜合す。例へば言語の教授に於て先づ一々の音を授け、次ぎに是等の音と音とを結合し、最後に之を語に纏むるが如し。而して斯くて構成せられたる語は、次ぎの教授に於ては、再び一の要素となり、語と語は、更に結合せられて文章となり、追つて斯くの如く、三個の段階を経つゝ、無限に發展す。この三段はベスタロチの定めたる教授段階にして、ヘルバルトの段階中、明瞭・聯合・系統の三段に略ぼ該當す。

直觀主義

ハ、直觀の原理 上の方法を具體的に實行する場合に當り、準據すべき唯一の基礎を直觀の原理となす。直觀は凡ての認識の絶對的基礎にして、一々の認識は、必ず直觀より出發せざるべからず。されど謂ふ所、直觀とは受動的に事物の印象を得るの謂にあらずして、寧ろ、精神の自發性に基づき、進んで事物を構成する作用なり。受動的に事物を映すにあらずして、能動的に事物の各要素を結合する作用なり。此の點に於てベスタロチの直觀は、ラトケ・コメニウス等と其の意義を異にす。

直觀の三要素

直觀の根本的三要素を數・形及び語となす。是等三要素は凡ての認識の基礎をなし、自餘一切の知識はこの中核に結合すべきものなれば、直觀教授は特に此の三點に注意し、(一)各個體を他の個體と區別して確實に知覺せしめ、(二)其の形

調和的發展

狀・輪郭を學びて形の觀念を得しめ、且(三)語によりて明瞭に之を表出せしめざるべからず。ペスタロチが數形及び語を根本要素となせるは、現時、數學と國語とを以て基本的教科となすの意見に合致せり。

二、調和的發展の原理 兒童の能力を開發する方法は、上の三原理によりて指示せらる。然らば斯く陶冶せらるゝ諸能力相互の關係は如何。是れ調和的發展の原理ある所以なり。ペスタロチは兒童の能力を知力的、道德的、身體的の三者に區分し、中にも最も道德の方面を重視し、道德を中心とせる三能力の調和的發展を以て、教育の理想と認めたり。是の點に於て、氏はルソーの自然的發展と人文主義の調和的陶冶の理想とを綜合して、一種特得の見地を開けるものと言ふべく、世人の氏を目して新人文主義となすの意茲に存す。

作業主義

次ぎにペスタロチが諸種の能力中に身體的能力を加へ、精神の陶冶と身體の陶冶とを結合し、作業の教育的價値を認め、且ノイホーフの學校に於て、始めて之を實行せるは、特に注意すべき點にして、作業主義の教育は、氏によりて始めて明らかに主張せられたり。

家庭と教育

ホ、社會の原理 ペスタロチの教育主義は、大體に於て個人主義なり。されど、氏は他面に於て、又教育上社會的生活の必要を説き、中にも家庭生活を最も重視し、母子の愛を以て德育の根柢となせり。母の子に對する犠牲的愛情は、自ら兒童の心中に愛・信賴・感謝及び從順の情を喚起し、是等の精神は之を擴充すれば、自ら市民及び、人類の主宰者たる神に對する愛・信賴・感謝及び從順の諸徳を成すに至るものにして、學校教育亦此の母子的關係を理想として行はれざるべか

らず。

二、要約 氏は其の思想に於て、動もすれば論理的明晰を
 缺き、説く所前後に於て一貫せざるものあれ共、其の熱愛と、
 犠牲的精神と、鋭き直覺力とは、氏の八十餘年の生活をして
 能く至大至高の教育的精神を體現し、實地的教育改良家と
 して、古今獨歩の地位を占むるに至らしめたり。加之、嘗てフ
 レデリキ大王・マリア、テレサ等によりて基礎を置かれたる
 國民學校は、^{ベスタロチの白鷺}乞食を人閒らしく教育せんが爲に自ら乞食の
 如く生活せるの氏によりて更に新生命を與へられ、貧民は
 茲に始めて教育の光に浴することを得、社會の下層に對す
 る同情の次第に旺盛となり、引いて、盲啞兒、犯罪兒等の教育
 興起するに至りしが如き、其の功績の偉大なる、遠く範を後
 世に垂れ、百世の下、尙常に教育者を奮起せしむるに足る。

功績
 實地的教育家トシテ
 今世の地位ヲ占ムル
 社會下層ノ教育ニ生
 命ヲ與フ

ベスタロチ主義の運動は、先づ獨逸に起れり。ヘルバルト、
 フレーベルを始め、多くの教育家は自ら瑞西に赴きて、其の
 教育法を視察し、殊にフイヒテの大演説以後、次第に獨逸各
 州に擴まり、其の他露西亞、埃太利、以太利等の各國亦其の方
 法を移入し、米國にては、ホレス・マンにより、其の最も有力
 なる鼓吹者を得たり。ベスタロチ後繼者中、最も著名なるは
 獨逸に於ける「ベスタロチ」の名あるデーステルウエヒ(一七九〇年)
 六六年)にして、氏はベスタロチの説を大成し、最も、兒童の自
 己活動と心力の形式的陶冶とを重んじ、且教授上に關する
 種々の精細なる法則を立てたり。

完全なる教育は例へば肥料を含む水邊に植ゑられたる樹木の如し。木
 としての全計畫、即ち樹木の形態性質を凡て含蓄する一粒の種子は、播種
 と共に成長を始め、有機的に間斷なく發展して、終に大なる樹木を成す。人

亦樹木の如し。其の生まるゝや、已に、將來發展すべき諸種の能力を潜在的に具有す。……されば人に授くるに新しき能力を以てし、之に呼吸と生命とを分與せんとするが如きは、教育者の任務にあらず。教育者は單に自然の發展を妨ぐる悪影響を遠ざけ、道德的、知的及び身體的諸能力を(人工的に注入することなく)内部より暢發せしむれば則ち足る。信仰は信ずる事によりて養はるべく、愛は愛の行動により、思考は思考することにより、知識は研究することによりて得らるべし。

「道德的練習が同時に兒童の知的、身體的勢力を活動せしめ、知的發展が心情及び感覺機關を活動せしめ、身體の練磨が知的、道德的活動に影響すること、例へば樂器の一弦を弾ずれば、他の弦、調和的に之に應ずるが如し。」

「自然其の物に對する直觀は、教授の眞の基礎なり。蓋し直觀は凡ての認識の唯一の根據なればなり。」

「母の力と母の誠實は幼兒に對する道德教育の基礎なり。愛と信賴との第一萌芽は之によりて啓發せらる。」

二、フイヒテ

フイヒテ

フイヒテの傳

傳記

ヨハン、ゴットフリート、フイヒテは千七百六十二年獨逸のラムメ

ナウに生まる。大哲學者にして、又熱烈なる憂國の士なり。エナ大學卒業の後、一時家庭教師たりしが、此の間に於てカントの哲學を研究し、千七百九十四年エナ大學の教授に任ぜられ、名聲頓に擧がる。在職五年、無神論者なりとの疑を受けて同大學を去り、エルラン



フイヒテ

ゲン、ケートニヒスベルヒ大學等に講義せしが、偶、ナポレオンの獨逸に侵入するあり、母國の運命且夕に迫りしかば、乃ち猛然として立ち、千八百七年の冬より翌年に亘り、柏林街頭、敵兵未だ全く姿を收めざるの巷に於て、獨逸國民に告ぐ。なる公開演説をなし、國民教育の必要を絶叫し、自ら之を新教育と名づけたり。後柏林大學創設と共に其の教授となり、次いで總長に進みしが、千八百十四年同地に歿す。

教育説

一、教育の目的 教育の目的は兒童の自己活動を奨め、眞

教育の目的

理の爲に眞理を愛し、善の爲に善を愛するに至らしむるにあり。中にも眞理は單に道德を實行する手段として、價値を有するに止まるものなれば、教育究竟の目的は、高尚純正なる道德性と、道德の根柢をなす宗教心との養成にありと言はざるべからず。約言すれば、教育の目的は物質的欲望を離れて、高尚なる精神生活の獲得にあり。

精神生活は永遠の生命を有す。されど、此の永遠の生命は、精神生活の維持者たる國家によりて始めて可能なり。國家は本來、神の法則を地上に移し、精神生活を永遠に發展するを以て其の任となすものなれば、各個人が自己活動によりて獲得せる精神生活は、國家の中に發展する大なる精神生活の一分子として、始めて永遠に保持せらる。而して己が祖國を以て、此の永遠の精神生活の保持者と見る所に、眞の愛

愛國心

教育の方法

國心は生じ、此の愛國心は、自ら國民をして、戰時に於ては祖國を保護し、平時に於ては善良の市民たるに至らしむ。

二、教育の方法 新教育を行ふに當り則るべきは、ベスタロチの教育法なり。新教育はベスタロチと等しく、第一に宗教的教育を重んじ、第二に直觀と身體の練習とに注意す。凡て兒童は、新教育の國民全般に貫徹するに至る迄、之を社會及び父母より隔離して、なるべく社會の惡風に感染せしめず、常に教師と監督者との指導の下にあらしむるを要す。學校にては男女を共同に教育し、且學習と作業とを結合し、農業園藝、牧畜等をなさしめ、自己の勞作によりて一切の經費を支辨し、學校をして一の小なる經濟的國家たらしむるを要す。

德育に於て最も必要なるは他人及び道德律に對する尊

敬の感情なり。從來の教育は此の高尙なる感情に着目せず、偏に快不快の利己的感情に訴へ、其の結果、國民を利己的ならしめ、祖國を危地に陥れたり。感覺的快樂に代ふるに道德律を尊敬し、善其のものを愛するの心を以てせざるべからず。賞罰の如きは人を感覺的ならしむるに止まり、適當なる教育上の手段にあらず。

要約

三、要約　フイヒテの教育説は嚴肅なる道德觀をカントに受け、其の方法をベスタロチに得たり。氏によりてベスタロチの方法は獨逸に擴まり、國家主義の教育は、新たる生命を與へられたり。哲學者にして、しかも實行的精神に満ちたる、氏の如きは、未だ曾て見ざる所なりとす。

「確固不動の意志を、確實なる法則に従つて陶冶するは、新教育の任務なり。」

「自己の事業の永久に保持さるべしとの信仰は、國民の、永久に存續すべしとの希望の中に生ず。」

「正及び善其の者に對する満足をも以て、從來重んぜられし感覺的快苦の情に代へ、此の満足をも以て將來の生活に對する唯一の動機となすこと、これ余の計畫の大眼目なり。」

三、フレイベル

フレイベルの傳記

傳記　幼稚園の創設者、フリドリッヒ・フレイベルは千七百八十二年獨逸チエトリンゲン地方のオーベルワイスマンに生まる。牧師の子なり。生

Friedrich Froebel

まれて九ヶ月、母を失ひ、一家婢の手に養はる。後數年、繼母を迎ふるに及び、家庭の冷酷なるに堪へず、常に郊外に出で、森林原野を逍遙して、自ら慰めたりといふ。十八歳の時、自然科學研究の目的を以てエナ大學に入りしも、學資缺乏の爲、中途にして退學し、千八百五年フランクフルトに赴き、建築技師たらんとせしが、同市の模範學校長グロネルは其の教育的天才あるを看破し、説いて己が學校に教師たらしむ。是に於てか、始めて、常に求め

て未だ得ざりし自己の天職を發見し、大に喜んで曰く、余は無限の幸福を得たり、恰も魚の水を得たるが如し。」と。グルーネルの學校に於て、ベスタロチの教育法を知り、之を研究せんと志を抱き、インフェルテンに赴き、滞在二年、得る所甚だ多し。歸國の後、再びゲッティンゲン、柏林等の大學に學びしが、

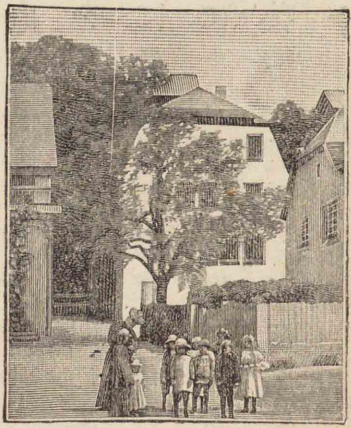
フレイベル



瑞西政府の聘に應じ、嘗て三十餘年前、ベスタロチの教育を施せし地なる、ブルグドルフの孤兒院長となり、四歳より六歳に至る兒童を集めて教育せり。幼稚園の思想は實に此の地に滞在せる間に成りしものなり。後柏林に歸り、千八百三十七年始めて地をブランケンブルグにトして、一教育所

ブランケンブルグ

ブランケンブルグの最初の幼稚園



を立て、傍ら雑誌を發行して、其の主義を擴めたり。越えて千八百四十年該教育所を幼稚園と命名す。蓋し幼兒を以て植物に、教師を以て園丁に擬せるものなり。然るに此の新なる教育事業は、遽に世の理解する所とならず。千八百五十一年、時の普國文部大臣は令して幼稚園の設立を禁止せり。爾來フレイベルは専心

教育の目的

自己の内在する神性即ち自己の本體を發展せしむるは、萬有一般の目的なり。

教育説

一、教育の目的 フレイベルに従へば、自然界の事物は何れも**神的活動の表現**なり。神は一切事物の根原にして、神性は一切の事物に内在し、且之を支配す。されば自己に内在せる神性、即ち自己の本體を發展せしむるは、萬有一般の目的

自己活動

的にして、教育亦本來善良なる人の神性を圓滿に發展し之を導きて自然と和し、神と一致せしむるに至らしむるを以て、其の任務となさざるべからず。

二、幼稚園の原理 人性の發展に當り、利用すべき第一の方便は、其の活動性にあり。自然及び人類は本來常に活動せるものなれば、所謂發展とは此の活動を適宜に指導し、正常なる發達を遂げしむるの謂に外ならず。乃ちベスタロチの直觀は、更に一步を進めて自己活動の原理に改められん事を要す。而して小兒の活動は最も多く遊戯に現れ、兒童將來に於ける知識、感情及び意志の萌芽は、悉く藏めて遊戯の中にあり。故に教育は、兒童本性の自然の發露たる自發活動を善導し、遊戯を變じて作業たるに至らしむるによりて完成す。

幼稚園の原理

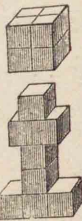
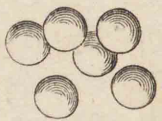
幼稚園の教育は、斯かる原理の下に成る。幼稚園は單に幼兒を監護するに止まらず、又幼兒の性質に應じたる種々の遊戯をなさしめ、活動性の満足と共に身體を強壯にし、手指

第一 六種

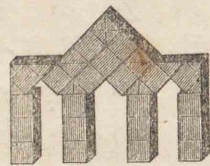
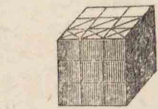
第二 三體

第三 積木第一

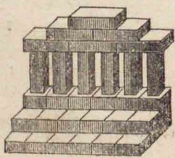
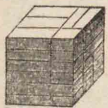
第四 積木第二



三第木積 五第



四第木積 六第



作業的遊戯の二種となす。前者は戶外に於て、行進、飛行、舞蹈等をなし、之に結合して、唱歌を練習せしむるものにして、後

及び覺官を練り、其の觀察力及び構成力を高めざるべからず。遊戯を分かつて(一)運動的遊戯(二)

監護
活動性
遊戯
運動遊戯
作業的遊戯
身體強壯
手指感官訓練
構成力

恩物

者は更に(一)庭園に於て草木を培養するものと、(二)卓上に於て恩物を用ひ、種々の形を構成せしむるものとの二種に分かる。フレイベルの最初に用ひたる恩物は上に示せる數種に過ぎざるも、其の後粘土細工・紙細工・豆細工等をも加へ、遂には其の數二十種の多きに及べり。

要約

三、要約 幼稚園設立の動機は(一)氏が幼時に於ける家庭の不幸、(二)當時の家庭の教育的思想に乏しかりしこと、及び(三)氏の兒童に對する熱愛等に歸するを得べし。而して氏は又幼稚園に保姆養成所を附設し、始めて教育者としての女子の價値を認めたり。固より幼稚園の思想は遠く之をコメニウスに見るを得べきも、フレイベルが家庭の教育を輕視せるは、コメニウス及び其の師ベスタロチと趣を異にせる所なり。又其の遊戯は動もすれば理智に偏して、遊戯固有の

性質を損ふの誹を免れずと雖も、兒童の自己活動と構成的作業とを尊重し、之を以て教育の最高原理となせるは實に教育史上に於ける一大功績にして、彼の近時盛に唱導せらる、モンテッソーリMontessori女史の教育法の加きも、氏の精神に基づきて立てられたるものなり。幼稚園の禁令は、其の後、千八百六十一年に於て撤回せられ、千八百五十四年英國に、千八百六十年米國に、千八百七十六年我が國に移入せられ、爾來漸次隆盛に赴き、現今にては、多く之を以て、公立學校の一階段となすに至れり。幼稚園の普及に對し、特に功勞あるを、マールンホルツ、ビューロ、男爵夫人(一八八〇—一八九三年)となす。

「神は接木することなく、挿植することなし。神は永劫確實なる自己發展の法則に従つて、最も些細にして且不完全なるものをも、徐々に系列を逐うて完全なるものに發展せしむ。」

「余は兒童の遊戯に現るゝ活動勢力及び娛樂を、余の目的に利用し、遊戯を變じて作業となすことを得、而して是れ實に教育の眞の意義なり。」
「神は自己の姿に人類を創造せり。故に人亦自ら創造して神の如くならざるべからず。こは作業及び構成的、創造的活動の大目的にして又其の最も深き意義なり。」

四、ヘルバルト

ヘルバルトの傳記

傳記 科學的教育學の建設者たるヨハン・フリドリッヒ・ヘルバルトは

Johann Friedrich Herbart
千七百七十六年、獨逸オルデンブルグに生まれ、幼にして嚴格なる母の手に教育せられたり。エナ大學卒業の後、二十二歳を以て瑞西の貴族フォン・スタイゲル家の家庭教師に聘せられ、居ること、凡そ三年、此の間に於て、ベスタロチをブルグドルフ



Herbart

ヘルバルトと其の自署

に訪ひ、其の教育法を學びたり。千八百二年、始めてゲチンゲン大學の私教授となり、七年の後ケーンニヒスベルヒ大學に轉じ、嘗てカントの占めたる榮譽ある講座を擔當し、哲學及び教育學を講じ、名聲大に揚がる。同時に大學内に教育練習所を設け、學生をして、教育の學理を實地に應用せしめたりしが、是れ實に大學附屬教育練習所の權輿なり。在職二十五年にして、千八百三十三年再びゲチンゲン大學に歸り、同四十一年急病に罹りて歿せり。教育學上の著述として、「一般教育學及び教育學講義綱要」あり。

教育説

ヘルバルトは、教育の目的を倫理學に求め、其の方法を心理學に仰ぎ、此の二大科學を基礎として、始めて教育學を科學的に建設せり。故に氏の教育説を理解せんが爲には、先づ其の倫理學及び心理學に一瞥を加ふるを要す。

一、倫理學 氏は倫理學上の動機論者にして、善惡如何は

教育學基礎
倫理學
心理學

五道念

二個以上の意志の関係を直覺的に判断するによりて定まるとなし、此の意志關係を五種に大別せり。所謂五道念の説是なり。

イ、内心自由 知見と意志の相一致する状態をいふ。

ロ、完全 意志活動の強く、集中の固くして持続し、變化の

多方にして、しかも相調和せるをいふ。

ハ、好意 己を忘れて、他人の意志を助長するをいふ。

ニ、正義 二個以上の意志が同一物に向へるとき、各其の

分を守りて紛争せざるをいふ。

ホ、衡平 有意的に加へられたる利害共に報ゆるをいふ。

而してヘルバルトは又、此の五道念を社會制度に適用し、

正義は司法制度に、衡平は賞罰の制度に、好意は行政組織に、

完全は教育制度に、内心自由は國家組織に相當すとせり。

動機論品
内心自由
正義
好意
衡平

ヘルバルトの道徳の好品
五道念の由
ツテ統率せらるん
地格

心理學
主知説
表象説

二、心理學

ヘルバルトの心理學は、從來の能力説を打破し、一切の精神現象を表象の一元に歸し、首尾一貫せる主知説たるの點に於て大なる特色を有す。精神は本來不可分にして何等の性質をも有せざる一の實在なれども、他の實在と交渉するに於て、始めて自己保存の作用を現し、茲に表象を生起す。而して一旦生じたる表象は、決して消失することなく、夫れ夫れ一定の力を有し、力の法則に従つて、或は相助け、或は排除す。高等なる知的作用は固より、感情欲望の如き、一見知識と異なりと認めらるゝ、精神作用も、共に、表象相互の助長及び抑制作用によりて、派生するものにして、約言すれば精神とは多くの表象の統合體に外ならず。

三、教育の目的と教授 教育の目的は鞏固なる道徳的品性の陶冶にあり。然るに、意志は表象相互の關係より派生せ

道徳的品性の陶冶

教育の白紙
 道徳の品性 陶冶
 思想の陶冶
 教育の教授
 意志の陶冶
 行る
 品性

教育的教授

興味

るものなれば、教育の究竟目的たる品性の陶冶は思想界の陶冶を外ほして之を求むるに由なし。故にヘルバルトの教育學に於ては、教授を以て教育の中心となし、其の他の教育作用、即ち管理と訓練とは、教授を補助するものたるに過ぎず。教授は單に知識・技能を傳達するに止まらず、引いては意志の陶冶に資する所なかるべからず。教授によりて意志を陶冶するを教育的教授と言ひ、反之、知識・技能の傳達にのみ着眼せるものを非教育的教授と言ふ。詳言すれば教育的教授とは教授によりて兒童の興味を起さしめ、興味を通じて、意志活動に導くものにして、興味の喚發は教授の直接の目的なりとす。

興味はヘルバルトの教育學に於て特に主要なる概念に

して、單に快感たるに止まらず、進んで發動的に知識を増進し、擴充せんとする心の状態なり。かゝる追求的興味は左の三條件を必要とす。

イ、直接なるべし 興味は事物其の者に對して起らざるべからず。

ロ、永續的なるべし 一時的の興味に止まるべからず。

ハ、多方なるべし 教授は兒童が經驗と交際とによりて得たる、自然界及び人事界に關する表象を整理し、且之を擴張し、表象の有力なる系統を定立するものなれば、興味亦偏く經驗及び交際の全範圍に互りて、多方ならざるべからず。

經驗 經驗的興味—多様な事物の經驗に關す。
 經驗 推究的興味—事物間の關係と法則との推究に關す。

専心・致思

教授段階

興味

審美的興味—善惡美醜の評價に關す。
同情的興味—他人の快苦に關す。
交際 社會的興味—社會の幸不幸に關す。
宗教的興味—神に關す。

興味は、心理上より見るときは兒童既有の舊觀念群が、新

觀念を類化するときに生ずるものにして、個々の事物に專

らなる専心と、事物を相互に連結する致思とは其の二大條

件なり。而して、ヘルバルトは此の二者を更に靜動兩方面よ

り見て、始めて教授段階に關する説をなし、此の段階は其の

後、多少の修正を経て今日行はるゝ五種の段階をなせり。

専心

靜止的—個々の事物を明瞭に收得す。—明瞭—分解—豫備
進動的—一の専心より他の専心に移—聯合—聯合—比較
り觀念の聯合を生ず。

興味

致思

靜止的—事物の關係を究め、系統を立つ。—系統—系統—概括

—進動的—系統を新事項に活用す。—方法—方法—應用

ヘルバルト チャーライン

管理

四、管理

管理は兒童の身體的、覺官的、欲望を抑へ、能く靜

肅にして、秩序を守るに至らしむるを以て、其の目的となし、

教育の豫備的條件なり、故を以て常に教授に先だちて行は

る。之が手段としては、(一)課業、(二)監視、(三)命令及び禁止、(四)威嚇

及び懲罰の四種あり、其の何れの場合を問はず、簡單にして

且鋭く愛と威嚴とを以て之を貫かんことを要す。

五、訓練

訓練は直接に兒童の情操に作用し、教授により

て得たる知見と一致せる意志を養成するを以て、其の目的

となすものにして、教授の後に來り、教授の事業を完成す。

品性には客觀的と主觀的との二方面あり、前者は兒童の

生まれながら有する性向にして、後者は知識の發達し、反省

註
一、管理は兒童の身體的、覺官的、欲望を抑へ、能く靜肅にして、秩序を守るに至らしむるを以て、其の目的となし、教育の豫備的條件なり、故を以て常に教授に先だちて行はる。之が手段としては、(一)課業、(二)監視、(三)命令及び禁止、(四)威嚇及び懲罰の四種あり、其の何れの場合を問はず、簡單にして且鋭く愛と威嚴とを以て之を貫かんことを要す。
二、訓練は直接に兒童の情操に作用し、教授によりて得たる知見と一致せる意志を養成するを以て、其の目的となすものにして、教授の後に來り、教授の事業を完成す。
三、品性には客觀的と主觀的との二方面あり、前者は兒童の生まれながら有する性向にして、後者は知識の發達し、反省

客觀的品性と主觀的品性

訓練の方法

の加はるによりて始めて生ず。即ち品性の主觀的方面は一定の原理により統一せられたる意志にして、其の客觀的方面を統御するの作用を有す。主觀的品性徐々に發達し、兒童が能く自己決定をなし、自律的に、明瞭鞏固にして且斷乎たる判斷に基づきて、行動するに至り、訓練の事業は完成せらる。

訓練の方法は、之を分かつて(一)保持的訓練、(二)決定的訓練、(三)規正的訓練、(四)助成的訓練の四となす。(一)は同一の事情に於ては、常に同一の動作を爲す如く兒童を導き、(二)は兒童を助けて、正しき選擇決定をなさしめ、(三)は兒童の行動中、前後一貫せざるものあるを指摘して、行動に一定の主義あらしめ、(四)は兒童が一定の原則に従つて行動せんと欲して、未だ得ざるとき、助けて成功せしむる爲に之を行ふ。

要約

ヘルバルト派の學者

六、要約　ヘルバルトの學説は、身體の養護を省みず、實用的知識を輕視し、強ひて管理と訓練とを區別するが如き缺點を有し、且其の心理説は、今日にありては、陳腐に屬するものなれども、能く自家獨特の創見を以て、所謂科學的教育學を建設したる、理論的教育改良家としての氏の功績は、實に之を實地的教育改良家としてのベストタロチに比するを得べし。されば其の歿後、教育學の發達は、恰も衆星の北辰に共ふが如く、一に氏を中心として勃興せり。中にもテラー(一七八二年)は科學的教育學會、即ちヘルバルト會の會長となり、ライプチヒ大學に附屬教育研究所を起し、大にヘルバルト學風の鼓吹に努めて、教授の段階を修正し、且中心統合法及び開化史的段階説を首唱せり。さればテラーの系統に屬するものを特にヘルバルトチラー派と稱し、ヘルバルト派現

開化史的段階説

個々の心は長き能

其の階級ありしを

見れば世をけるものあり

人類開化の経路は人

の発達より致すものあり

本論 第二篇 第八章 第十九世紀の教育

村上俊江著
「ルバルト教育の歴史」
著者野史之助著
ライオン教育者

時の驍將たるライン(一八四七年)亦之に屬す。其他、現今ラインによりて經營せらるゝエナ大學教育研究所を設立し、力めてヘルバルトの教育學を實際に應用したるストイ(一八一五年)を始めとし、ヴァイツ(一八二一年)・デルベルト(一八二四年)・リンドネル(一八二八年)等は何れも知名の教育學者たり。

「生理學が身體を纖維より構成するが如く、心理學は精神を表象系列より、表象系列を單一の表象より構成す」。

「教育學の全體を通覽するに足るべき中心點は、心理的條件に従つて構成せられたる道德的品性なり」。

「教授の、究竟目的は徳にあり。されど此の究竟目的を達する爲に、更に他の近接目的を必要とす、興味の多方是なり。… 教示せられたる知識を保持し、尙進んで多くを得んとする人は、其の知識に對して興味を有するものなり」。

「教授は思想界の形成にして、教育は品性の陶冶なり。されど後者教育は

前者(教授)を措いて他に求むべからず。余の教育學の全體は此の一言に盡く。

五、スペンサー

スペンサーの傳記

傳記

Herbert Spencer

父は高等學校の教師なり。生來虛弱なりしかば、専ら家庭に於て教育を受く。十七歳にして鐵道技手となり、其の職にあること前後十年、轉じて雜誌エコーノモストの記者となり、職務の傍ら、専心學術の研究に従事せり。千八百六十一年「教育論」を出だせしが、



非常の高評を得、英國のみにも發賣高四萬部に及べりといふ。千八百六十二年始めて綜合哲學第一編を著し、爾來全勢力を傾倒して

教育說

自然科學の主義、實用主義

千八百九十六年、此の稀有の大著述を完成せり。千九百三年病を以て逝く。

千八百九十六年、此の稀有の大著述を完成せり。千九百三年病を以て逝く。

天祐八揮
斯教者稱

教育の目的

一、教育の目的 教育の目的は人をして、生活の各方面に於ける完全なる準備をなさしむるにあり。所謂完全なる生活とは即ち幸福なる生活にして、實用を以て其の主眼となす。彼の徒に古語及び古典を尊重し、實用を棄てて虚飾を先にする如きは、實に本末を顛倒せるものにして、古語の研究は、例へばオリノコ印度人が身に粉黛を施すが如く、單に紳士たるの裝飾に過ぎず。

完全なる生活と科學

二、完全なる生活と科學 完全なる生活活動を分類し、之を其の重要な度により順次列挙するとき、(一)直接に自己を保存する活動、(二)生活上必要なる物資を得て、間接に自己を保存する活動、(三)子孫の教養を目的とせる活動、(四)政治的及び社會的關係を適當に維持する活動、(五)趣味と感情の満足とに向けられたる種々の活動の五種となる。而して、是等

科學の價値

一、個人を幸福にする
二、精神的能力の訓練
三、道徳的宗教的善行

知育

諸種の活動の基礎となるべき知識は、生理學、數學、物理學、化學、生物學、心理學、社會學等の諸科學なり。加ふるに、科學は判斷、推理、記憶等の諸能力を練り、忍耐、誠實、謙讓、敬虔等の道徳心、宗教心をも起さしむるものにして、科學は實にあらゆる生活の根柢を成す。

三、知育 氏は知育に於てベスタロチの説を推獎し、進化論に基づきて、更に之を精練し、教授上左の諸原則を立てたり。

- 一、單純より複雑に進むべし。
- 二、漠然たる知識より、次第に明瞭にして確定せる知識に進むべし。
- 三、凡て課業は、具體的なるものに始まり、抽象的なるものに終るべし。

德育

四、**児童の教育は、歴史的に考察せられたる人類の教育と一致すべし。**即ち個人に於ける知識の發達は、一般人類に於ける知識發生の順序を逐うて進むべし。

五、**經驗より理論に進むべし。**

六、**児童をして、自ら研究し、自ら發展せしむべし。**

七、**児童に與へたる興味の多少は、教育法の良否を判斷する最後の標準なり。**

四、**德育** 德育に於ては、當時の教育が、児童を取扱ふこと頗る苛酷なるものあるに反對し、ルソーと等しく、**自然主義**を取り、**人爲的の懲罰を非難せり。**又**道德的早熟は、知的早熟と同じく有害なるものなれば、初めより高きを児童に望むことなく、先づ通常の行爲より始めて、徐々に之を誘導し、終に完全の自治に至ること、恰も野蠻人の道德より、文明人の**

體育

道德に進むが如くなるべしとせり。

五、**體育** 氏は又種々の方面より、**體育の必要を説き、教育第一の任務は先づ人をして、强健なる動物たらしむるにありとし、其の方法としては、純然たる自然主義を取り、飲食衣服等、凡て自然の欲求に一任すべく、自然的なる遊戯は、其の效果に於て、遙に體操に優るものありとなせり。**

六、**要約** スペンサーの意見は、**實利主義、自然主義の好典型にして、多くの點に於て、ロク及びルソーの所説と酷似せり**されど、**其の「教育論」は、氏自身も言へる如く、當時の英國教育を改良せんとせる一個の主張にして、固より、系統的に教育學を建てたるものにあらざれば、所説動もすれば、偏する所あり、直に取りて以て現時の法となすべからず。**氏の説は其の後明治十年代に於て我が國に傳來し、一時我が思想界

その後地者
英國
ロク
ルソー

を風靡したりき。

「精神の修練に於ても、生活の指導に於ても、科學は最も大なる價值あり。事物の意味を知るは、其の效果遙に言語の意味を知るに勝り、周圍の現象を研究するは之を文法、文字の學習に比して、遙に能く知的、道德的、宗教的訓練に適す。」

「自然は最も單純なる方法にて、道德的訓練の眞の理法と實際とを現示す。」

「訓練の目的は自ら支配する人を作るにあり、他より支配せらるる人を作るにあらず。」

「成效に對する第一の要件は『良き動物』(A good animal)たるにあり、國家を盛ならしむる第一要件、亦良き動物たるにあり。」

第三節 英國公衆學校とアーノルド

英國教育の特色は、品性の陶冶を重んじ、善良なる紳士の養成に向つて主力を集中するにあり。而して此の特色の最

公衆學校

も著しきものを公衆學校となす。

一、公衆學校

Public Schools

公衆學校は、英國に於ける第一流の中學校にして、凡て私人の經營に成り、毫も國家の干涉を受くることなく、極めて自由なる發達をなせり。生徒は多く上流社會の子弟にして、十二・三歳より十八歳乃至十九歳に至り、凡て寄宿舎に收容し、校長の大多數はケンブリヂ及びオクスフォードの兩大學出身にして、其の卒業生亦多く此の兩大學に入る。古來英國に於ける著名の人士にして、公衆學校の門を出でざるもの極めて罕なり。

寄宿制度

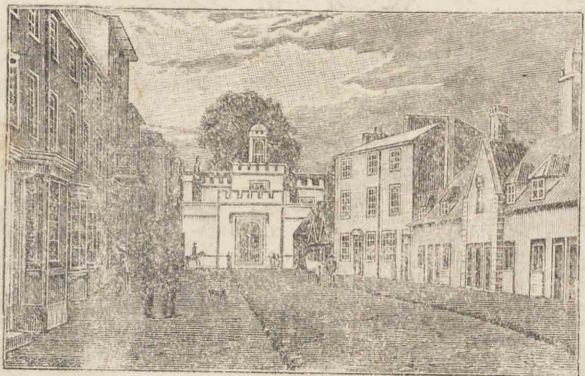
公衆學校の特色は、其の寄宿舎制度にあり。生徒は教場に於て、一定の學級に屬すると共に、寄宿舎に於ては、一定の寮舎に入り、一の寮舎と他の寮舎とは、運動競技及び其の他の團體的事業に於て互に相競争し、相互に品性を琢磨す。自由

の精神も服従の精神も之によりて磨かれ、誠實・公正等の諸徳も之によりて成る。教科は希臘・拉丁の古典を主とすれど

も、近時、歴史・地理・英文學・近世外國語(佛語及び獨逸語)・數學・理科等をも加ふるに至れり。

公衆學校中、最初のものはウインチェスター學校(一三八二)にして、イトン之に次ぎ、其の他は多く十六世紀の創立にして、何れも三百年乃至五百年の古き歴史を有す。

二、アーノルドの成績 公衆學校の校長中最も著名なるを、トマス・アーンノルドは英國カウズに生



正面より見たるラグビー學校

公衆學校

アーノルド (一七九五年—一八四二年)

まる。税關長の子なり。ウインチェスター公衆學校及びオクスフォード大學に學び、卒業の後、一時私塾を開きて、青年學生を教育せしが、千八百二十八年擧げられて、ラグビー公衆學校長となる。

アーノルドの教育法

アーノルド



は、第三として最後に來るべきものなりとし、此の方針の貫徹の爲に種々の批難と誤解とを顧みず、誠心誠意、學校の改善に身を捧げたりき。氏は從來公衆學校の二大傾向たる(一)

アーノルドは、當時公衆學校の

學風が、一般に知識の授與に偏するものあるを見、先づ教育の大方針を確立し、學校生活の目的は、第一に宗教的・道德的原理にあり、第二に紳士的行爲にあり、知的才能

自治の精神と、(二)下級生に對する上級生の權力の行使とを
 利用し、其の長所を發揮せしむると共に、短所は極力之を矯
 正し、他方に於ては宗教教育を盛ならしめ、最も生徒の虚偽
 を忌み、苟も不良の行爲あるものは、嚴罰を加へ、毫も假借す
 る所なし。曰く「生徒の數の多少は學校と多く關する所なし。
 唯、基督教的紳士の學校たらん事こそ必要なれ」と。

在職十四年ラクビーの校風頓に擧がり、基督教的紳士の
 理想は、校の内外に貫徹せる比、突如として登校執務中に病
 歿せり。されど、英國公衆學校の學風は、氏によりて一轉機を
 劃し、ウインチェスター及びハーロウの學校、先づ之に倣ひ、引い
 て全英國の公衆學校に及べり。當時動もすれば腐敗に傾か
 んとしつゝ、ありし公衆學校を改造し、之に陶冶的精神を注
 ぎしは、實にアーノルドの力にして、氏の名は英國教育の特

アーノルドは如何に生徒に對
 して其の長所を發揮せしむると
 共に、短所は極力之を矯正す
 る所なし。曰く「生徒の數の多少
 は學校と多く關する所なし。唯、
 基督教的紳士の學校たらん事こそ
 必要なれ」と。

中世の教育史
 現今教育の研究

社會的教育學
 發達の動機

色と共に長く教育界の瞻仰する所とならざるべからず。

第四節 社會的教育學の發達

以上の諸教育家は、何れも個人に重きを置き、個人を教育
 して、以て人の人たる所以のものを發揮せしめんとしたる
 ものにして、天賦人權自由平等等は實に十八世紀以後の常
 套語たりしなり。されど近時コムト(一七九八年)が社會學を
 唱へ出してより、社會に關する研究は漸く盛大に赴き、次い
 でダーキン(一八八〇年)の大著種の起原は生物進化論の發
 達を促して、從來の人生觀に變動を起し、他方には民族心理
 學の起るあり。次第に、個人は社會の有機的團體を離れて、意
 義を有せざるものなりとの信仰を高め、漸く社會的教育學
 の唱導せらるゝに至れり。社會的教育者は社會の**一の有機**
 的存在なることを認め、個人は社會の中に生まれ、社會の影

コムトの社會學
 民族心理學

社會的教育學
 の主張

響を受けて、始めて人たることを得となすものにして、彼等に從へば、社會的關係を離れたる個人は、恰も物理學上の原子の如く、單に抽象の結果たるに過ぎず。されば教育に於て個人の完成を圖るは、畢竟するに、社會の進歩を助くるの手段にして、教育究竟の目的は、被教育者に社會的意識を與へ、之をして能く社會の進歩に貢獻し得るに至らしむるにあり。固より斯かる思想は古代のスパルタ及び中世の寺院團體に於ける教育等に於ても、之を見ることを得れども、是等は、概ね毫も個人の價値を認めざりし點に於て、近時に於けるものと其の趣を異にせり。

社會的教育學者

始めて社會的教育學を説けるは、有名なる宗教學者にして、又教育學者たるシュライエルマッヘルにして、近時に至りてはウイルマン・ベルゲマン・ナトルプ等、盛に之を唱導せり。

Wilhelm Schleiermacher
Bergemann Natopp

シュライヘルマツヘル(一八三六—一八四八年)は獨逸のブレスラウに生まる。氏は教育の目的を以て社會の先進者が後進者に自己の有する心的財産を傳へ、彼等をして(一)之を尊重して其の現に屬する諸種の團體に適應し、且(二)是等の團體の不完全なる状態を補充し、前代よりの遺風を改良するに足るべき個性を保持せしむるにありとせり。斯く個人と社會との關係を重んぜし點に於て、氏は社會的教育學者の先驅と稱することを得べし。

ナトルプ(一八四一—一八八五年)は獨逸に於ける現今有數の哲學者なり。氏は教育の任務を以て意志の陶冶にありとなし、此の意志の陶冶は社會的生活を措いて他に求むべからずと説き、主意説の上に社會的教育學を立てたり。

ベルゲマン(一八二一—一八八六年)は生物學を基礎とし、歸納的に其の説を建てんと試みたり。氏の説に從へば、個人は其の身體精神共に社會の產物なれば、人は其の當然の責務として、社會を維持し、且之を發展せしめざるべからず、即ち教育の目的は、被教育者をして、自ら社會の一員たることを自覺せしめ、之をして能く獻身的に社會の文化に貢獻するに至らしむるにあり。

第五節 第十九世紀教育の約説

各教育家の主張

第十九世紀の教育は、概して之を前數世紀に於ける教育事業を綜合し、大成したるものと見ることが得べし。其の心理的傾向は主として教育の方法に關し、科學的傾向は教育の材料に、社會的國家的傾向は目的及び制度に關して、各前世紀の缺點を改善し、更に之を發展せしめたり。ペスタロチによりて、吾人は、兒童の心理的研究と、兒童に對する深厚なる同情とが教育事業の眞の根柢たること、教育は兒童の内部的發展を圓滿に助長すべく、しかも此の發展は、兒童自身の經驗と活動とに待つべき者なること、及び教育の基礎は家庭の感化にある事を學び、ヘルバルトによりて教育の中心目的が、道德的品性の陶冶に存することを教へられ、アイノルドは之を英國に實現せり。フレイベルは兒童の本性的活動的なるを認め、自己活動を以て教育の最高原則となし

教育各方面の改善

て、之を幼稚園に適用し、スペンサーは科學の價値を高潮して、教育の實利的なるべきを説き、最後に社會的教育學者は社會對個人の關係を科學的に論定し、教育の目的を以て善良なる公民の養成にありとし、個人の人格を完成し、よりて以て社會の發達に貢獻せしむべしと唱へたり。今此等諸教育家の努力が、教育の各方面に對して、如何なる影響を與へたるかを更に考察すれば、大凡左の如し。

一、教育の對象
 ロック及びルソーは單に貴公子の家庭教育を説き、新人文主義は専ら力を中等學校以上に注ぎ、未だ普通教育に及ばざりしが、十九世紀に入るに及び、一面には多くの教育學者が、兒童心性の發達に注意を向け、一樣に兒童の教育法に主力を注ぐあり。他面には國家主義の次第に勃興するあり。相待ちて普通教育の發達を促し、嘗てルーテ

ルの想定し、コメニウスの學校系統中に示されたる平民の教化は、始めて完全に實現せられ、同時に凡ての教育機關を國家の手に統一するに至れり。

二、教育の目的 十八世紀の個人主義より、十九世紀後半の社會主義に移る徑路は已に之を説けり。實に國家主義は十九世紀後半に於ける一大特徴にして、此の點に於て十八世紀の思潮と對角線的に相對立す。

三、教育の内容 教育の内容に關しては(一)教育の世俗化せること、及び(二)實利的となれることの二者を擧ぐることを得。前者によりて宗教教育は次第に勢力を失ひ、宗教と教育とは相分離し、後者によりて、自然科學は教科の主位を占め、從つて古語の研究を制限し、其の結果教育と實際生活との接近を促し、實業教育・補習教育等の發達を見るに至れり。

四、教育の方法 されど、十九世紀の教育に於て最も顯著なる進歩を見たるは、其の方法に對する方面にして、心性の開發、多方の興味、兒童の自己活動等の唱導により、十八世紀に於けるルソーの改革的主張は、着實に具體的に實行せらるゝに至り、注入的・服從的なりし教授は、一轉して自由なる發動的教授に進めり。

第九章 教育最近の發達

最近の發達

「如何なる目的に向つて、如何に兒童を教育すべきか」とは常に解決せられつゝ、しかも永久に解決し盡くす能はざる大問題なり。第十九世紀に於て、教育は前古比類なきの發展を遂げたりと雖も、是によりて教育上の問題を悉く解決せりとなすは誤れり。教育は時代に適應せざるべからず。時勢

の推移、學術の進歩に伴なひ、二十世紀には亦自ら二十世紀の問題あり、故を以て現世紀に入るや、多くの教育學者は十九世紀の遺産を繼承し、更に新なる努力を以て諸種の研究に従事し、最近十數年に於て、教育上の新運動は至る所に勃興せり。吾人は本章に於て、是等最近の發達につきて、極めて簡單なる鳥瞰的觀察を試みんとす。

實驗教育學

一、實驗的研究の進歩

十九世紀の半に起れる實驗心理學の發達は、延いて其の勢力を教育にも及ぼし、一方に於て兒童研究の進歩すると共に、他方に於て、教育的事實を實驗的に決定せんとする實驗教育學の發達を促せり。實驗教育學は其の端緒を、千八百七十年代に於ける疲勞の研究に發し、爾來年を追うて隆盛に赴き、之が爲に教育實驗場の特設をも見るに至り、二十世紀に入りて始めて稍、系統を組織す

他人
字一ぶノ標

兒童研究

高知チノマン

各學科ノ研究ニヨル

二、各種ノ研究ニヨル

系統計

疲勞ノ研究
實驗場

實驗教育學ノ知識

二、實驗場

主意的傾向

實驗教育學ノ知識

疲勞ノ研究

心的作業ト疲勞研究

主意的傾向

心理
カハリス

此亦競争

手工的陶治

手工的陶治

波動主義
カウカント

るに至れり。兒童研究及び實驗教育學は目下獨米に於て最も盛に行はれ、獨のモイマン・ライ、米のソーンダイクス・スタンリー・ホール等は其の巨擘たり。

二、主意的傾向

ヘルバルトは諸種の精神作用中、特に知識を重んじ、其の教授論は、主知的心理學の上に築かれたり

き。然るに近時ヴント等によりて唱導せらるゝ主意的心理學は、心理學者間に勢力を得、加ふるに十九世紀以後に於ける激甚なる生存競争は、益、強固なる意志の必要を感ぜしめ、教育に於ても主意的傾向を高潮し、創作的作業を重視するに至れり。是れベスタロチ及びフレイベルのヘルバルトに比して、一層近代のなりといはるゝ、所以にして、彼の獨逸に於ける勤勞學校の主張の如きも、此の影響を受けて立てるものなり。勤勞學校には(一)特に手工的陶治を重んじ、手工中

自由教育
モンテッソーリ
エレンケイの世紀

心主義を取れるものと、(二)従來の受動的學習に偏せる學校、即ち學習學校に反對し、兒童の自己活動によりて教育の全方面を一貫せんとするものとありて、所説必ずしも一ならざれども、意志活動を重んずるの點に於ては、二者其の軌を一にせり。

自由教育

三、自由教育の主張 從來の畫一主義に反對し、兒童の個性を尊重し、其の自由を主張するものにして、或は之を兒童本位の教育とも言ひ、エレンケイの「兒童の世紀」の如きは、此の思潮を代表す。有名なる伊太利のモンテッソーリの教育法は、斯かる主張と主意的傾向とを、幼兒の保育に適用せるものなり。

特殊教育

四、特殊教育の發達 十九世紀に於ける普通教育の普及は、更に進んで個性研究の進歩となり、特殊教育の發達とな

マイハイム編制法
シンギンカ

村岡厚村
林敏雄氏
瀧天宮校

其の他の運動

り、盲啞・病弱兒・不良兒・低能兒及び穎才等に關する特別の教育、亦近時盛に研究せらる。

其の他、宗教・道德・科學・藝術の各方面を包括せる全人格の完成を計るを以て、教育の目的となし、中にも最も情意の陶冶を重んじ、教師の人格による直接の教育と、心情に訴ふる教授とを主張して、方法過重論に反對せる人格的教育學、獨逸ハンブルグを中心として起り、藝術的趣味を一般に普及せんとする藝術教育の運動、教育の目的を以て優良なる國家的公民の養成にありとする國家的公民教育の主張、亦現時に於ける主要の傾向なり。中にも國家的公民教育説は十九世紀に發達せる國家主義を受けたるものにして、現時の大戦に於ける教訓により、益、其の根柢を固め、今や最も有力なる一大思潮を成せり。

人格教育
フツデー
リヒトホルク
ウエーバー
公民教育
ケルゼンスタイン
フェルンスタ

第十章 歐米の學制

第一節 獨逸

獨逸は二十六の聯邦より成り、教育制度の如きも、各聯邦により多少其の趣を異にせり。今之が代表者として各聯邦の模範と見るべき普魯西につきて述べん。

普魯西に於ける普通教育の發達、及びフレデリキ大王の功績につきては、已に之を述べたり。下つてフレデリキ・ウイ・ル・ム二世は千七百九十四年に、普通國法を制定し、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに蹂躪せられたる國力の恢復は、教育の力を措いて、他に之を求むべからずとなし、留學生を瑞西に派して、ペスタロチの新教育法を學ばしめ、大に普通教育を振興し、爾來教育は駸

達
普國學制の發

現時の學制

駸として發達し、終に今日の盛況を見るに至れり。

全國の學事は文部大臣之を總攬し、全國を十二州に分ち、各州に州學務局を置く。各州は、又之を二乃至六縣に分ち、各縣に縣學務局を置く。州學務局は主として中學及び師範教育を、縣學務局は初等教育を管掌す。縣は更に郡・町村に小分され、各事務官吏及び視學を置けり。

國民學校

兒童は滿六歳にして國民學校に入り、八ヶ年の義務教育を受く。國民學校は無謝儀にして、多級小學校、單級小學校、半日學校の三種あり。學科は宗教、國語、直觀科、歴史、算術、幾何、理科、地理、圖畫、書方、唱歌、體操及び裁縫(女)となし、宗教を以て道德教育に資し、別に修身科なるものを置かず。又劣等生の爲に補助學級又は補助學校を置くものあり。國民學校の卒業生は補習學校に入る。補習學校は多くは強制の制を取り、主

補習學校

中學校

として職業的教育を施す。

中學校の多くは國民學校と聯絡を有せずして、其の下に三ヶ年の豫備科を置く。故に獨逸中流以下の子弟は國民學校に入り、中流以上の子弟は、始めより三年課程の中學豫備科に入り、社會の階級により學校の種類を異にす。中學校は其の教授する語學の種類に應じ、分かつて、文科中學校・實科中學校・高等實科學校の三種となし、近時改良中學校なるもの、亦各地に起れり。修業年限は共に九ヶ年にして、九歳より十八歳に至る。

女學校

高等女學校は滿六歳にて入學し、修業年限十ヶ年にして、其の上に高等科及び大學豫備科を置き、前者は更に之を専ら賢良なる家婦を養成せんとする婦人級と、教員養成所との二者に區分す。

大學

中學校の卒業生は大學又は高等專門學校に入る。大學は神學・醫學・法學・哲學(我が國の文科及び理科に當る)の四分科に分かる。凡て自由聽講の制を取り、一定の期間在學、最少限三ヶ年(せるものは、ドクトルの試験を受くることを得)。

教員養成機關

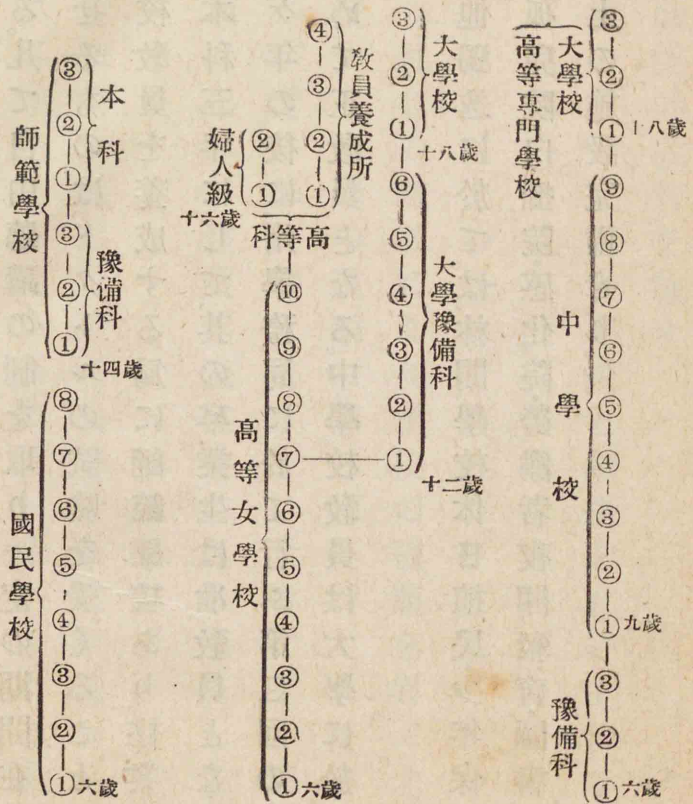
小學校教員を養成する爲に師範學校あり。修業年限は豫科三年、本科三年にして、其の卒業生は准教員となり、二ヶ年乃至五ヶ年の後に、州學務局に於て行ふ第二回の試験を受けて、始めて正教員となる。中學校教員は大學に於て之を養成す。

其の他獨逸に於ては、林間學校・休日植民・少年保護所・幼兒預り所・孤兒院・白痴院・感化院・勞働者夜間教育・圖書館等種々の教育上の施設完備せり。

佛國教育發達の狀況

第二節 佛蘭西

佛國の國民教育は、十八世紀後半に於けるエスイタ派の



革命以前の佛國の學校 (ボアッ作金 屬版より)



排斥にはじまる。ラ・シャロッテ (一七七〇—一七八五年) は千七百六十三年、

始めて教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教教育排斥の先鞭を著けたりしが、偶、佛國大革命の起るあり、自由、平等に關する國民の意識著しく發達して、國民教育の必要は革命家によりて、盛に唱導せられたり。次いでナポレオン一世位に即くや、フランス大學を創設 (一八〇六年) して全國の教育を統轄するの方針を立てしも、小學校は依然として、宗教團體の手にあり、其

の教育は、英國より移入せる相互教授法によりて行はれた
 りき。越えて千八百三十三年、ルイス・フイリポは時の文部大
 臣ギソー(一七八七—一八七四年)をして、小學校令を發布せしめ、公立小
 學校Charity schoolを設け、教育を以て國家の事業となせり。千八百七十年
 獨逸と戦うて大敗するや、益、教育の必要を感じ、千八百八十
 二年、義務教育制度を確立し、同八十六年愈、教育の權を僧侶
 の手より奪ひ、**強制無謝儀宗教に獨立なることを以て其の**
三綱領となし、更に千九百〇四年の法令によりて、普通教育
を行ふ宗教學校を凡て閉鎖せり。

現時の學制
文部省

佛國の學制は畫一主義により、幼稚園より大學に至る迄、
 整然たる秩序を爲せり。文部大臣は全國の學事を總攬し、同
 時に巴里大學の總長たり。其の下に高等教育會議ありて之
 を補佐す。全國を十七大學區に分ち、各大學區に各一大學

あり。大學總長は、該學區内の中等教育及び初等教育を監理
 す。文部省には視學官あり、各縣、各郡亦視學官ありて、視學制
 度能く整へり。

母親學校

初等教育を施すべき學校は(一)母親學校(二)尋常小學校及
 び補習學校(三)高等小學校(四)徒弟學校及び實業補習學校等
 なり。母親學校は、幼稚園に匹敵するものにして、滿二歳より
 六歳に至る幼兒を保育す。母親學校若しくは小學校に附屬
 して、幼稚科なるものあり、五歳より七歳に至る兒童を教育
 す。尋常小學校は六歳(幼稚科よりする者は七歳)より十三歳
 に至る兒童に、義務教育を施す所にして、教科目は修身及び
 公民科、讀方、書方、佛語、算術、歴史及び地理、實物教授及び自然
 科學、初歩農業、圖畫、唱歌及び手工、體操、裁縫(女兒等なり)。學校
 に於ける宗教科を廢して之に代ふるに修身及び公民科を

尋常小學校

補習科及び高等小學校

中學校

大學

以てし、日曜以外一週一日の休暇を與へ、此の日に於て宗教教育を受けしむることとせり。又特に試験を重んじ、兒童十二歳以上に達するときは、初等教育の試験を受け、及第せるものに限り義務を免除せらる。

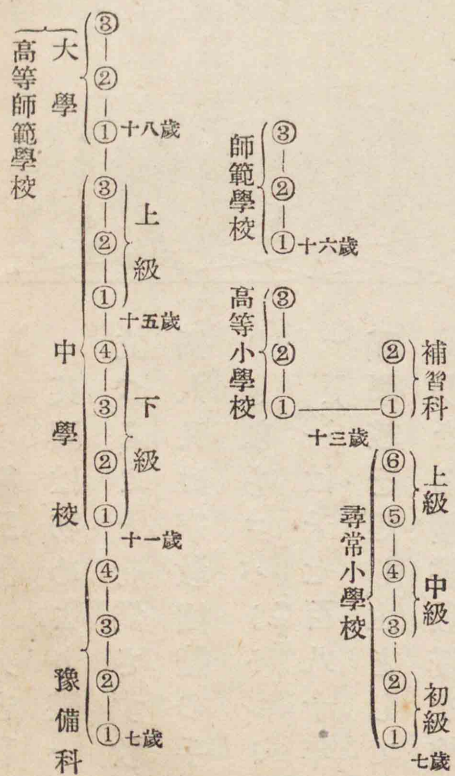
高等小學校の課程の尋常小學校に附設せらるゝものを補習科と稱し、獨立せるものを高等小學校と稱す。前者は修業年限一ヶ年若しくは二ヶ年、後者は三ヶ年を本體とし、多少の伸縮を許せり。

中學校 國立のものをリセー、地方立のものをコレージュといひ、修業年限本科七ヶ年にして、其の下に四ヶ年の豫備科を置く。豫備科は七歳より入學を許可す。女子の中學は十二歳にして入學を許し、五ヶ年の修業年限を有し、其の下に豫備科あり。大學は神學科・文學科・理學科・法學科及び醫學科

教員養成機關

の五分科に分かる。

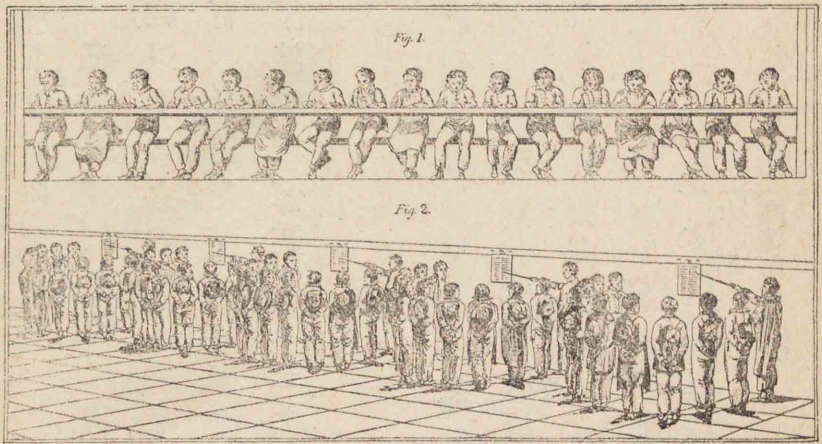
師範學校は各縣に男女一校づつあり、滿十六歳以上十八歳以下のものを入學せしめ、修業年限三ヶ年にして、初等教育の教員を養成し、中學教育及び高等小學校の教員は、高等師範學校(修業年限三ヶ年)に於て之を養成す。



英國教育發達の状況

相互教授法

(千八百三十一年)
「英國及外國學校協會」出版
第一圖 兒童の筆寫
第二圖 五人の助手による課業。兒童は床の上に刻まれた線の上で立つ。



英國は初めより畫一の學制を立つることを爲さず、教育は永く個人又は宗教團體の手に委したりき。即ち、ロバート・レイクス(Robert Raikes) (一七五七—一八一八) は千七百八十年を以て日曜學校を起し、主として宗教及び簡易なる讀書教授を施し、次いでアンドルー・ベル(Andrew Bell) (一七五三—一八三二) ジョセフ・ランカスター(Joseph Lancaster) (一七七八—一八三八) の二人、時を同じうして出で、年長者を助手とせる相互教授法を創め、普通教育の振興を計りしが、十九世

紀の始に於て英國及び外國學校協會・國民協會の二協會起り、ベル・ランカスターの趣旨により、相競うて、學校を設立し、普通教育の普及を計れり。是に於てか、政府は千八百三十三年以來、兩協會に補助金を支出し、後、中央政府に教育局を設けて、其の事務を司どらしめたり。千八百七十年小學校令を出して、就學強制の法を定め、始めて公立の小學校を認めたり。爾來幾多の改良を経て、強制教育の制度次第に確立し、千九百二年には、更に新教育令を出して、初等教育及び中等教育の統一を企て、千九百六年の法令にて、一層之を完成せり。

文部省は全國の學事を統轄し、省内に教育評議委員及び視學官あり。又全國を幾多の學區に分ち、區毎に學校事務局を置き、其の委員は學區内に於て公選せらる。

英國の學校は凡て自由の發達をなし、私立學校主義なり

現時の學制
文部省

小學校

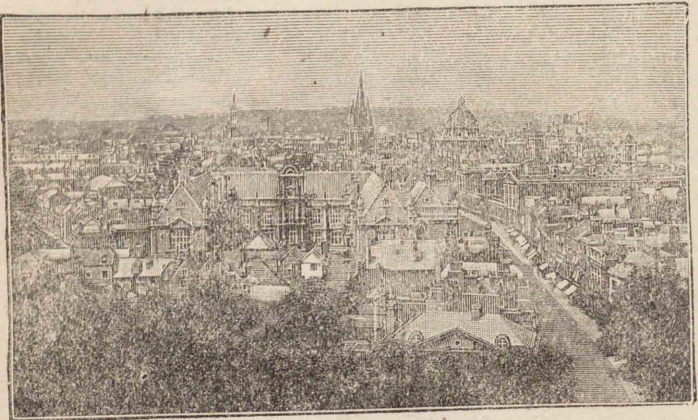
しを以て、小學校に於ても私立多くして、公立のもの甚だ少し。學齡は五歳より十四歳に至り、之を收容する小學校は、**幼児科**及び**小學部**に分かれ、**幼児科**は五歳より八歳に至り、八歳にして**小學部**に入る。小學部の教科は國語・書方算術・圖畫(模型製作を含む)・觀察科及び自然研究・地理・歴史・唱歌・衛生及び體操・家事(女兒)にして、又臨時に修身の道を授け、公立小學校に於ては、特定の宗教を教授せざるを以て、本體となせり。十二歳以上に達して一定の試験に合格せるものは、就學義務を免除せらる。

中學校及び大學

中學校及び**大學**は、凡て私立にして、極めて自由なる歴史的發達をなし、政府は之に干涉せず。従つて教科目修業年限(中學校は多く十二三歳より十六七歳に至る)等一定せず。各學校は各特色ある發達をなせり。其の教育は一般に運動・競

教員養成機關

オックスフォード大學



技を奨勵し、寄宿舎の生活を重んじ、紳士を養成するを以て其の眼目とせり。中學程度の學校にては、**イートン**・**ハーロー**・**ラグビー**を始め、多くの公衆學校、大學にては**オックスフォード**・**ケンブリッジ**最も有名なり。

教員の養成につきては、種々の方法存せしが、現今最も廣く行はるゝものは、**學生教師組織**なり。其の法、中等學校在學生中、年齢十六七歳にして、教員を志望せるものを募り、一定の學資を與へて、其の學校にて修學せしめ、然る後一ヶ年間小學校に於て實地の練習をなさし

む。練習を終りしものは、更に師範學校に進み、一定の試験に合格せる後、始めて正教員となる。

彼の英・米・獨・佛等に行はるゝ大學擴張の運動は、千八百七十三年其の起原を英國に發したるものにして、目下同國に於て最も盛に行はる。

第四節 米 國

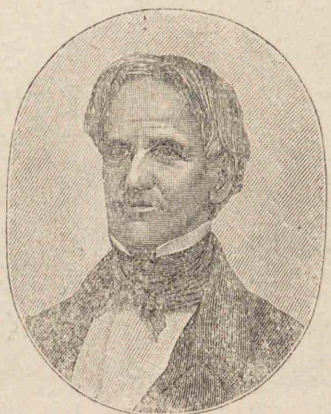
始め北亞米利加に移住せし歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響を受け、學術に對する趣味深かりしを以て、學校を設くる事亦甚だ早く、マサチューセツ州の如きは、千六百四十二年に於て、已に強制教育令を布き、無月謝の公立小學校を有したりき。されど、其の後戰亂の爲に教育は一時頓挫し、十九世紀に到りて、再び隆盛の氣運に向へり。而して、此の發達に與りて功績あるをホーレス、マン(一七九六年—一八五九年)と

米國教育の發達の狀況

Horace Mann

現時の學制

ホーレスマン



なす。氏は千八百三十七年、當時新に設けられたるマサチューセツ州の教育局長となり、其の職にあること十二年、ベスタロチの主義に基づきて種々の教育的施設をなし、或は義務就學の法令を定めて普通教育を振興し、或は校舎の設備を完全ならしめ、教師の待遇を高め、或は師範學校を設立する等、效果大に見るべきものあり。其の後各州の教育は何れも範を之に取り、争うて教育局を設け、

米國の教育、爲に面目を一新せり。米國は最も自由を尊ぶの國なるを以て、教育は之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局専ら其の州の教育事務を掌り、全國統一の制度あることなし。千八百六十

小學校

七年内務省に國立教育局を設けたれども、こは唯學事に對する諸般の調査報告を爲すに止まり、何等教育上の指揮監督を爲すものに非ず。従つて強制教育の採否、修業年限の長短、教科目、就學の年齢等州に從つて異同あり。

されど現今多くの地方に於ては強制教育を施し、小學校の修業年限を八ヶ年となすもの最も普通なり。小學校は之を通常二部に分かち、(一)尋常小學校は六歳より十歳に至り、(二)高等小學校は十歳より十四歳に至る。兒童は貴賤、貧富の別なく、悉く同一小學校に就學すること、獨佛と全く其の選を異にせり。宗教科は擧げて之を家庭に委ね、又小學校に附帶して職業的陶冶を施すもの多く、其の教育は著しく實利的、自治的の傾向を有せり。教師の多數は、女子にして、學校教師といへば直に女子を聯想せしむ。

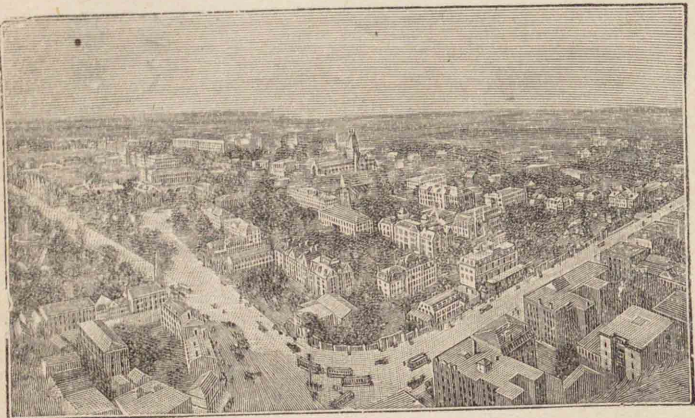
中學校

中學校は通常修業年限四ヶ年にして、月謝を徴せず、其の

男女共學

大學

ハーヴァード大學



教育は、常に社會の實際的方面に着眼し、常識の養成を主として、知識の高遠を求めず、専ら社會に活動し得べき資格を與ふるに注意せり。大學は修業年限四ヶ年のもの多く、ハーヴァード大學及びエール大學最も有名なり。

米國は女子の爲に學校を特設すること尠し。されど、下、小學より、上、大學に至るまで男女共學の制行はるるを以て、女子にして高等教育を受けるもの甚だ多く、従つて女子の社會上に於ける地位一般

教員養成機關

に高しとす。

教員養成の爲には、師範學校、及び大學の教育部あり。師範學校は中學校卒業生を入學せしめ、修業年限二ヶ年のもの多く、生徒は男子よりも女子の數遙に多し。

第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 明治初年の教育

明治元年三月十四日、明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天地神祇を祭り、五箇條の御誓文を宣せらる。是れ開國維新の國是にして、教育の大方針亦是に於てか昭乎として明らかなり。故を以て維新以後に於ける教育上の施設は、一として「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク」智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に基づかざるはなく、明治初年に於ては、特に、皇道を振起し、且漢土西洋の學を採りて、國運の發展に資するを以て、其の理想となせり。

明治元年、政府は仁孝天皇の建て給ひし、京都學習院を再興し、大學寮代となして、公卿教育の端緒を開き、江戸の昌平

醫學所開成所を復興し、四方の碩學を徵して、之が教授に任ぜり。次いで大學寮代を廢し、京都に皇學所及び漢學所を開き、國體を辨明し、名分を正し、「漢土西洋の學を以て共に皇道の羽翼たらしむるの趣旨に基づきて教育を施せり。

明治二年昌平黌を改めて大學と稱し、皇漢兩學所を廢し、開成所を大學南校、醫學所を大學東校と改稱す。小學校は明治二年始めて京都に設け、同三年東京に六校を開きたれども、未だ大に普及するに至らず。明治四年大學を廢して、新に文部省を置き、教育事務を總判せしむることとなし、同時に大木喬任を以て文部卿に任じ、始めて教育専門の官省を置けり。

私立學校にては安政五年の設立に係る福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社(文久三年創立)、中村正直の同人社(明治六年創立)等

文部省の設置

私立學校

最も有名にして共に、明治の文運に貢獻する所大なり。

第二章 學制時代の教育

學制の頒布

教育制度 明治五年八月太政官の布告を以て、學制を頒布せり。學制は實に大寶令以來、教育に關する法令の嚆矢ともいふべく、概ね其の範を彼のナポレオン一世の立案に係る佛國の制度に取り、之に多少の改變を加へたるものなり。今其の概要を擧ぐれば、全國の學制は之を文部省一省に統べ、全國を大分して八大學區となし、每區に大學校一箇所を置き、一大學區を三十二中學區に區分し、每區に中學校を置き、一中學區を更に小分して、二百十小學區となし、每區に小學校一校を置く。即ち小學校は全國を通じて其數實に五萬三千七百六十校に上るべく、當時の人口約六百に對して一

校の割合なりき。

大學區には督學局あり、中學區には學區取締あり。學區取締は、區内一般人民の子弟の就學勸誘及び督勵をなし、學校の設立保護、其の他一切の學務を擔任す。而して小學校は尋常小學(上下二等)、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學及び癡人學校に、中學校は上下二等に、大學の學科は理學、文學、法學、醫學の四科に分かる。其の他、學制には師範教育、教員生徒及び試業、海外留學生、學費等に至る迄悉く規定し、章を重ねる二百十三、頗る周密老大を極めたり。

學制の主旨

學則の主旨を明らかにせるものは、學制と同時に仰せ出されたる布告にして、實學の獎勵と普通教育の普及とを以て二大綱領となす。其の文に曰く。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を盛にして、以て其生を遂ぐるゆ

ゑんのものは、他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄、凡、人の營むところの事、學にあらざるはなし。人能くその才のある所に應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て、生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりしてかかる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至つては、之を度外におき、學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立てるの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尙に似たりといへども、之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなはち沿襲の習弊にして、文明普ねからず、才藝長ぜずして、貧乏

破産喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは、學ばずんばあるべからず。之を學ぶに、宜しく其旨を誤るべからず。之に依て、今般文部省に於て學制を定め、追、教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民華士族農工商及び婦女子、必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず、學に従事せしめざるべからざるなり。高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は、男女の別なく、小學に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事。

但、從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て、學費及其衣食の用に至る迄、多く官に依頼し、之を給するに非ざれば、學ざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきもの也。自今以後、此等の弊を改め、一般の人民、他事を抛ち、自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事。

右之通被 仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄、不洩様便宜解釋を加へ、精細申諭、文部省規則に隨ひ、學問普及致候様方法を設可施行事。

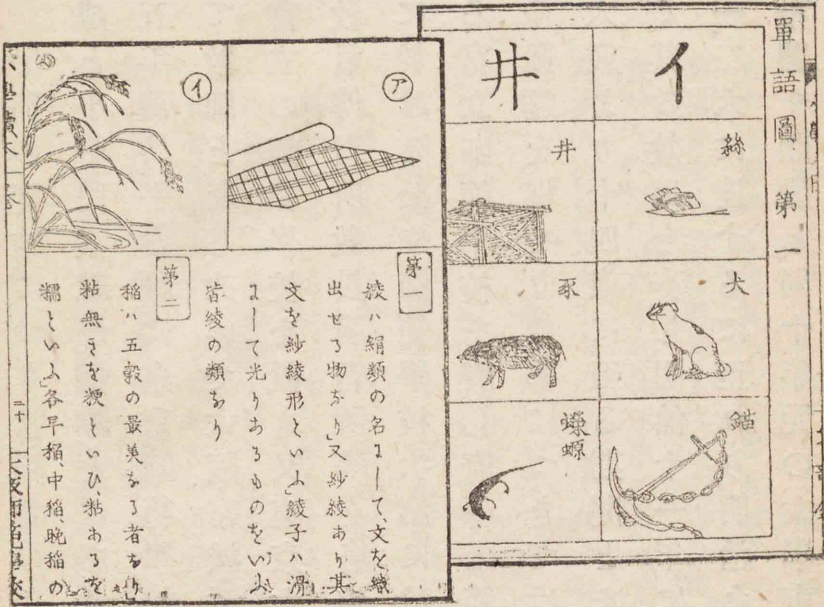
大學の設置

學制の實施につき當局者の最も力を致したるは、教員養成と小學兒童就學督勵とにあり。教員養成につきては明治五年舊昌平饗趾に東京師範學校を起し、米人スコトを聘して教師となし、次いで大阪・宮城・愛知・廣島・長崎及び新潟に各官立の師範學校を置き、又東京女子師範學校を開き、短期の教員傳習所、教員講習所等を各地に設置せり。其の後各府縣に於ける公立師範學校次第に整頓するに及び、地方に於ける官立師範學校を廢し、府縣師範學校補助金を分與して、其の發達を促せり。就學につきては、明治八年學齡を定めて滿六歳より十四歳に至る期間となし、督勵怠らざりしかば、漸く其の効果を奏し、明治十一年には、學齡兒童中就學歩合四一、二六に達するに至れり。明治九年東京女子師範學校に幼稚園を開設し、同十年元の大學南校及び大學東校を合せて

教育思想

明治初年の教科書

右は小學入門八枚裏、左は小學讀本卷一第二枚表、共に文部省の編纂にかゝる。



東京大學と稱し、法學、醫學、理學、文學の四學部を置く。教育思想 學制は其の範を佛國に取りしも、教育思想に至りては、一に米國を宗とし、文部省にはモレーあり、東京師範學校にはスコットあり、學則の立案、教授法の研究等、凡て米國式にして、當時文部省に於て翻譯刊行せし著書は、ウイケルシヤムの學校通論、ハートの學室要論を始め、

ページの教授論、ノルゼントの小學教育論、カルキンの庶物指教に至る迄、悉く米國人の著述にかゝるものなり。是等の著書は何れも教授管理の方法を斷片的に述べたるに止まり、ページの書がベストアロチに倣うて、自然主義を取り、人性の自然的・調和的發展を説ける外、特に教育の主義を系統的に論述せるものあらざれども、其の實利主義に偏したるものなるは疑ふべからず。従つて當時の理想として、重きを知力の開發に置き、實利的に馳せ、國民道德の涵養は寧ろ之を第二位に置き、明治初年の理想たりし皇道の振起は、全く之を遺却せるの感なくんばあらず。是れ實に從來の儒教主義に對する一時の反動にして、獨り官立學校のみならず、私立學校に於ても、慶應義塾の如きは、盛に實利主義の鼓吹に力めたり。福澤翁が其の著西洋事情の卷頭に題して、蒸汽濟人、

電氣傳信、四海一家、五族兄弟といへるは、最も能く當時の啓蒙思潮を代表せるものと見るべし。

第三章 教育令時代の教育

教育令の發布

教育制度 學制は之を制度として見るときは、秩序整然、規模宏大の觀あれども、餘りに翻譯的にして、畫一急進に失し、且我が國經濟事情の未だ此の大理想に副はざるものあり。加ふるに西南戦争は其の實施に一大打撃を與へたれば、明治十二年九月を以て學制を廢して新に教育令を出だせり。

教育令は大・中・小學區の制を廢し、各町村をして小學校を設置せしめ、學區取締に代ふるに、町村人民の選舉に係る學務委員を以てし、義務教育年限を十六ヶ月と定め、兒童に體

罰を加ふるを禁じ、其の他諸種の規程は單に大綱を示すに止まりて、毫も細節に及ばず、大に町村の自治に一任せり。此の如きは是れ實に學制時代の干涉に對する反動にして、又一時民間に流布せし佛國自由主義の反響に外ならず。されど、當時の人心尙未だ幼稚にして自治の精神に乏しかりければ、教育令は聊か放任に失したるの感あり、再び明治十三年十二月改正教育令の發布となる。

改正教育令の發布

改正教育令に於ける改正の要點は(一)各町村は府知事、縣令の指定に従ひ、獨立に或は聯合して、其の學齡兒童を教育するに足るべき一個若しくは數個の學校を設置すべきを定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且該委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の設置・廢止の管理を嚴にし、(五)師範學校の設置を強制したる等にして、法令

教則大綱

は漸く精密となるに至れり。越えて十四年小學校教則綱領、**中學校教則大綱**、**師範學校教則大綱**を定め、教育令實施の**方法**を示せり。

高等女學校

小學校以外の學校にありては、**中學校**は小學校の發達に伴ひて増設せられしも、管理の嚴ならざるが爲に、其の施設甚だ區々なりしを、中學校教則大綱によりて整頓し、**女學校**は明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け、從來東京女學校(明治五年設置)等に行はれし如き歐風の女子教育を刷新し、始めて我が國情に適したる教育を施せり。而して是れ實に本邦に於て高等女學校なる名稱を用ひたる嚆矢なりとす。**教員養成機關**は各府縣師範學校次第に整頓し、之と同時に、中等教員養成の機關たる東京師範學校亦漸く發達し、且體操傳習所(明治十一年)、音樂取調掛(明治十二年)を置きて、體

盲啞教育

操及び音樂の教師を養成せり。改正教育令の效果は一時甚だ顯著なるものありしが、明治十七年前後に於ける經濟界の不振は、教育界に一大打撃を與へ、爲に政府は經費節減の趣旨に基づき、明治十八年八月再び**教育令**を改正し、土地の情況により小學校教場の制を設け、小學校よりも一層簡易なる教授をなし得るの制を立てたり。されど發布後僅かに八ヶ月にして、學校令之に代るに至れり。

特殊の教育としては、盲啞教育始めて此の期に發達せり。即ち明治十一年京都に私立京都盲啞院なるもの起り、次いで明治十二年大阪府に模範盲啞學校を、同十三年東京に私立の共立訓盲院を開く。共立訓盲院は明治十八年文部省の直轄となり、二十年始めて、**東京盲啞學校**と改稱し、四十三年又盲學校と聾啞學校との二校に分かたるゝに至れり。

其の他の教育
事業

其の他此の期間に於ては、前記の私立學校の外に、早稻田
 専門學校(明治十五年創立)、濟生學舎(明治九年創立)、同志社(明治八年創立)及び明治
 十三年以來起れる法律専門學校の漸次隆盛に赴むくあり。
 諸種の教育會亦組織せられて、明治十六年には大日本教育
 會(現今の帝國教育會)創立せらる。又神宮皇學館及び東京大學内、古典
 講習科の設置(共に明治十五年)の如きも、國粹保存の一表徴として
 注目に價すべきものなり。

教育思想

教育思想

教育令時代の思想は、前期と同じく實利主義
 全盛を極め、スペンサーの教育論、ベインの教育學等最も愛
 讀せられ、教育以外の書籍にてはスペンサーの哲學、ミル・ベ
 ンタム等の倫理學廣く行はれたり。而して是等は何れも實
 利主義、功利主義を宣傳せるものに外ならず。又一方に於て
 は明治十一年伊澤修二、高嶺秀夫の二氏が米國より齎し來

れるベスタロチの開發教授法は一時に勢力を得、明治十五
 年には伊澤修二の教育學、公にせらる。是れ邦人の手に成れ
 る教育學書の嚆矢なり。斯くて實利主義と開發主義とは相
 合して、偏に知力の啓發に注意し、教育の主知主義に陥れる
 こと、西洋十八世紀の啓蒙思潮と頗る相似たるものあり。開
 發主義に交ふるに實利主義を以てせる、米人ジョホノトの
 教育學が廣く世に行はれたる、亦故なきにあらず。加ふるに
 一般の人心甚だしく歐化主義に流れ、盛に自由民權の説を
 主張し、ひたすら歐洲の思想に心酔して、我が國固有の長所
 を没却せんとす。是に於てか一部人士中には國粹の保存を
 唱へ、歐化の大勢を牽制せんとするの運動起り、時の文部卿
 福岡孝悌は明治十四年小學校教員心得(新撰小學校管理法
 第二編第六章參照)
 を出し、明らかに尊王愛國の大義を鼓吹して、德育の重きを

諭し、人を導きて良善ならしむるは、多識ならしむるに比し、一層緊要なるを道破せり。又翌年勅撰幼學綱要を全國の各學校に頒ち、明治十五年軍人への勅諭を下し給ひ、各種の方面より國民道德の振興を計られたれども、大勢の赴く所如何ともすべからず、歐化の潮は俄に防止するに由なかりき。

第四章 學校令時代の教育

第一節 學校令の發布

明治十八年官制の大改革あり。森有禮(二五〇七―二五〇九)新に文部大臣に任ぜられ、其の多年海外にありて得たる所の新知識と、實務に於ける經驗とに基づきて、教育法令の大刷新を行へり。即ち明治十八年文部省に視學官を置き、十九年帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通則を發

學校令の發布

學校令の概観

布せり。世に稱して學校令といふものは是なり。

學校令によれば、小學校、中學校及び師範學校は、各尋常、高等の二等に分かれ、大學は大學院及び法、醫、工、文、理の五個の分科大學に分かれ、高等小學(修業年限四箇年)を卒業せる者は、次第に尋常中學校(修業年限五箇年)、高等中學校(修業年限二箇年)を経て帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て高等師範學校(修業年限四箇年)に入るを得しめ、一の學校系統を組織せり。

小學校

師範學校

小學校令に於ては、小學校の設置區域及び位置等は、凡て府縣知事之を定むることとし、就學義務年限を尋常小學校の四箇年に延長し、土地の情況によりては、修業年限三箇年以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代ふるを得しむ。公立師範學校は、從來其の數に規定なかりしも、師範學校

獨逸の學風

令に於ては、一府縣一箇所に制限し、全力を此の一師範學校に集中せしむるの方針を取れり。蓋し森文部大臣は國運發展の基礎を國民教育に置き、國民教育の消長を以て、師範教育の盛衰に依存するものとなしたるを以て、特に師範教育を重んじ、生徒の訓育は、順良・信愛・威重の三氣質を養成するを以て其の根本義となし、兵式體操を課して其の氣質を鍛鍊せり。又尋常師範學校長をして其の府縣の學務課長を兼ねるを得しめ、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを本體となし、明らかに師範學校を以て普通教育の根原と認めたり。

明治二十二年文科大學内に教育科特約生を置き、獨逸人ハウスクネヒトを聘して教育學を講ぜしむ。是より我が學風次第に英・米を去つて獨逸に向ひ、ヘルバルトの學說盛に

唱へらるゝに至れり。

第二節 教育勅語の下賜

教育勅語

我が國民の歐化主義に流れたることは、前章に於て已に之を述べたり。而して此の歐化主義の最も盛なりしは明治二十年前後にして、甚だしきは、悉く我が古來の文物・制度を排し、衣食・住の習慣を改め、國語に代ふるに英語を以てせんとするに至れり。是に於てか、明治十九年西村茂樹は「日本道徳論」を著し、明治二十年勝安芳は書を當路に致して、其の反省を求め、三宅雪嶺等は明治二十一年を以て政教社を興し、雜誌「日本人」を出し、大に國粹の保存を唱へたり。されど歐化といひ、國粹保存といふも、共に我が國運の發展を以て、其の終局の目的となせるに至つては、即ち一なれば、兩者の思想は次第に和熟し、思想界の歸著點、將に明らかならんとする

に際し、明治二十二年二月十一日、皇室典範及び帝國憲法の發布あり。越えて二十三年十月三十日、教育に關する勅語を下賜せられ、時の文部大臣芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に頒布するに及び、政治思想、倫理思想、始めて統一の氣運に向ひ、教育の理想亦炳乎として明らか、國家主義の教育是より勃興せり。

小學校令改正

明治二十三年十月地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正し、其の第一條に於て範を獨逸に取り、小學校の目的を「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道德教育及ビ國民教育ノ基礎、竝ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定めたり。又小學簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を三箇年若しくは四箇年、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年若しくは四箇年と

小學校教則大綱

なし、從來授業料を以て小學校經費の本體となせるの制を廢し、經費は凡て市町村より支出せしめ、其の他、市町村制の實施(明治二十二年)に伴ふ諸般の改正を施し、翌二十四年獨逸の制に倣ひ、小學校教則大綱を發布し、各科の程度及び要旨を明らかにせり。

國學の獎勵

明治二十六年井上毅(二五五〇四年)文部大臣となるや、一方に於て國學、漢學の研究を獎めて國家主義の教育を鼓吹すると共に、又他方に於ては、國運の發展を以て、専ら國力の充實にありとし、大に實業教育を獎勵し、實業補習學校規程、實業教育國庫補助法を始め、多くの實業教育に關する規程を定めたり。

實業補習學校規程

第五章 明治の教育家——福澤諭吉

明治の教育家中特に成績あるは、同人社を興して多くの子弟を教育せし中村正直(二四九二—二五五一年)、攻玉社の創立者近藤眞琴(二四九一—二五四六年)、同志社を創めて、基督教の教育に一生を委ねたる新島襄(二五五〇—二五五〇年)及び福澤諭吉の諸氏なるが、就中、最も有名なるを福澤諭吉となす。

福澤諭吉は豊前中津の藩士、天保五年(二四四)大阪に生まる。幼にして漢學を修め、後緒方洪庵の塾に入りて蘭學を修め、學業大に進めり。安政五年二十五歳にして江戸に出て、鐵砲洲に塾舎を設けて子弟を教授す、是れ即ち慶應義塾の起原なり。後更に英學を研究し、海外に遊ぶこと前後三回、慶應三年塾舎を芝に移し、始めて慶應義塾と稱し、子弟を教授するの傍ら、諸種の翻譯をなし、泰西の學術を紹介して世人の蒙を啓き、又時事新報を發刊して輿論の喚起に力めたり。爾來

福澤諭吉の傳記

福澤諭吉



死に至るまで、一生を育英の業に委ね、未だ曾て富貴利達を望まず、自ら新文明の開拓を以て任じたりしが、明治三十四年病んで歿せり、年六十八。多くの著書中、西洋事情、窮理圖解、福翁百話、新女大學等最も廣く行はる。慶應義塾は其の後大學組織に改め、下は幼稚舎より上は大學部に至るまで、整然たる一大系統をなし、多く知名の實業家、政治家、學者等を出し、早稲田大學と相並んで現今私立學校中の巨擘たり。翁は獨立自尊を以て道德の根本義となし、獨立の方便として衣食住の三者を擧げ、大に實學を尊重せり。曰く、獨立とは先づ他人の厄介たるを免れ、…自分の力にて衣食し、親

福澤諭吉の功績

子の間にても其の分界を明らかにして、然る後に我が思ふ所を言ひ、我が思ふ所を行ふの義にして、其の基礎既に立つ上は、苟も本心に恥づる所を犯して他に屈することを爲すべからず」と又曰く「我輩は古來の學說を根柢より顛覆して更らに文明學の門を開かんと欲するものなり」と所謂古來の學說とは實地に疎き漢學にして、文明學とは「有形に於ては數理の學、無形に於ては獨立心」なり。即ち獨立と實用とは翁の二大主張にして門生を教ふるにも、社會を導くにも、一として是に基づかざるはなく、明治の文運に貢獻したる功績頗る大なり。

第六章 教育の勃興

明治二十七八年清國と戦ひ、國威頓に擧がるや、我が國民

二十七八年戦
役と教育

は自國の眞價を自覺すると共に、又教育の戦勝に與ること甚だ大なるを悟り、おのづから教育勃興の氣運を開けり、乃ち政府は先づ議院の建議を容れ、**教育基金**を分賦して、普通教育を奨勵し、國民亦争うて其の進歩を圖りしかば、諸般の教育的施設は翕然として起り、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來多く省みられざりし女子教育及び實業教育も頗る長足の進歩をなせり。今左に各種の學校につき其の發達の梗概を述べべし。

小學校令 は明治二十三年の改正以後、三十三年更に之を改正し、義務就學の年限を四箇年となし、義務教育年限中は授業料を徴收せざるを以て本體となし、且試験を全廢せり。同三十六年教科用圖書を國定となし、四十年、明治三十七八年戦役以後國運の發展に伴なふ施設として、再び小學校

初等教育

中等教育

令を改正し、義務教育年限を尋常小學校の六箇年に延長し、高等小學校の修業年限を二箇年乃至三箇年に改む。是れ即ち現行 小學校令なり。

中學校令 は十九年の改正以後、明治三十二年之を現行中學校令に改む。其の要、尋常中學校を中學校と改め、男子に須要なる高等普通教育を爲すを以て目的となし、且補習科を置くを得しめたるにあり。女學校につきては、明治二十八年始めて特に其の規程を定め、同三十二年現行高等女學校令を發布し、修業年限四箇年を以て本體となし、一個年の伸縮を許し、且補習科技藝專修科及び專攻科を置くを得しむ。其の目的、女子に須要なる高等普通教育を爲すにあり。明治四十三年更に其の一部を改正して、實科又は獨立の實科高等女學校を置くを得しむ。

師範教育

專門教育

師範學校令 は明治十九年以後、明治三十年之を改正し、尋常師範學校を改めて師範學校となし、各府縣師範學校を一校に制限したるを改めて、一校又は數校となし、同四十年現行師範學校規程を定め、簡易科を廢し、本科を二部に分かち、且豫備科を設くるを以て本體とせり。高等師範學校は、從來の東京男女兩高等師範學校の外に、更に廣島高等師範學校(明治三十五年)及び奈良女子高等師範學校(明治十一年)を増設せり。

專門教育 につきては、明治二十七年高等中學校を高等學校と改稱し、其の目的を專門學科を教授する所となし、別に大學豫科を設くるを得しめ、同三十六年專門學校令を發布して、公立私立の專門學校を統一す。大學は、國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奧ヲ攷究スル所にして、明治十九年學校令發布の當時は東京に一大學ありしのみな

教育行政

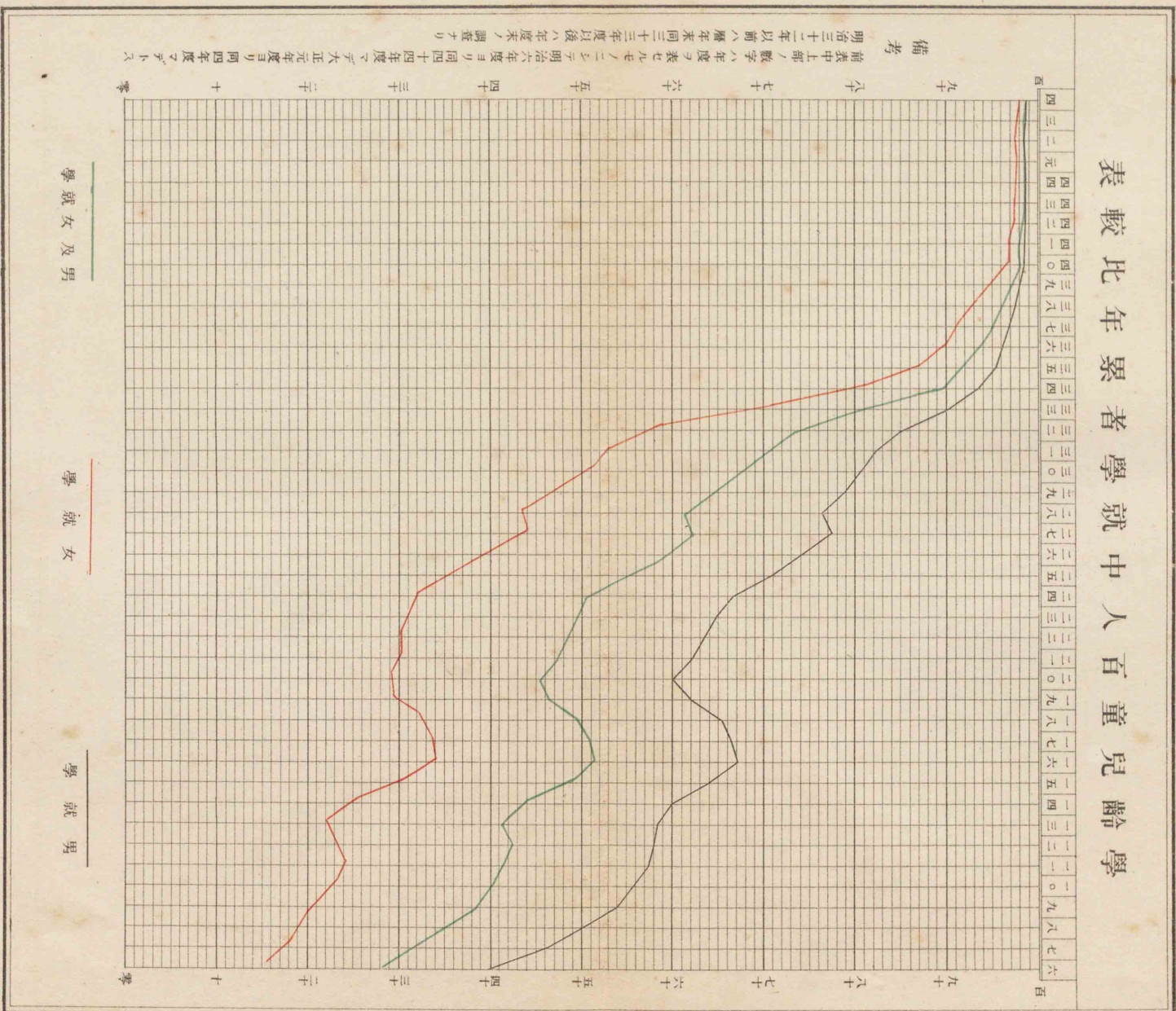
るも、其の後、京都帝國大學（明治三）、東北帝國大學（明治四）、九州帝國大學（明治十三年）、北海道帝國大學（大正七年）を増設し、其の他各種の實業専門學校亦時勢の進運に伴なひ次第に勃興せり。

教育行政機關 につきては、明治二十九年學政の最高諮問機關として、高等教育會議を設置し、同三十二年府縣に視學官及び視學を、郡に郡視學を置く。其の後二三の變遷あり、大正二年官制を改革し、文部大臣は、教育學藝及宗教ニ關スル事務ヲ管理し、省内に専門學務局・普通學務局及び宗教局を置き、視學官を督學官と改稱し、同時に高等教育會議を廢して新に教育調査會を置く。

左に文部省年報より統計の一部を抄録して、明治十九年以後に於ける、普通教育發達の一斑を示すべし。

左に文部省年報より統計の一部を抄録して、明治十九年以後に於ける、普通教育發達の一斑を示すべし。

表 較比年累者學就中入百童兒齡學



教育思想

學校種別	明治十九年	大正四年度	明治十九年	大正四年度	明治十九年	大正四年度
	校	數	員	數	徒	數
官、公、私立 小學校	二八、五五六	二五、五七六	七九、六七六	一六三、九九三	二、八〇三、六三九	七、四五〇、六五二
官、公、私立 幼稚園	三	六三五	八三	一、七九三	就學歩合 ^四 、 ^三 二、五八五	就學歩合 ^九 、 ^四 五、 ^七 五〇、九八六
官、公、私立 中學校	五	三三二	六四四	六、五七五	一〇、三〇〇	一四一、九五四
官、公、私立 高等女學校	七	三六六	七〇	四、五九〇	八九八	九五、九四九
公立師範學校	四	九二	五九〇	一、六九六	四、八三七	二七、〇八三 (本科生)

教育思想の變遷 歐化主義と國粹保存主義との衝突及び教育勅語の下賜につきては、已に之を述べたり。教育勅語は忠孝兩道を以て國體の精華となしたまひ、國民道德の標準を宣示せられしものにして、當時新に紹介せられたる、ヘルバルトの教育學は、德育主義なるの點に於て、此の精神に

合するものあり、爲にヘルバルトの所説は俄に勢力を扶植し、明治二十六七年前後に於ては、苟も教育者にして品性陶冶多方興味、五段教授開化史的段階等の語を口にせざるものなく、甚だしきは儒教の五常をも、ヘルバルトの五道念になぞらへて解釋せんとするに至り、英米の學風は全く一掃し去られたり。

ヘルバルトの教育學は、品性の陶冶を主とすれども、他方に於て個人主義たるの譏を免れず。是に於てか、二十七八年戰役以後、國家主義の益、盛なるに伴なひ、稍、其の説に慊らざるものあるに至り、明治三十年以後、社會的教育學移入せられ、ベルゲマン、ナトルプ等の所説一時盛に唱導せられたり。其の他實驗教育學を始め、最近の教育思潮、一として紹介せられざるはなく、各其の長を採りて我が國教育の發展に資

せんとするの努力日を追うて盛なるに至れり。

第七章 我國教育の特色と維新以後の教育

凡て教育は國民性の上に建設せらる。國民性を離れて、復た教育なるものあることなく、一國教育の特色は凡て之を國民性の上に求めざるべからず。我が國の教育は、古來儒教及び佛教の影響を受け、最近又泰西の思想に接觸せりと雖も、之を一貫せる大精神に至りては、未だ曾て渝るあるなく、常に他國の長を採り、しかも其の本を忘れず、極めて健全なる發達をなせり。左に我が國教育の特色と稱すべき二三の條項を擧げ、其の維新以後に於ける教育との關係につき一言する所あるべし。

一、國家主義 國家主義の教育は、今や世界の趨勢なりと

國家主義

道德主義

雖も(第二篇第八章)西洋諸國に於て此の見地に達するには、永き紛争を経ざるを得ざりき。然るに我が國に於ては、古來國家主義を以て一貫し、忠君愛國の思想は自ら教育の神髓を成せり。下つて明治維新に入るや、教育事業を國家の手に統一し、殊に、明治十九年森文部大臣が教育諸法令の統一を試みてより、國家主義は制度の上にも完全に實現せられ、爾來學校は固より、圖書館、博物館等に至る迄、大凡國家の經營にかゝり、教育上の施設悉く國家を中心として發達せり。

二、道德主義 道德主義につきては已に之を説けり(第一篇第十四節)。維新以後泰西思想の移入に伴ひ、一時知育に偏し、實利主義に傾くことありしも、教育勅語の下賜以來、再び道德主義となり、修身科を以て諸教科の主位に置けり。下つて明治四十一年戊申詔書の下賜あり、専ら勤儉自彊を奨め給

宗教と分離

ひ、明治四十年代以後、國民道德に關する議論亦漸く盛なり。

三、宗教教育分離主義 教育と宗教とを分離せしむること、是れ亦我が教育の一大特色にして、彼の西洋諸國が宗教を以て教育の根柢となし、又は宗教と教育との分離につき、紛争を重ねつゝあると日を同じうして語るべからず。我が國に於ては、古來特定の宗教を以て教育に配せしことなく、彼の佛教の如き、社會教育上、利用せられしことあれども、一般の學校教育とは何等の關係を有せず、學校の教育は専ら儒教に基づきて行はれ、まゝ之に交ふるに古神道を以てせるのみ。而してこは維新以後と雖も敢へて渝らず、教育勅語の外、別に教育の規準あるなく、明治三十二年文部省は訓令を出して「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要なる所以を通達せり。」

進歩主義

四、進歩主義 舊慣に泥まず、舊義を墨守せず、廣く他の長を採りて、國本を培養するは、我が國民性の一大特色なり。故を以て徳川時代に於て殆ど全く忘れられし實用の學は、維新以後西洋の學術に接觸すると共に急速の進歩をなし、實業教育俄に勃興し、半世紀以前に於て唯一の教科たりし漢學は、今や諸外國に於ける拉丁語よりも一層輕き位置を有するに過ぎず。如此は是れ「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス」る維新の皇謨に則れるものにして、僅々五十年の短日月を以て、西洋諸國に比し敢へて譲らざる教育上の大發展を成したるの理、實に茲に存す。

新撰近世教育史 終

附錄 教育史年表

皇紀年代	事	皇紀年代	事
六七	ソロン、アテネの憲法を定む。	七六〇?	クインチリアヌス歿す。
九八?	釋迦カピラ城に生まる。	九四五	儒教傳來 <small>(應神天皇十六年)</small> 。
一一〇	孔子魯の昌平郷に生まる <small>(周靈王廿一年)</small> 。	一一三六	西羅馬帝國滅亡。
一五二	羅馬王政を廢し共和制となる。	一一八九	僧庵學校起る。
一七六?	釋迦入寂。	一二一二	佛教傳來 <small>(欽明天皇十三年)</small> 。
一八二	孔子歿す <small>(周敬王四十四年)</small> 。	一二六四	聖德太子憲法を定む。
一九二	ソクラテス生まる。	一二六七	留學生を隋に遣はす。
二六二	ソクラテス歿す。		法隆寺學問所を設く。
三一四	プラトーン歿す。	一二七〇	ムハメッド回々教を創む。
三三九	アリストテレス逝く。	一二八一	聖德太子薨す。
六五七	キリスト生まる <small>(西紀前四年)</small> 。	一三〇五	大化の改新。
六八九?	キリスト磔殺せらる。	一三六二	大寶令を發布す。

附錄 教育史年表

一三七二	「古事記」成る。	一九四二	日蓮入寂。
一三八〇	「日本紀」成る。	一九九九	神皇正統記成る。
一四〇一	諸國に國分寺を建つ。	二〇九九	足利學校起る。
一四一七	家々に「孝經」を備へしむ。	二一一〇	グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷す。
一四五四	平安奠都。	二一一三	東羅馬帝國滅ぶ。
一四八二	最澄入寂。	二一五二	コロンブス亞米利加を發見す。
一四八八	空海、綜藝種智院を興す。	二一七七	ルーテル宗教改革を唱ふ。
一四九五	空海入寂。	二一八八	王陽明卒す <small>(明世宗嘉靖七年)</small> 。
一五六三	菅原道真薨す。	二一九〇	コペルニクス地動説を唱ふ。
一六七〇	歐洲に武士制度起る。	二一九四	エスイタ派起る。
一八五二	陸象山卒す。	二一九六	人文主義大家エラスムス逝く。
一八六〇	頼朝征夷大將軍となる。	二二〇〇	エスイタ派法王の允許を受く。
一九二二	朱熹卒す <small>(南宋寧宗慶元六年)</small> 。	二二〇六	ルーテル逝く。
一九三〇	親鸞入寂。	二二〇九	フランソア・ザヴィエーリ來る。
	金澤文庫起る。		

二二二一三	ラブレー歿す。	二二九二	ロック生まる。
二二二一六	イグナチオ、ロヨラ歿す。	二二九五	ラトケ歿す。
二二二二〇	メランヒトン逝く。	二二九七	ヤンセン派始めて學校を開く。
二二二五二	コメニウス、モラビアに生まる。	二三〇二	ゴータ侯新教育令を發布す。
	モンテニウ歿す。	二三〇八	中江藤樹逝く。
二二六一	徳川家康、學校を伏見に設く。	二三一七	林羅山逝く。
二二六三	家康、幕府を江戸に開く。	二三一八	ニメニウスの「世界圖解」成る。
二二六八	中江藤樹近江に生まる。	二三二〇	ヤンセン派禁止せらる。
二二七九	熊澤蕃山生まる。	二三二三	フランケ生まる。
	藤原惺窩歿す。	二三二六	荻生徂徠生まる。
	ワイマルに強迫教育令を布く。	二三三〇	シュペーネル敬虔主義を唱ふ。
二二八二	山鹿素行生まる。		コメニウス、アムステルダムに逝く。
二二八六	ペーコン歿す。	二三三三	ミルトン歿す。
二二八七	伊藤仁齋生まる。	二三三三	
二二九〇	貝原益軒福岡に生まる。	二三三九	フエッロンの「女子教育論」出づ。

二三四二	山崎關齋歿す。	二三七四	貝原益軒歿す。
二三四四	ラサル、基督學校同胞團體を組織す。	二三七五	フエッロン歿す。
二三四五	山鹿素行歿す。	二三八〇	徳川吉宗禁書令を解く。
二三五〇	ラサル師範學校を起す。	二三八三	バセドウ生ずる。
二三五一	昌平覺起る。	二三八四	カント生ずる。
二三五三	熊澤蕃山歿す。	二三八五	新井白石歿す。
二三五五	ロック「教育思想」を著す。	二三八七	フランケ歿す。
二三五七	フランケ貧民學校を起す。	二三八八	荻生徂徠歿す。
二三五八	「大日本史帝王本紀」成る。	一三八九	細井平洲生ずる。
二三六一	木下順庵歿す。	二三九四	石田梅巖心學を創む。
二三六二	僧契冲歿す。	二四〇四	室鳩巢歿す。
二三六四	中村惕齋歿す。	二四〇六	石田梅巖逝く。
二三六五	ロック歿す。		ベスタロチ、チュエリッヒに生ずる。
二三七二	伊藤仁齋歿す。	二四〇七	ヘッケル伯林に實科學校を開く。
	ルソ、ジャンネーブに生ずる。		

二四二四	新人文主義の唱導者ゲスネル逝く。	二四四二	ビゲルトル「ト」出づ。
二四二二	ルソの「エミール」出づ。	二四四七	フレイベル生ずる。
二四二三	フイヒテ生ずる。	二四五〇	二宮尊徳相模に生ずる。
二四二九	フレデリキ大王小學校令を出す。	二四五三	バセドウ逝く。
二四三三	賀茂真淵逝く。	二四五六	幕府異學の禁を布く。
二四三四	エスイタ派團體を解く。	二四五八	和學講談所起る。
二四三五	バセドウ汎愛學校を設く。	二四五九	ホーレスマン生ずる。
二四三六	マリア・テレサ教育令を發布す。	二四六一	本居宣長「古事記傳」成る。
二四三八	ベスタロチ、ノイホーフに學校を開く。	二四六三	ベスタロチ、スタンツに赴く。
二四四一	ヘルバルト、オルデンブルグに生ずる。	二四六四	ベスタロチ、ブルグドルフに赴く。
	ルソ頓死す。		本居宣長・細井平洲歿す。
	ベスタロチの「リオンハルト及		「ゲルトルト」兒子教育法「出づ。
			新人文主義大家ヘルデル歿す。
			大哲カント逝く。

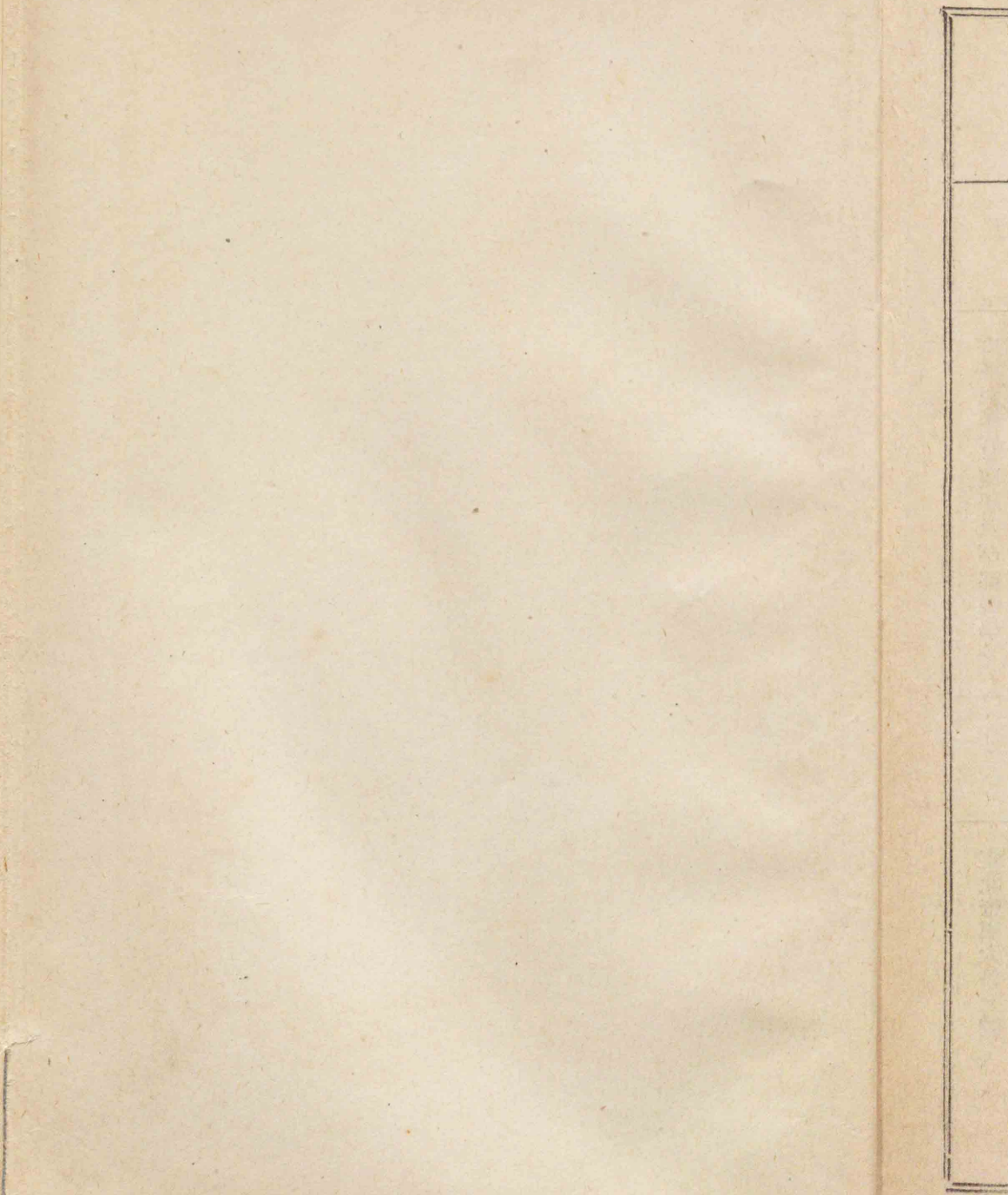
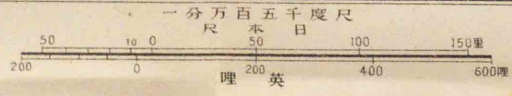
二四六五	ベスタロチ、イフエルテンに赴く。	二四九四	なる。
二四六六	日本外史成る。	二四九七	シユライエルマッヘル逝く。
二四六九	ヘルバルト其の大著「普通教育學」を出す。	二五〇一	ホーレスマン教育局長となる。
二四七一	ダーキン生まる。	二五〇二	フレイベル幼稚園を開く。
二四七四	ザルツマン逝く。	二五〇三	ジョセフ・ランカスター歿す。
二四八〇	變書和解方を置く <small>(開成所の起原)</small> 。	二五一一	ヘルバルト逝く。
二四八六	フイヒテ歿す。	二五一二	アーノルド歿す。
二四九〇	スペインサー生まる。	二五一六	平田篤胤逝く。
二四九二	フレイベルの「人類の教育」出づ。	二五二一	フレイベル歿す。
	吉田松陰生まる。	二五二二	二宮尊徳歿す。
	アンドルー、ベル歿す。	二五二四	松陰松下村塾を開く。
	頼山陽逝く。	二五二五	福澤諭吉慶應義塾を起す。
	アーノルド、ラクビー學校長と	二五二六	吉田松陰刑せらる。
		二五二七	ホーレスマン歿す。
		二五二八	ダーキンの「種の起原」出づ。

二五二二	スペインサーの「教育論」出づ。	二五三四	東京女子師範學校を設く。
二五二三	近藤眞琴攻玉社を起す。	二五三五	學齡を六歳より十四歳迄と定む。
二五二六	ヂーステルウエッヒ逝く。	二五三六	同志社起る。
二五二七	獨逸に補助學級起る。	二五三七	東京女子師範學校に幼稚園を置く。
二五二八	明治維新。	二五三八	西南の役。
二五二九	京都の學習院を再興す。	二五三九	大學の組織成る。
二五三〇	昌平黌を大學と改む。	二五四〇	京都に私立盲啞院起る。
二五三一	大・中・小學規則を定む。	二五四一	九月教育令を出す。
二五三二	文部省を置く、大木喬任文部卿となる。	二五四二	改正教育令を出す。
二五三三	八月學制を頒布す。	二五四三	私立共立訓盲院を東京に開く。
二五三四	東京に師範學校を置く。	二五四四	小學校教則綱領、中學校及び師範學校教則大綱を出す。
二五三五	中村正直同人社を起す。	二五四五	福岡文部卿小學校教員心得を出す。
二五三六	大學擴張運動英國に起る。		

二五四二	軍人への勅諭を下し給ふ。 チラー、及びダーキン逝く。
二五四三	東京女子師範學校に附屬高等女 學校を置く。
二五四四	早稻田専門學校起る。
二五四五	大日本教育會起る。
二五四六	再び教育令を改正す。
二五四七	森有禮文部大臣となる。
二五四八	學校令を發布す。
二五四九	共立訓盲院を東京盲啞學校と改 稱す。
二五五〇	憲法發布。 帝國大學内に教育特約生を置く。 十月教育勅語を下賜せらる。 地方學事通則發布。
二五五一	小學校令改正。 新島襄逝く。
二五五二	小學校教則大綱を定む。 中村敬字逝く。
二五五三	井上毅文部大臣となる。
二五五四	廿七八年戰役起る。
二五五五	實業教育國庫補助法を定む。
二五五六	高等教育會議規則を定む。
二五五七	スパンサーの「綜合哲學」大成す。 師範學校令改正。
二五五八	地方視學を置く。
二五五九	京都帝國大學を設く。 文部省に實業教育局を置く。 公立學校に學校醫を置く。 實業學校令を定む。

二五六〇	府縣視學官・視學及び郡視學を 置く。
二五六一	高等女學校令・中學校令改正。
二五六二	教育基金特別會計法公布。 八月小學校令を改正す。
二五六三	福澤諭吉逝く。
二五六四	日英同盟成る。
二五六五	廣島高等師範學校を設置す。 スパンサー逝く。
二五六六	專門學校令を出す。
二五六七	福岡に醫科大學を置く。 三十七八年戰役起る。
二五六八	三月小學校令を改正し、義務教 育年限を六ヶ年とす。
二五六九	四月師範學校令改正。
二五七〇	東北帝國大學を設く。 十月戊申詔書を下賜せらる。
二五七一	奈良女子高等師範學校を設く。 實科高等女學校の制を定む。
二五七二	九州帝國大學を設く。
二五七三	明治天皇崩御。 今上陛下御踐祚。
二五七四	教育調査會を置く。
二五七五	地方學事通則を改正す。
二五七六	北海道大學を設く。

巴羅歐部西圖附史育教世近



巴羅歐部西圖附史育教世近



一分万百五千度尺
尺 本 日
200 0 100 150 里
200 0 400 600 哩 英

大正元年十月二十三日
 大正二年十月二十六日
 大正三年十月二十九日
 大正四年十一月一日
 大正五年十一月三日
 大正七年十一月五日

訂正
 訂正
 訂正
 訂正
 訂正
 訂正

版
 版
 版
 版
 版
 版

刷
 刷
 刷
 刷
 刷
 刷

發行
 發行
 發行
 發行
 發行
 發行



不許
 撰近世教育史
 複製

(版訂修)

著者 篠原助市
 著者 佐藤熊治郎
 著者 小川正行
 著者 大葉久吉
 發行者 青柳十一郎
 印刷者 東京市牛込區市谷加賀町一丁目拾貳番地

定價	金七拾錢
大正八年度臨時	金九拾八錢

發行所
 關西專賣

東京市日本橋區本石町三丁目
 振替口座東京二八〇番
 大阪市東區淡路町四丁目
 振替口座大阪四三番

東京寶文館
 大阪寶文館
 合資會社

4
16
32
48
144
36
9

50 77¹⁰

6. 1. 40



広島大学図書

2000034755

